令和6年(2024年)4月15日 第739号(5分冊の1)

# 4 華古小却

発行日 毎月2回 1・15日 発行所 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所 総務局総務部総務課

	千葉市都市公園条例の一部を改正する条例(第 17 号)	•••••	79
	千葉市農業集落排水事業の設置等に関する条例(第 18 号)	•••••	79
	千葉市農業集落排水事業の設置等に関する条例の施行に伴う関		
	係条例の整備に関する条例(第 19 号)	•••••	81
	○令和6年3月27日公布条例	•••••	81
	千葉市議会委員会条例の一部を改正する条例 (第 20 号)	•••••	81
	○令和6年3月31日公布条例	•••••	82
	千葉市市税条例の一部を改正する条例 (第 21 号)	•••••	82
}	【規則】		
}	○令和6年3月18日公布規則	•••••	83
	千葉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関す		
)	る条例施行規則の一部を改正する規則(第8号)	•••••	83
	○令和6年3月22日公布規則	•••••	84
	千葉市スポーツ広場管理規則の一部を改正する規則(第9号)	•••••	84
)	○令和6年3月25日公布規則	•••••	85
	千葉市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則(第10号)	•••••	85
i	○令和6年3月27日公布規則	•••••	86
4	千葉市消防局組織規則の一部を改正する規則(第 11 号)	•••••	86
	千葉市消防吏員の服制等に関する規則の一部を改正する規則		
5	(第 12 号)	•••••	86
5	○令和6年3月29日公布規則	•••••	87
6	千葉市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(第13号)	•••••	87
6	千葉市都市景観規則の一部を改正する規則(第 14 号)	•••••	91
8	千葉市農業集落排水事業会計規則(第15号)	•••••	94
	千葉市事務分掌規則等の一部を改正する規則(第 16 号)	•••••	149
9	千葉市介護保険規則の一部を改正する規則(第 17 号)	•••••	161
	千葉市特定重要公文書等の保存及び利用等に関する規則		
3	(第 18 号)	•••••	166
7	千葉市職員の特殊勤務手当支給条例施行規則及び単純な労務に		
	雇用される職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則		
8	(第 19 号)	•••••	168
2	て善士初始担則の「如たみまたて担則(答 20 日)		1.00

TELO 4 3 - 2 4 5 -	5026	W V V V V V E IM (C IX ) O V V V (X) 10 (3)		01
The O 4 3 - 2 4 5 -	0 0 2 0	○令和6年3月27日公布条例		81
		千葉市議会委員会条例の一部を改正する条例 (第 20 号)	••••	81
目 次	ページ	○令和6年3月31日公布条例	•••••	82
【条例】		千葉市市税条例の一部を改正する条例(第 21 号)		82
○令和6年3月21日公布条例	3	【規則】		
法令の改正等に伴う関係条例の整理に関する条例 (第1号)	3	○令和6年3月18日公布規則		. 83
千葉市職員定数条例の一部を改正する条例 (第2号)	4	千葉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関す		
千葉市事務分掌条例の一部を改正する条例 (第3号)	5	る条例施行規則の一部を改正する規則 (第8号)		. 83
千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利		○令和6年3月22日公布規則	••••	· 84
用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部		千葉市スポーツ広場管理規則の一部を改正する規則(第9号)	••••	84
を改正する条例 (第4号)	5	○令和6年3月25日公布規則	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	85
千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関す		千葉市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則(第10号)	••••	85
る基準を定める条例等の一部を改正する条例 (第5号)	6	○令和6年3月27日公布規則		· 86
千葉市介護保険条例の一部を改正する条例 (第6号)	44	千葉市消防局組織規則の一部を改正する規則(第 11 号)		· 86
千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に		千葉市消防吏員の服制等に関する規則の一部を改正する規則		
関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 (第7号)	45	(第 12 号)	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	· 86
千葉市火災予防条例の一部を改正する条例 (第8号)	65	○令和6年3月29日公布規則		87
千葉市消防関係手数料条例の一部を改正する条例(第9号)	66	千葉市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(第13号)		87
千葉市犯罪被害者等支援条例(第10号)	66	千葉市都市景観規則の一部を改正する規則(第 14 号)		. 91
千葉市暴力団排除条例の一部を改正する条例(第 11 号)	68	千葉市農業集落排水事業会計規則(第15号)		. 94
千葉市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める		千葉市事務分掌規則等の一部を改正する規則 (第 16 号)		· 149
条例 (第 12 号)	69	千葉市介護保険規則の一部を改正する規則(第 17 号)		· 161
千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例		千葉市特定重要公文書等の保存及び利用等に関する規則		
等の一部を改正する条例(第 13 号)	····· 73	(第 18 号)		. 166
千葉市保育所設置管理条例の一部を改正する条例(第 14 号)	77	千葉市職員の特殊勤務手当支給条例施行規則及び単純な労務に		
千葉都市計画検見川第二地区土地区画整理事業施行規程を廃止		雇用される職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則		
する条例 (第 15 号)	78	(第 19 号)		. 168
千葉市建築関係手数料条例の一部を改正する条例(第 16 号)	78	千葉市契約規則の一部を改正する規則(第20号)		. 168

千葉市市税条例施行規則の一部を改正する規則(第 21 号)		169
千葉市霊園管理規則の一部を改正する規則(第22号)		172
千葉市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一		
部を改正する規則(第 23 号)		176
千葉市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意		
入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する		
規則 (第 24 号)		184
千葉市火災予防規則の一部を改正する規則(第 25 号)		185
子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する		
規則 (第 26 号)		188
千葉市保育所管理規則の一部を改正する規則 (第 27 号)		189
児童福祉法、子ども・子育て支援法及び千葉市保育所及び千葉		
市認定こども園使用料条例に基づく使用料等の徴収等に関する		
規則の一部を改正する規則(第 28 号)		189
千葉市環境保全条例施行規則の一部を改正する規則(第 29 号)		190
千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則の一部を改		
正する規則 (第30号)	••••	191
千葉市農業集落排水事業分担金条例施行規則の一部を改正する		
規則 (第 31 号)		191
千葉市下水道事業会計規則の一部を改正する規則 (第 32 号)		193

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 法令の改正等に伴う関係条例の整理に関する条例
- (2) 千葉市職員定数条例の一部を改正する条例
- (3) 千葉市事務分堂条例の一部を改正する条例
- (4) 千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正 する条例
- (5) 千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例等の一部を改正する条例
- (6) 千葉市介護保険条例の一部を改正する条例
- (7) 千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関 する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- (8) 千葉市火災予防条例の一部を改正する条例
- (9) 千葉市消防関係手数料条例の一部を改正する条例
- (10) 千葉市犯罪被害者等支援条例
- (11) 千葉市暴力団排除条例の一部を改正する条例
- (12) 千葉市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (13) 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等 の一部を改正する条例
- (14) 千葉市保育所設置管理条例の一部を改正する条例
- (15) 千葉都市計画検見川第二地区土地区画整理事業施行規程を廃止す る条例
- (16) 千葉市建築関係手数料条例の一部を改正する条例
- (17) 千葉市都市公園条例の一部を改正する条例
- (18) 千葉市農業集落排水事業の設置等に関する条例
- (19) 千葉市農業集落排水事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例 令和6年3月21日

千葉市長 神 谷 俊 一

### 千葉市条例第1号

法令の改正等に伴う関係条例の整理に関する条例 (千葉市旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 千葉市旅館業法施行条例 (平成15年千葉市条例第12号) の 一部を次のように改正する

第2条第1項第4号中「第12条の4」を「第12条の4第1項」 に改める。

(千葉市大宮学園設置管理条例の一部改正)

第2条 千葉市大宮学園設置管理条例(昭和43年千葉市条例第10号) の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

第5条第4号中「第2条第4号」を「第2条第3号」に改める。 (千葉市療育センター設置管理条例の一部改正)

第3条 千葉市寮育センター設置管理条例(昭和56年千葉市条例第 14号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項第4号中 「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

第6条第4項第4号中「第3条第4項第4号」を「第3条第4項第 3号」に改める。

(千葉市児童福祉法施行条例の一部改正)

第4条 千葉市児童福祉法施行条例 (平成24年千葉市条例第76号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第6条の2の2第3項」を「第6条の2の2第2項」に、「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

(千葉市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正)

第5条 千葉市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意 入院者の症状等の報告に関する条例 (平成19年千葉市条例第17号) の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第38条の2第3項」を「第38条の2第2

項」に改める。

(千葉市病院事業の設置等に関する条例等の一部改正)

- 第6条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の2第8項」を「第 243条の2の8第8項」に改める。
- (1) 千葉市病院事業の設置等に関する条例(昭和43年千葉市条例第 12号)第10条
- (2) 千葉市水道事業の設置等に関する条例(昭和50年千葉市条例第1号)第5条
- (3) 千葉市下水道事業の設置等に関する条例(平成4年千葉市条例第 33号)第7条

(千葉市子ども・子育て会議設置条例の一部改正)

第7条 千葉市子ども・子育て会議設置条例(平成25年千葉市条例第 18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

(千葉市保育所及び千葉市認定こども園使用料条例の一部改正)

第8条 千葉市保育所及び千葉市認定こども園使用料条例(平成27年 千葉市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第7条の表中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

(千葉市営住宅条例の一部改正)

第9条 千葉市営住宅条例(昭和36年千葉市条例第5号)の一部を次 のように改正する。

第6条第2項第8号イ中「第10条第1項(」を「第10条第1項 又は第10条の2(これらの規定を」に改め、同号ウ及びエ中「婦人 相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条から第6条まで 及び第9条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

# 千葉市条例第2号

千葉市職員定数条例の一部を改正する条例

千葉市職員定数条例(昭和24年千葉市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表市長の事務部局の職員(下水道事業に従事する職員を除く。)の項中「4,415人」を「4,490人」に改め、同表病院局の職員の項中「1,125人」を「1,240人」に改め、同表合計の項中「12,132人」を「12,322人」に改める。

附制

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

# 千葉市条例第3号

千葉市事務分堂条例の一部を改正する条例

千葉市事務分掌条例(昭和62年千葉市条例第2号)の一部を次のよ ちに改正する。

第1条総務局の事務分掌の前に次の事務分掌を加える。

## 総合政策局

- (1) 秘書及び渉外に関する事項
- (2) 広報及び広聴に関する事項
- (3) 危機管理及び防災対策に関する事項
- (4) 市政に関する基本的計画並びに重要施策の企画及び調整に関する 事項
- (5) 統計に関する事項

第1条総務局の事務分掌中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3 号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とする。

第1条総合政策局の事務分掌を削る。

第1条市民局の事務分掌中第2号を削り、第3号を第2号とする。 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

# 千葉市条例第4号

千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改 正する条例

千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年千葉市条 例第63号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

## 附制

この条例は、公布の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律 第48号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

# 千葉市条例第5号

千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例等の一部を改正する条例

(千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第8条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他 これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことがで きる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式 その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記 録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 第276条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改 める。

第23条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次 に次の2号を加える。

- (3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者 等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘 束等」という。)を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな ければならない。

第33条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに 掲載しなければならない。 第41条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第23条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第43条ただし書及び第49条ただし書中「同一敷地内にある」を 削る。

第53条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4)前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな ければならない。

第57条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、 同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項 第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、 同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定によ る」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加 える。

(2) 第53条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第60条ただし書及び第65条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第71条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第 5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者

等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな ければならない。

第77条第2項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 第71条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録第80条第3項中「に規定する人員」を「から第3項までに規定する人員」に、「、第1項」を「、前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。
- 3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、千葉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉市条例第61号。第136条第4項及び第190条第1項第1号において「千葉市介護老人保健施設条例」という。)第3条又は千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉市条例第62号。第136条第4項及び第190条第1項第4号において「千葉市介護医療院条例」という。)第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

第84条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第 5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者

又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第85条第5項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第87条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第84条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第94条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2 号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。
- (4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他 の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合 を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (5) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな ければならない。

第94条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他

の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな ければならない。

第94条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他 の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合 を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな ければならない。

第96条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第94条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第4号の規定 による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状 況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第100条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第104条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の 次に次の2号を加える。

- (3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者 等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな ければならない。

第111条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第104条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第114条中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」 を「同項第5号」に改める。

第132条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第136条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前 各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を 加える。

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護者人保健施設又は介護医療院である場合については、千葉市介護者人保健施設条例第3条又は千葉市介護医療院条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

第139条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の 次に次の2号を加える。

- (3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者 又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得な い場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4)前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな ければならない。

第140条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第 7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項 の次に次の1項を加える。 4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第144条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第139条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第148条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第154条第4項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)」を「身体的拘束等」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るた め、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ 電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に 1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他 の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のため の研修を定期的に実施すること。

第165条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減 に資する方策を検討するための委員会の設置)

第165条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所 生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上そ の他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期 入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質 の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 定期的に開催しなければならない。

第166条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第173条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正 化を図るため、次に掲げる措置を謙じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ 電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に 1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他 の従業者に関知衛底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のため の研修を定期的に実施すること。

第178条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型 施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第183条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第189条第1項第3号中「及び入院患者」を削る。

第190条第1項第1号中「千葉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉市条例第61号)」を「千葉市介護老人保健施設条例」に改め、同項第4号中「千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉市条例第62号)」を「千葉市介護医療院条例」に改め、同条第2項中「前項に」を「同項に」に改める。

第191条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の 老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則 第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされ た介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規 定する病床により構成される病棟をいう。第201条において同 じ。)」を削る。

第193条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。 6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るた め、次に掲げる措置を難じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ 電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に 1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他 の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第201条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性 認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「療養病床又は老人性認 知症疾患療養病棟」を「療養病床」に改める。

第202条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を 「の規定による」に改める。

第203条中「及び第165条」を「、第165条及び第165条 の21に改める。

第206条第1項中「ユニット型指定短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の」に、「次のとおり」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第191条第1項に規定する設備」を「第191条第1項から第4項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

- 2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事 業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。
- (1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護

事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護 事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の 基準を満たさなければならない。

## ア ユニット

## (ア)病室

- a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者へ の指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、 2人とすることができること。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとすること。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
- d プザー又はこれに代わる設備を設けること。

# (イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、 当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むた めの場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同 生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積 以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

#### (ウ)洗面設備

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 (エ) 便所
  - a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設

けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の 不自由な者が使用するのに適したものとすること。

## イ 廊下幅

1. 8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2. 7メートル以上とすること。

## ウ 機能訓練室

内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

#### 工 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

- (3) 前号イから工までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- (4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則(昭和23年 厚生省令第50号)第21条第3号に規定する食堂とみなす。
- (5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常 災害に際して必要な設備を設けることとする。
- 3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護 事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。
- (1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介 藤事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。
- (2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介 護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次 の基準を満たさなければならない。

## ア ユニット

# (ア) 病室

a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者へ の指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、 2人とすることができること。

- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとすること。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上と すること。ただし、aただし書の場合にあっては、21. 3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

## (イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、 当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むた めの場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同 生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積 以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

## (ウ) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数散 けること
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

## (エ) 便所

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の 不自由な者が使用するのに適したものとすること。

#### イ 廊下幅

1. 8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2. 7メートル以上とすること。

## ウ 機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器

具を備えること。

## 工 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

- (3) 前号イから工までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- (4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4 において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。
- (5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所である コニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非 常災害に際して必要な設備を設けることとする。
- 4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備 に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設 及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有する こととする。

第208条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

- 8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正 化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ 電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に 1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他 の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のため の研修を定期的に実施すること。

第213条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型 施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。 第217条に次の1項を加える。
- 9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号

ア及び第2項第2号アの規定の適用については、第1項第2号ア中「1」とあるのは「0.9」と、第2項第2号ア中「1以上」とあるのは「0.9以上」とする。

- (1) 第236条において準用する第165条の2に規定する委員会 において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員 の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必 要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認しているこ
  - ア 利用者の安全及びケアの質の確保
  - イ 特定旅設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
  - ウ 緊急時の体制整備
  - 二工業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次 号において「介護機器」という。)の定期的な点検
  - オ 特定施設従業者に対する研修
- (2)介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第218条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第227条の次に次の1条を加える。

(口腔衛生の管理)

第227条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第233条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力 医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療 機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相 酸対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医 療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認する とともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならな い。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協 定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機 関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなけ ればならない。
- 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに 入居させることができるように努めなければならない。

第235条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第236条中「及び第158条」を「、第158条及び第165条 の2」に改める。

第240条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第246条第2項第2号から第9号までの規定中「に規定する」を

「の規定による」に改める。

第249条第1項中「介護保険法施行令」の次に「(平成10年 政令第412号)」を加える。

第250条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第254条中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号を 第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな ければならない。

第254条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の 次に次の1号を加える。

(2) 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

第255条第1項中「内容」の次に「、福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期」を加え、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。
- 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録 をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護 支援事業者に報告しなければならない。

第260条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第261条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第254条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第262条及び第264条中「第107条第1項、第2項及び第4 項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条 第2項」を「第107条第2項」に改め、「利用」と」の次に「、同 条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」 を加える。

第267条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第272条中第4号を第8号とし、第3号を第4号とし、同号の次 に次の3号を加える。

- (5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、 利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を 確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、 修理等を行うよう努めるものとする。
- (6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他 の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合 を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな ければならない。

第272条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2)対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

第273条に次の1項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第274条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第272条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、

その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録第275条中「第107条第1項、第2項及び第4項中「通所介護事業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」を「第107条第2項」に改め、「利用」と」の次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第276条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(千葉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 千葉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 を定める条例(平成27年千葉市条例第17号)の一部を次のように 改正する。

第4条第2項中「が35」を「(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23 第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予 防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定 居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。) が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団 法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康 保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理 を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使 用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等 のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置してい る場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49 又はその端数を増すごとに1とする。

第5条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対

し」を加え 「 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作 成された民宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉 用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」 という。) がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める 割合 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居 宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一 の指定民宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によっ て提供されたものが占める割合!を削り、同条第8項を同条第9項と し、同条第7項中「第4項の」を「第5項の」に改め、同項第1号中 「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同 条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条 第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」 を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録してお くことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、 磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で 作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるも のをいう。第33条第1項において同じ。)に係る記録媒体をい う。) | に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、 第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条第2号の次に次の2号を加える。

- (2) の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は 他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場 合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下 「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- (2) の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録 しなければならない。

第15条第14号ア中「利用者の居宅を訪問し、当該」を削り、同 号中イをウとし、アの次に次のように加える。

- イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、 少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。
- (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
- (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について 主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
  - a 利用者の心身の状況が安定していること。
  - b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
  - c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタ リングでは把握できない情報について、担当者から提供を 受けること。

第15条第26号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの 設置者である」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項

を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録第33条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準を定める条例(平成24年千葉市条例第65号)の一部を 次のように改正する。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他 これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことがで きる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式 その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記 録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 第202条の2第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」 に改める。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号 の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急 やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限 する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。 (9)前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その

9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな ければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、 重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書、第5項ただし書及び第6項中「当該夜間 対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に 改める。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は 他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場 合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6)前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな ければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、

同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号 の水に次の2号を加える。

- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は 他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場 合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな ければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録第59条の20の3中「から第4号までの規定」を削り、「第59条の20の3」と」の次に「、同項第3号中「第59条の9第6号」とあるのは「第59条の20の3において準用する第59条の9第6号」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第59条の20の3」と」を加え、「同項第5号」を「同項第6号」に、「同項第6号」を「同項第7号」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな ければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の 記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「指定居宅介護支援」の次に「(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)」を加え、「指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第130条第7項及び第151条第8項において同じ。)」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第66条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次 に次の2号を加える。

- (5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな ければならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第83条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない 場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事 し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものと する。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為 (以下「身体的拘束等」という。)」を「身体的拘束等」に改め、同 条第6号中「に規定する」を「の」に改め、同条中第8号を第9号と し、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化 を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3 月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員 その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

- ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 第106条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減 に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第107条第2項第3号及び第5号から第8号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは 併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模 多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の 次に次の5項を加える。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
- (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力 医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認す るとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければなら

ない。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(以下「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種 協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療 機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わな ければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関 その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退 院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同 生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなけ ればならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条 の21に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号 アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0. 9」とする。
- (1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

- ア 利用者の安全及びケアの質の確保
- イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
- ウ 緊急時の体制整備
- エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次 号において「介護機器」という。)の定期的な点検
- オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修
- (2)介護機器を複数種類活用していること。
- (3)利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。
- 第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
- 第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。
- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に 基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満た す協力医療機関を定めるように努めなければならない。
- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相 酸対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療 の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保してい ること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応 を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指 定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよ うに努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関

が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定 指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議 を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力 医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽 快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着 型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければ ならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」 に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は 介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)」を削る。 第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、 当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項 を次のように改める。

指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)

を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相 酸対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型 介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医 師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則 として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療 機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認すると ともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関と の間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなけ ればならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定 指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関 との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなけれ ばならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その 他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が 可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福 祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければなら ない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を 「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、 第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。 第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。 第189条中「第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。 第190条中「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機 能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各 号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適 正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3 月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。
  - イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の 適正化のための研修を定期的に実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規 定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条 の21に改める。

第202条の2第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知 覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。 (千葉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに 指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法 に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 千葉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年千葉市条例第67号)の一部を次のように改正する。

第49条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第50条の2第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第266条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第54条の4第1項中「重要事項を」を「重要事項(以下この条に おいて単に「重要事項」という。)を」に改め、同条第2項中「前項 に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同 条に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第55条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第58条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を 制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第58条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第 5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな ければならない。

第60条ただし書及び第65条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第73条第2項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第76条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第76条第15号中「及び第10号から第14号」を「、第9号及び第12号から前号」に、「第86条第10号及び第95条第2項第7号」を「第86条第13号並びに第95条第2項第9号及び第3項第6号」に改め、同号を同条第17号とし、同条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第8号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他 の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合 を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな ければならない。

第77条第4項中「前条第15号」を「前条第17号」に改める。

第79条第3項中「に規定する人員」を「から第3項までに規定する人員」に、「、第1項」を「、前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問リハピリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設へは介護医療院である場合については、千葉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉市条例第61号。第117条第4項及び第174条第1項第1号において「千葉市介護老人保健施設条例」という。)第3条又は千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉市条例第62号。第117条第4項及び第174条第1項第4号において「千葉市介護医療院条例」という。)第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

第83条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第86条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録第86条第1号中「第4条」を「第4条第1項」に改め、「担当職員」の次に「及び同条第2項に規定する介護支援専門員」を、「指定介護予防サービス等をいう。」の次に「第250条第4号及び第264条第3号において同じ。」を加え、同条第14号中「第12号」を「第15号」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第13号を第16号とし、第9号から第12号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当

該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急や むを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな ければならない。

第86条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、 第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第92条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第95条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定 による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状 況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第95条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同項第3号中「前号」を「第2号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用 者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得 ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4)前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな ければならない。

第95条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用 者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得 ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな ければならない。

第95条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用 者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得 ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな ければならない。

第117条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前 各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を 加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の 11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第 53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施 設又は介護医療院である場合については、千葉市介護老人保健施設 条例第3条又は千葉市介護医療院条例第4条に規定する人員に関す る基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしている ものとみなす。

第122条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1

号を加える。

- (3) 第125条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第125条第13号中「第11号」を「第14号」に改め、同号を 同条第16号とし、同条中第12号を第15号とし、第9号から第 11号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次 の2号を加える。
- (10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当 該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急や むを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな ければならない。

第125条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第5号」を 「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号と し、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第130条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第136条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化 を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ 電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に 1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他 の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第139条第2項中「第4条」を「第4条第1項」に改め、「担当職員」の次に「及び同条第2項に規定する介護支援専門員」を加え、「前項各号」を「同項各号」に改める。

第140条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減 に資する方策を検討するための委員会の設置)

第140条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定 介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サー ビスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るた め、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安 全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策 を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが できるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第141条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第157条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第167条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第173条第1項第3号中「及び入院患者」を削る。

第174条第1項第1号中「千葉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉市条例第61号)」を「千葉市介護老人保健施設条例」に改め、同項第4号中「千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉市条例第62号)」を「千葉市介護医療院条例」に改める。

第175条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の

老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則 第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされ た介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規 定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)」を削る。

第177条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化 を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ 電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に 1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他 の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第179条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性 認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「療養病床又は老人性認 知症疾患療養病棟」を「療養病床」に改める。

第180条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第181条中「及び第140条」を「、第140条及び第140条 の21 に改める。

第191条第1項中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」に、「次のとおり」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第206条第1項に規定する設備」を「第206条第1項から第4項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療 養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有すること とする。

- (1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所 療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。
- (2) 療養病床を有する病院であるユニット型介護予防指定短期入所 療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室について は、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

## (ア)病室

- a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者へ の指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められ る場合は、2人とすることができること。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとすること。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

## (イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、 当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むた めの場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同 生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積 以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

# (ウ) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

# (工) 便所

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の 不自由な者が使用するのに適したものとすること。

## イ 麻下幅

1. 8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2. 7メートル以上とすること。

# ウ 機能訓練室

内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

## 工 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

- (3) 前号イから工までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介 護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければなら ない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の 提供に支職がない場合は、この限りでない。
- (4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則(昭和23年 厚生省令第50号)第21条第3号に規定する食堂とみなす。
- (5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
- 3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所 療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有するこ ととする。
- (1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入 所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。
- (2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入 所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室につい ては、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

# (ア) 病室

- a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者へ の指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められ る場合は、2人とすることができること。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとすること。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、a ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
- a ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

# (イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、 当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むた めの場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同 生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積 以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

#### (ウ) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

# (エ) 便所

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の 不自由な者が使用するのに適したものとすること。

#### イ 旅下幅

1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.

7メートル以上とすること。

# ウ 機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

#### 工 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

- (3) 前号イから工までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介 護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければなら ない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の 提供に支障がない場合は、この限りでない。
- (4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4 において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。
- (5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所である ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備そ の他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
- 4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業 所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とさ れる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。) を有することとする。

第194条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第203条に次の1項を加える。

- 9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号 ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中 「1以上」とあるのは、「0,9以上」とする。
- (1) 第217条において準用する第140条の2に規定する委員会 において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員 の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必 要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認しているこ

٤.

- ア 利用者の安全及びケアの質の確保
- イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
- ウ 緊急時の体制整備
- エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次 号において「介護機器」という。)の定期的な点検
- オ 介護予防特定施設従業者に対する研修
- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第204条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第210条の次に次の1条を加える。

(口腔衛生の管理)

第210条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第214条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基 づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす 協力医療機関を定めるように努めなければならない。
- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相 酸対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の 求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保している こと。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、

協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及 び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第 114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次 項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興 感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条 第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症を いう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように 努めなければならない。
- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が 第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指 定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を 行わなければならない。
- 6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第216条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第217条中「、第54条の4」の次に「から第54条の8まで、第54条の10」を加え、「(第54条の9第2項を除く。)」を削り、「及び第139条の2」を「、第139条の2及び第140条の2」に改め、「第54条の2の2第2項、」の次に「第54条の4第1項並びに」を加え、「並びに第54条の4第1項」を削る。

第228条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第233条第2項第2号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第234条中「第54条の4から」の次に「第54条の8まで、第

54条の10から」を加え、「(第54条の9第2項を除く。)」を 削り、「から第211条まで」を「、第210条、第211条」に改 める。

第238条第1項中「介護保険法施行令」の次に「(平成10年政 令第412号)」を加える。

第239条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第246条第1項中「重要事項を」を「重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を」に改め、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第247条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第250条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第250条中第7号を第10号とし、第6号を第7号とし、同号の 次に次の2号を加える。
- (8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又 は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない 場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな ければならない。

第250条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の 次に次の1号を加える。 (4) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第11項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を除まる。提案を行うものとする。

第251条第1項中「期間」の次に「、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期」を加え、同条第5項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)」を「モニタリング」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に 当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開 始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続 の必要性について検討を行うものとする。

第256条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第261条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第264条第8号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 第264条中第5号を第9号とし、第4号を第5号とし、同号の次 に次の3号を加える。
- (6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当

たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の 使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方 法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

- (7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用 者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得 ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (8) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな ければならない。

第264条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3)対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

第265条に次の1項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第266条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に よっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子 計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(千葉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を 定める条例の一部改正)

第5条 千葉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介 護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基 準を定める条例(平成27年千葉市条例第13号)の一部を次のよう に改正する。

第4条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの 設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護 予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該 指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に 当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。
- 4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。 ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門 員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合 (その管理する指定 介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加え、同条第4項第2

号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法 により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的 記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第12条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項 の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の 地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要 した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項 に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじ め、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用につ いて説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「(平成11年厚生省令第36号)」を削り、同条第4号中「規定」の次に「(第32条第29号の規定を除く。)」を加える。

第23条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1

号を加える。

(3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(第32条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第2号の次に次の2号を加える。

- (2) の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は 他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (2) の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録 しなければならない。

第32条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並び に利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」 を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「(イただし書 の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除 く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

- イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。
- (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
- (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について 主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
  - a 利用者の心身の状況が安定していること。
  - b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うこ

とができること。

- c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリング では把握できない情報について、担当者から提供を受ける こと。
- ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい 変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接す ること

第32条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法 第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を 求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第35条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計 (電機による情報処理の用に供されるものをいう。) 」を削る。

(千葉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 千葉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年千葉市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を 改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項 の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定 による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医 療施設をいう。)」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1 項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第10条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその

他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第90条の2第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第32条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要 事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3)第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動 を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時 間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の 記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同 条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第 12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ を得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな ければならない。

第45条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支 障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事するこ とができるものとする。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為 (以下「身体的拘束等」という。)」を「身体的拘束等」に改め、同 条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の 適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ 電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に 1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他 の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減 に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、 介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進 を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にお ける利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽 減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用 して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければな らない。

第64条第2項第3号及び第5号から第8号までの規定中「に規定 する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併

設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多 機能型民宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にある こと等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次 に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に 基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満た す協力医療機関を定めるように努めなければならない。
- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相 酸対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療 の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保してい ること-
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応 を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防 及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第 114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次 項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興 感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条 第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症を いう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように 努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関 が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定 指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議 を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力

医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防 認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができ るように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に 改める。

第90条の2第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(千葉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正)

第7条 千葉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の 規定による」に改める。

第12条第5項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第25条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項を 次のように改める。

養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらか じめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件 を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めておかな ければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定 めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相 酸対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホーム の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、

入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる 体制を確保していること。

第25条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入 所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療 機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入 院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合 においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることが できるように努めなければならない。

(千葉市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正)

第8条 千葉市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉市条例第64号)の一部を次のよう に改正する。

第5条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他 これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことがで きる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式 その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記 録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 第54条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改め る。

第23条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、 当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を 得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、 必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければなら ない。

第24条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第32条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項を 次のように改める。

指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、 あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号 の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めて おかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関と して定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支 えない。

- (2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第32条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指

定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機 関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、 新興威染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第33条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイト に掲載しなければならない。

第39条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減 に資する方策を検討するための委員会の設置)

第39条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設 における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の 向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設に おける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担 軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活 用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければ ならない。

第41条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第51条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の

管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第54条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(千葉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する 基準を定める条例の一部改正)

第9条 千葉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第3条第6項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。)」を削る。

第6条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他 これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことがで きる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式 その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記 録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 第54条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改め る。

第18条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第25条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第32条第2項第1号及び第2号中「又は」を「及び」に改める。 第33条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項を 次のように改める。

介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えな

W.

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相 談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、 入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる 体制を確保していること。

第33条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、 入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に 入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場 合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させるこ とができるように努めなければならない。

第34条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要 事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」 を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、 「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。 3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第39条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減 に資する方策を検討するための委員会の設置)

第39条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における 業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資 する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者 の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する 方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うこ とができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第41条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を 「の規定による」に改める。

第51条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理 等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第54条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(千葉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第10条 千葉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉市条例第63号)の一部を次のように改正する。

目次中「第31条の2」を「第31条の3」に改める。

第9条第2項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の 規定による」に改める。

第22条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、 当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得 て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、 必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第23条第2項中「第31条の2」を「第31条の3」に改める。 第27条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項を 次のように改める。

特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第27条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、 入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に 規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定 医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定す る新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症 又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。) の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 特別参護者人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関

5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関 に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった 場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させ ることができるように努めなければならない。

第2章中第31条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減 に資する方策を検討するための委員会の設置)

第31条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第40条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第42条中「第31条の2」を「第31条の3」に改める。

第48条中「、第31条及び第31条の2」を「及び第31条から 第31条の3まで」に、「第31条の2まで」を「第31条の3まで」 に改める。

第52条中「、第31条の2」を「から第31条の3まで」に、 「第31条の2まで」を「第31条の3まで」に改める。

(千葉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正)

第11条 千葉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成24年千葉市条例第58号)の一部を次のように改正する。 第9条第2項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の 規定による」に改める。 第11条第4項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第12条第3項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める

第27条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに 当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように 努めなければならない。
- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相 酸対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入 所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療 機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療 に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定 する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療 機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新 型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は 同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発 生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入 院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合

においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることが できるように努めなければならない。

第28条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載 しなければならない

第34条第1項中「、交付」及び「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附則第6条第5項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

(千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を 定める条例の一部改正)

第12条 千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する 基準を定める条例(平成24年千葉市条例第62号)の一部を次のよ うに改正する。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他 これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことがで きる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式 その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記 録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 第55条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改め る。

第19条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。 第26条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第34条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項を 次のように改める。

介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、 次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満た す協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めておかなければ ならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めるこ とにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相 酸対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を 行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第34条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者 の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関 の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要 事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」 を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、 「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しな ければならない。

第40条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減 に資する方策を検討するための委員会の設置)

第40条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、 介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進 を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サー ビスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための 委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとす る。)を定期的に開催しなければならない。

第52条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第55条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基 準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第13条 千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関 する基準を定める条例等の一部を改正する条例(令和3年千葉市条例 第17号)の一部を次のように改正する。

附則第2条及び附則第3条を次のように改める。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、第1 条の規定による改正後の千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新居宅サービス等 条例」という。)第3条第3項(新居宅サービス等条例第90条第 1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限

る。) 及び第39条の2(新居宅サービス等条例第97条において **準用する場合に限る。) 並びに第5条の規定による改正後の千葉市** 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介 護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準を定める条例(以下「新介護予防サービス等条例」とい 5.) 第3条第3項(新介護予防サービス等条例第88条第1項に 担定する指定介護予防昆字審養管理指導事業者に適用される場合に 限る。) 及び第54条の10の2 (新介護予防サービス等条例第 93条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、 これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めな ければ」とし、新居宅サービス等条例第95条及び新介護予防サー ビス等条例第91条の規定の適用については、これらの規定中「、 次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関す る規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」 とあるのは「重要車項 (虐待の防止のための措置に関する事項を除 く。) 」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新居宅サービス等条例第31条の2(新居宅サービス等条例第97条において準用する場合に限る。)及び新介護予防サービス等条例第54条の2の2(新介護予防サービス等条例第93条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各 号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第1条中千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営 に関する基準を定める条例第8条第2項第2号及び第276条第1

項の改正規定、第2条中千葉市指定居宅介護支援等の事業の人員及 び運営に関する基準を定める条例第6条第4項第2号及び第33条 第1項の改正規定 第3条中千葉市指定地域密着型サービスの事業 の人員。設備及び運営に関する基準を定める条例第9条第2項第2 号及び第202条の2第1項の改正規定、第4条中千葉市指定介護 予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サ ービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 を定める条例館50条の2第2項第2号及び第266条第1項の改 正規定、第5条中千葉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営 並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準を定める条例第6条第4項第2号及び第35条第 1 項の改正規定 第6条中千葉市指定地域密着型介護予防サービス の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービ スに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定め る条例第11条第2項第2号及び第90条の2第1項の改正規定、 第8条中千葉市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関す る基準を定める条例第5条第2項第2号及び第54条第1項の改正 規定、第9条中千葉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並び に運営に関する基準を定める条例第6条第2項第2号及び第54条 第1項の改正規定、第11条中千葉市軽費老人ホームの設備及び運 営に関する基準を定める条例第12条第3項第2号及び第34条第 1項の改正規定 (「、交付」を削る部分を除く。) 並びに第12条 中千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 を定める条例第7条第2項第2号及び第55条第1項の改正規定 公布の日

(2) 第1条中千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営 に関する基準を定める条例第65条第1項ただし書、第71条、第 77条第2項、第80条、第84条、第85条、第87条第2項、 第94条、第96条第2項、第136条、第139条、第140条、 第144条第2項及び第190条第1項の改正規定並びに第4条中 千葉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに 指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方 法に関する基準を定める条例第65条第1項ただし書、第73条第 2項、第76条、第77条第4項、第79条及び第83条第2項の 改正規定、第86条の改正規定(第1号に係る部分を除く。)並び に第92条第2項、第95条、第117条、第122条第2項、第 125条及び第174条第1項の改正規定 令和6年6月1日 (重要事項の掲示に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から合和7年3月31日までの間は、第1 冬の規定による改正後の千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設 備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新居宅サービス等条例」 という。) 第33条第3項(新居宅サービス等条例第41条の3、第 46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第 112条、第114条、第134条、第145条、第167条(新居 字サービス等条例第180条において進用する場合を含む。)、第 180条の3、第187条、第203条(新居宅サービス等条例第 215条において準用する場合を含む。)、第236条及び第247 冬において進用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中 「指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲 載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新居宅サービス等 条例第260条第3項(新居宅サービス等条例第264条及び第 275条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、 同項中「指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブ サイトに掲載しなければならない。! とあるのは「削除」と、第2条 の規定による改正後の千葉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運 営に関する基準を定める条例第24条第3項(同条例第32条におい て準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定居 宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載し なければならない。」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改 正後の千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準を定める条例(以下「新地域密着型サービス条例」とい う。) 第34条第3項 (新地域密着型サービス条例第59条、第59

条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第 108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第 202条において準用する場合を含む。) の規定の適用については、 同項中「指定定期※回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則とし て、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるの は「削除」と、第4条の規定による改正後の千葉市指定介護予防サー ビス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 (以下「新介護予防サービス等条例」という。)第54条の4第3項 (新介護予防サービス等条例第62条、第74条、第84条、第93 条、第123条、第142条(新介護予防サービス等条例第159条 において準用する場合を含む。)、第164条の3、第171条、第 181条(新介護予防サービス等条例第196条において準用する場 合を含む。)、第217条及び第234条において準用する場合を含 ま。) の規定の適用については、同項中「指定介護予防訪問入浴介護 事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければな らない。」とあるのは「削除」と、新介護予防サービス等条例第 246条第3項(新介護予防サービス等条例第253条及び第262 条において準用する場合を含む。) の規定の適用については、同項中 「指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェ ブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第5 条の規定による改正後の千葉市指定介護予防支援等の事業の人員及び 運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援 の方法に関する基準を定める条例第23条第3項(同条例第34条に おいて準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指 定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲 載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第6条の規定によ る改正後の千葉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設 備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下この条か ら附則第4条までにおいて「新地域密着型介護予防サービス条例」

という。) 第32条第3項 (新地域密着型介護予防サービス条例第 65条及び第86条において進用する場合を含む。)の規定の適用に ついては、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原 則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」と あるのは「削除」と、第8条の規定による改正後の千葉市指定介護者 人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下と の条、附則第4条及び附則第6条において「新指定介護者人福祉施設 条例しという。)第33条第3項(新指定介護老人福祉施設条例第 53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同 項中「指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイ トに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第9条の規 定による改正後の千葉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並び に運営に関する基準を定める条例(以下この条、附則第4条及び附則 第6条において「新介護老人保健施設条例」という。)第34条第3 項(新介護老人保健施設条例第53条において準用する場合を含む。) の規定の適用については、同項中「介護者人保健施設は、原則として、 重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは 「削除」と、第11条の規定による改正後の千葉市軽費老人ホームの 設備及び運営に関する基準を定める条例第28条第3項(同条例附則 第10条において準用する場合を含む。) の規定の適用については、 同項中「軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに 掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第12条の規定 による改正後の千葉市介護医療院の人員、旅設及び設備並びに運営に 関する基準を定める条例(以下この条、附則第4条及び附則第6条に おいて「新介護医療院条例」という。)第35条第3項(新介護医療 院条例第54条において準用する場合を含む。) の規定の適用につい ては、同項中「介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイト に掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新居 宅サービス等条例第154条第6項(新居宅サービス等条例第180 条の3及び第187条において準用する場合を含む。)、第173条第8項、第193条第6項及び第208条第8項、新地域密着型サービス条例第92条第7号及び第197条第7号、新介護予防サービス等条例第136条第3項(新介護予防サービス等条例第159条、第164条の3及び第171条において準用する場合を含む。)及び第177条第3項(新介護予防サービス等条例第196条において準用する場合を含む。)並びに新地域密着型介護予防サービス条例第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に 資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第4条 この条例の旅行の日から令和9年3月31日までの間は、新居 宅サービス等条例第165条の2(新居宅サービス等条例第180条、 第180条の3、第187条、第203条 (新居宅サービス等条例第 215条において進用する場合を含む。)及び第236条において準 用する場合を含む。)、新地域密着型サービス条例第106条の2 (新地域密着型サービス条例第128条、第149条、第177条、 第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、新介護 予防サービス等条例第140条の2(新介護予防サービス等条例第 159条、第164条の3、第171条、第181条(新介護予防サ ービス等条例第196条において準用する場合を含む。)及び第 2.1.7条において選用する場合を含む。)、新地域密着型介護予防サ ービス条例第63条の2(新地域密着型介護予防サービス条例第86 条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設条例第 39条の3(新指定介護者人福祉施設条例第53条において準用する 場合を含む。)、新介護老人保健施設条例第39条の3(新介護老人 保健施設条例第53条において準用する場合を含む。)、第10条の 規定による改正後の千葉市特別養護者人ホームの設備及び運営に関す る基準を定める条例(以下この条及び附則第6条において「新特別養 護老人ホーム条例」という。) 第31条の3 (新特別養護老人ホーム 条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。) 及び新介護医療院条例第40条の3 (新介護医療院条例第54条において準用する場合を含む。) の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

第5条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新居 宅サービス等条例第227条の2及び新介護予防サービス等条例第 210条の2の規定の適用については、これらの規定中「行わなけれ ば」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第6条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス条例第172条第1項(新地域密着型サービス条例第189条において準用する場合を含む。)、第7条の規定による改正後の千葉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第25条第1項、新指定介護老人福祉施設条例第32条第1項(新指定介護老人福祉施設条例第53条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設条例第33条第1項(新介護老人保健施設条例第53条において準用する場合を含む。)、新特別養護老人ホーム条例第27条第1項(新特別養護老人ホーム条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。)及び新介護医療院条例第34条第1項(新介護医療院条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定申「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

# 千葉市条例第6号

千葉市介護保険条例の一部を改正する条例

千葉市介護保険条例 (平成12年千葉市条例第12号) の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(保険料率)

- 第3条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、 次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額 とする。
- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 34.398円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 44.226円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 52,164円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 68,040円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 75,600円
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 83,160円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 86.940円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 98、280円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 117、180円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 136,080円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 158、760円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 181,440円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 204、120円
- 2 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第6号の基準所 得金額は、同条第6項の規定に基づく施行規則第143条の規定にか かわらず、800,000円とする。
- 3 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第7号の基準所 得金額は、同条第7項の規定に基づく施行規則第143条の2の規定 にかかわらず、1,250,000円とする。
- 4 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第8号の基準所 得金額は、同条第8項の規定に基づく施行規則第143条の3の規定 にかかわらず、1,900,000円とする。

- 5 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第9号の基準所 得金額は、同条第9項第1号の規定にかかわらず、3,000, 000円とする。
- 6 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第10号の基準 所得金額は、同条第9項第2号の規定にかかわらず、5,000, 000円とする。
- 7 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第11号の基準 所得金額は、同条第9項第3号の規定にかかわらず、7,000, 000円とする。
- 8 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第12号の基準 所得金額は、同条第9項第4号の規定にかかわらず、9,000, 000円とする。
- 9 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課 に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、 同号の規定にかかわらず、21、546円とする。
- 10 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保 険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度におけ る保険料率について準用する。この場合において、前項中「21, 546円」とあるのは、「29, 106円」と読み替えるものとする。
- 11 第9項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第9項中「21,546円」とあるのは、「51,786円」と読み替えるものとする。第5条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「ハ」を「ニ」に、「又は第6号ロ」を「、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第6号まで」を「第12号まで」に改める。

第13条第1項中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に改める。

附則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第3条、第5条第3項及び第13条第1項 の規定は、令和6年度以後の年度に係る保険料率の算定について適用 し、令和5年度以前の年度に係る保険料率の算定については、なお従 前の例による。

# 千葉市条例第7号

千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関 する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に 関する基準を定める条例(平成24年千葉市条例第68号)の一部を 次のように改正する。

目次中「第148条の4」を「第148条の5」に改める。

第2条第11号及び第12号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に 改め、同条第17号中「、指定通所支援等基準条例第61条に規定す る指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第5条第1項中「として」の次に「こども家庭庁長官及び」を加え ス

第6条ただし書中「同一敷地内にある他」を「当該指定居宅介護事 業所以外」に改める。

第7条に後段として次のように加える。

この場合において、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの 事業について準用する第5条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生 労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。 第25条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第 3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活 又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援 に配慮すること。

第26条第2項中「当該居宅介護計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援(法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。)又は指定障害児相談支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者

等」という。) に」を加え、同条第3項中「は、」の次に「第1項の」 を加える。

第30条に次の1項を加える。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己 決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに 困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われ るよう努めなければならない。

第44条第1項中「として」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第45条ただし書中「同一敷地内にある他」を「当該基準該当居宅 介護事業所以外」に改める。

第48条第2項中「読み替える」の次に「ほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第44条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える」を加える。

第50条第7項中「(昭和22年法律第164号)」を削り、同条 第8項中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改める。

第55条第2項及び第56条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に 改める。

第58条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次 に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活 を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなけれ ばならない。

第59条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の 尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第 7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条 第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、 同条第7項中「利用者」の次に「及び指定特定相談支援事業者等」を 加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」 に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及 び当該利用者」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する 意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、 同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の 1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに 困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利 用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなけれ ばならない。

第60条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己 決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに 困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われ るよう努めなければならない。

第79条第1項第2号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第94条の4第1号及び第2号中「第148条の3」を「第148 条の4」に改める。

第104条第4項中「は、」の次に「こども家庭庁長官及び」を加 える。

第105条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の 次に次の1項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活 を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなけれ ばならない。

第113条第3項中「として」の次に「こども家庭庁長官及び」を 加える。

第119条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の 次に次の1項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活 又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に 配慮しなければならない。 第120条第2項中「当該重度障害者等包括支援計画を」の次に 「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に」を 加える。

第122条中「第29条」の次に「、第30条第4項」を加える。 第142条第1項第1号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作 業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第148条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第8章第5節中第148条の4を第148条の5とし、第148条の3を第148条の4とし、第148条の2の次に次の1条を加える。 (共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

- 第148条の3 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所 リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第136 条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以 下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。
- (1) 指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等基準条例第136条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)の専用の部屋等の面積(当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。)又は介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。)である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。第149条第2号において同じ。)を、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第135条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指

定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービス を提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係 施設から必要な技術的支援を受けていること。

第149条中「基準該当障害福祉サービス(」の次に「第149条の3に規定する病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。」を加え、同条第1号中「指定通所介護事業者等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第2号中「機能訓練室」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第3号中「指定通所介護事業所等の」を「指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の」に改め、「当該指定通所介護事業所等」の次に「又は当該指定通所リハビリテーション事業所」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加える。

第149条の2の次に次の1条を加える。

(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓練) に関する基準)

- 第149条の3 地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所(以下「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が行う自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この条において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)に関して病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。
- (1) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を行う事業所(次号にお

いて「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所」という。) の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練(機能訓練) を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であ ること。

- (2)病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、管理者及 び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに定め る基準を満たす人員を配置していること。
  - ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自 立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若 しくは言語聴覚士又は看護職員者しくは介護職員が1以上確保 されていること。
  - イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当 自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士 若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者 の数を10で除した数以上確保されていること。
- (3) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対して 適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業 所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第158条及び第171条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第189条中「第146条」の次に「、第179条第6項」を加え、「第180条第1項」を「第179条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第188条第1項の工賃」と、第180条第1項」に改める。

第193条中「第146条」の次に「、第179条第6項」を、「第3項」と」の次に「、第179条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第192条第1項の工賃」と」を加える。 第193条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己 決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに 困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われ るよう努めなければならない。

第193条の7中「過去3年間において平均1人以上、通常の事業 所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サ ービス事業者」を「生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者で あって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新 たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センタ ー」に改める。

第193条の14第1項第2号ア及びイを次のように改める。

- ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(ア)又は(イ) に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ) に定める数
- (ア) 利用者の数が60以下 1以上
- (イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて 60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- イ アに掲げる場合以外の場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる 利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める 数
- (ア) 利用者の数が30以下 1以上
- (イ) 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて 30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

第193条の14中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第 2項の次に次の2項を加える。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。)第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援(指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第3条の規定により

当該事業所に配置された相談支援専門員(同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者(指定地域相 談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をい う。)の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定 地域定着支援(指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指 定地域定着支援をいう。)の事業を同一の事業所において一体的に 運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第40条にお いて準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所 に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべき サービス管理責任者とみなすことができる。

第193条の17を次のように改める。

#### 第193条の17 削除

第193条の18の見出し中「訪問」の次に「等」を加え、同条中 「おおむね週に1回以上、」を「定期的に」に改め、「により」の次 に「、又はテレビ電話装置等を活用して」を加える。

第193条の20中「準用する次条第1項」と」の次に「、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第193条の20において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と」を加え、「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第194条中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「効果的」の次に「に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的」を加える。

第195条第1項第2号ア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号イからエまでの規定中「区分省令」

を「区分命令」に改める。

第197条の2第3項中「必要な援助」の次に「を行い、又はこれ に併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援 助」を加える。

第197条の5中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会 生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しな ければならない。

第197条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己 決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに 困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われ るよう努めなければならない。

第197条の6の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

- 第197条の7 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第200条の10において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、お おむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同 生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等につい

ての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第199条の4に次の2項を加える。

- 3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療 機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、 新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 第200条中「、第75条」を削る。

第200条の2中「入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の」を「相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な」に改める。

第200条の3中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第200条の4第1項第2号中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第200条の10を次のように改める。

(地域との連携等)

第200条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、 日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住 民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交 流を図らなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会 議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議 の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する 機会を設けなければならない。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、 要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表 しなければならない。
- 5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が その提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部 の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措 置として市長が定めるもの(次項に規定するものを除く。)を講じ ている場合には、適用しない。
- 6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第89条の3 第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に 認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に日中サ ービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第2項の報告、 要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等に よる評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴 く機会を設けなければならない。
- 7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の協議会等 における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなけれ ばならない。

第200条の11中「、第75条」を削る。

第200条の12中「(第200条の14第1項」を「又はこれに 併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の 定着に必要な援助(第200条の14第1項」に改める。

第200条の13中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常 生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第200条の22中「、第75条」を削り、「第197条の6」を 「第197条の7」に改める。

第201条第1項中「、指定医療型児童発達支援事業所(指定通所 支援等基準条例第62条に規定する指定医療型児童発達支援事業所を いう。)」を削り、同条第2項中「、指定医療型児童発達支援事業所」 を削る。

第203条第1項中「第148条の4」を「第148条の5」に改める。

附則第2条第1項及び第2項中「障害支援区分に係る市町村審査会 による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る 市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に改める。

第2条 千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中

「第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第159 条一第160条)

「 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第159 条一第160条)

第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針(第160条の2)

第2節 人員に関する基準 (第160条の3・第160条の に 4)

第3節 設備に関する基準 (第160条の5)

第4節 運営に関する基準 (第160条の6一第160条の

9)

改める。

第2条第3号中「第5条第23項」を「第5条第24項」に改める。

第3条第1項中「及び第8章」を「、第8章、第9章及び第10章」 に改める。

第9章の次に次の1章を加える。

第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

第160条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス(以下 「指定就労選択支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常 生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の7の 2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提 供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規 則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、 当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第6条の7の4に 規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第160条の3 指定就労選択支援の事業を行う者(以下「指定就労 選択支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定 就労選択支援事業所」という。)に置くべき就労選択支援員(指定 就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを いう。以下同じ。)の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤 換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指 定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、 専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければな らない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでな い。

(準用)

第160条の4 第51条の規定は、指定就労選択支援の事業について 地間する。 第3節 設備に関する基準

(進用)

第160条の5 第82条の規定は、指定就労選択支援の事業について 準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

- 第160条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労 継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以 内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所 に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援 の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。 (評価及び整理の実施)
- 第160条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その 他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価 並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理(以下この節 において「アセスメント」という。)を行うものとする。
- 2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、 利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所そ の他の関係機関の担当者等を招集して会議(テレビ電話装置等を活 用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の就 労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を 求めるものとする。
- 4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際に

は、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

- 第160条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を 踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援セン ターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。
- 2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第160条の9 第9条から第20条まで、第23条、第28条、第 33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条、第61条。 第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条(第2 項第1号を除く。)、第85条、第86条、第87条から第93条 まで、第145条及び第156条の2の規定は、指定就労選択支援 の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第 31条 とあるのは「第160条の9において進用する第90条」 と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第160条の9 において連用する第145条第1項|と、第23条第2項中「第 21条第2項 とあるのは「第160条の9において準用する第 145条第2項|と、第58条第1項中「次条第1項に規定する療 養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは、 「利用者の心身の状況等に応じて」と、第76条第2項第2号中 「第54条第1項」とあるのは「第160条の9において準用する 第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第 160条の9において準用する第89条」と、同項第4号から第6 号までの規定中「次条」とあるのは「第160条の9」と、第90 条中「第93条第1項」とあるのは「第160条の9において進用 する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは

「第160条の9において準用する前条」と、第156条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。)」と読み替えるものとする。第170条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第170条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計 画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報 提供を行うものとする。

第184条中「及び第146条」を「、第146条及び第170条 の21に改める。

第189条及び第193条中「第146条」の次に「、第170条 の2」を加える。

(千葉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正)

第3条 千葉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉市条例第69号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、医療型児童発達支援(同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。)の事業」を削り、「同条第4項」を「同条第3項」に、「同条第5項」を「同条第4項」に、「同条第6項」を「同条第5項」に改める。

第16条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次 に次の1項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第17条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の

尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援(法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。)又は指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。)」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自 ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の 支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等につ いて丁寧に把握しなければならない。

第18条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己 決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに 困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われ るよう努めなければならない。

第39条第1項第3号及び第4項並びに第52条第1項第2号及び 第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改 める。

第54条第1項中「第63条第1項」を「第61条の2」に改める。 第55条及び第60条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。 第61条の次に次の1条を加える。

(規模)

第61条の2 就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事

業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)は、10人以上の人員を利用させることができる 規模を有するものでなければならない。

第63条第1項中「就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行 支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支 援事業所」という。)」を「就労移行支援事業所」に改める。

第69条中「第38条まで」を「第36条まで、第38条」に、 「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第88条第1項中「、指定医療型児童発達支援(指定通所支援等基準条例第61条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。)の事業」を削る。

第4条 千葉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 自立訓練(生活訓練)(第56条—第60条) 」を 「第5章 自立訓練(生活訓練)(第56条—第60条) 第5章の2 就労選択支援(第60条の2—第60条の8) 」 改める。

第3条第1項中「から」の次に「第5章まで及び第6章から」を加える。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 就労選択支援

(基本方針)

第60条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

(規模)

第60条の3 就労選択支援の事業を行う者(以下「就労選択支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労選択支援事業所」という。)は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員の配置の基準)

- 第60条の4 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、 次のとおりとする。
- (1)管理者 1
- (2) 就労選択支援員(就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。) 就労選択支援事業所ごとに、常勤権算方法で、利用者の数を1.5で除した数以上
- 2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新 規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所 の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に 支障がない場合は、この限りでない。

(実施主体)

第60条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第60条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに

施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理(以下この章において「アセスメント」という。)を行うものとする。

- 2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。
- 4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、 当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供 しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

- 第60条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、 必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその 他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。
- 2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第60条の8 第8条、第9条 (第2項第1号を除く。)、第13条 から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28 条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条、第41条、第43条、第44条及び第45条から第49条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第30条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第32条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第68条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第68条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談 支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を 行うものとする。

第84条中「及び第53条」を「、第53条及び第68条の2」に 改める。

第87条中「第53条」の次に「、第68条の2」を加える。 (千葉市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正)

第5条 千葉市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。 第3条に次の2項を加える。

4 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定 の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把 握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各 号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支 援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活 への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第4条第1項第1号及び第2号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第25条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次 に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第26条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の 尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次 のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第27条の3第1項 の地域移行等意向確認担当者(以下「地域移行等意向確認担当者」 という。)が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を 踏まえるものとする。

第26条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援(法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。)を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「担当者等」の次に「(地域移行等意向確認担当者を含む。)」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する

とともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項と し、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに 困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利 用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなけれ ばならない。

第27条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己 決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに 困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われ るよう努めなければならない。

第27条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

- 第27条の2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならない。
- 4 指定障害者支援施設等は、第2項の報告、要望、助言等について の記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害 福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状

況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

- 第27条の3 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行 に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外にお ける指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該 指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用 に関する意向の定期的な確認(以下この条において「地域移行等意 向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に 関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任し なければならない。
- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等 意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等に おいて把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告する とともに、当該内容を第26条第6項に規定する施設障害福祉サー ビス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。
- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たって は、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援 事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障 害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移 行に向けた支援を行うよう努めなければならない。 第50条に次の2項を加える。
- 3 指定障害者支援施設等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機 関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、

新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 第57条を次のように改める。

#### 第57条 削除

(千葉市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正)

- 第6条 千葉市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成24年千葉市条例第71号) の一部を次のように改正する。 第3条に次の2項を加える。
  - 4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援 に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、 当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲 げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業 を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移 行に向けた措置を誰じなければならない。
  - 5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指 定障害福祉サービス等(法第29条第1項に規定する指定障害福祉 サービス等をいう。以下同じ。)の利用状況等を把握するとともに、 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者 の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用 に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支 援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければなら ない。

第11条第1項第2号及び第3号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第18条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次 に次の1項を加える。

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第19条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の 尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次 のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第20条の3第1項 の地域移行等意向確認担当者(以下「地域移行等意向確認担当者」 という。)が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を 踏まえるものとする。

第19条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援(法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。)を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「担当者等」の次に「(地域移行等意向確認担当者を含む。)」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに 困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利 用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなけれ ばならない。

第20条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己 決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに 困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われ るよう努めなければならない。

第20条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

- 第20条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、

利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 3 障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1 年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学 する機会を設けなければならない。
- 4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録 を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

- 第20条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この条において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。
- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等 意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等に おいて把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告する とともに、当該内容を第19条第6項に規定する施設障害福祉サー ピス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。
- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たって は、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援

事業者しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第40条に次の2項を加える。

- 3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療 に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定 する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療 機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新 型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は 同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発 生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 第44条を次のように改める。

### 第44条 削除

(千葉市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正)

第7条 千葉市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉市条例第74号)の一部を次のように改正する。

目次中

#### 「第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針(第61条)

第2節 人員に関する基準(第62条・第63条)

第3節 設備に関する基準(第64条)

第4節 運営に関する基準 (第65条―第70条)

「第3章 削除」に改める。

第2条第1号中「第6条の2の2第9項」を「第6条の2の2第8項」に改め、同条第2号及び第10号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第13号中「、第

61条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第3条(見出しを含む。)中「指定障害児通所支援事業者等」を 「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第4条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療 (上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるもの に限る。以下同じ。)」に改める。

第5条第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。 第6条第4項を削り、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、 同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、 治療を行う場合には、医療法(昭和23年法律第205号)に規定 する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。 第6条第5項を削り、同条第6項中「第3項」を「前項」に改め、 同項を同条第5項とし、同条第7項中「、第4項第1号」を削り、同 項を同条第6項とし、同条第8項中「から第5項まで(第1項第1号 を除く。)」を「(第1号を除く。)、第2項及び第4項」に改め、 同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。
- 8 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 第6条第9項中「前項」を「前2項」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある他」を「当該指定児童発達支援事業所以外」に改める。

第9条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2 項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第10条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「以下 この項において同じ。」を削り、「及び便所」を「、便所及び静養室」 に改め、同項ただし書及び同条第3項を削り、同条第2項中「前項」 を「第1項」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「指導訓練 室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の 次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に 規定する設備(医務室を除く。)に加えて、医療法に規定する診療 所として必要な設備を設けなければならない。

第10条第4項中「前項」を「第2項」に改め、同項ただし書中 「場合は」の次に「、第2項に掲げる設備を除き」を加える。

第11条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の次に「(児童発達支援センターであるものを除く。)」を加える。

第23条第2項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用 基準額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に 改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指 定通所支援費用基準額
- (2)治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。)を除く。以下同じ。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第23条第4項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第24条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第25条第1項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第26条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(指定児童発達支援の取扱方針)」を付し、同条第1項中「次条第1項」を「第27条第1項」に改め、同条第5項中「前項の評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価(以下この条において「自己評価」という。)」

に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者(以下この条において「保護者」という。)による評価(以下この条において「保護者評価」という。)」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の 事情を踏まえた指定児童発達支援(治療に係る部分を除く。以下こ の条及び次条において同じ。)の確保並びに次項に規定する指定児 童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定 児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含 む総合的な支援を行わなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会 生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意 思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。 第26条の次に次の2条を加える。
- 第26条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所 ごとに指定児童発達支援プログラム(前条第4項に規定する領域と の関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をい う。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表し なければならない。

(障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)

第26条第1項の次に次の1項を加える。

第26条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進に努めなければならない。

第27条第2項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び 発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先し て考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4 項中「課題、」の次に「第26条第4項に規定する領域との関連性及 びインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同条第5項中「当た っては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先 して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第7項中「通所給 付決定保護者」の次に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障 害児相談支援(法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支 援をいう。)を提供する者」を加える。

第28条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及 び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなけれ ばならない。

第30条(見出しを含む。)中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第35条中「特例障害児通所給付費」の次に「又は肢体不自由児通 所医療費」を加える。

第39条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第40条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第42条中「指定児童発達支援事業者」の次に「(治療を行うもの を除く。)」を加える。

第49条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第56条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項 中「指導訓練」を「発達支援」に、「、訓練」を「、支援」に改める。 第3章を次のように改める。

第3章 削除

第61条から第70条まで 削除

第71条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第74条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第 2項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。 第79条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項 中「指導訓練」を「発達支援」に、「、訓練」を「、支援」に改める。 第80条の3第2項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与」を「及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「「訓練等」を「この項において単に「支援」に、「及び当該障害児の訓練等」を「並びに当該障害児の支援」に、「訓練等に」を「支援に」に、「職業訓練又は」を「職業訓練者しくは」に改める。

第80条の9中「第4項及び第5項」を「第6項及び第7項」に改め、「除く。)」の次に「、第26条の2」を加え、「、第49条、第50条」を「から第50条まで」に、「、第52条から第54条まで及び第69条の2」を「及び第52条から第54条まで」に、「次条第1項」を「第27条第1項」に、「同項並びに」を「同項及び」に、「、第4項」を「中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同条第4項中「第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第26条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同条第5項」に、「第54条第2項第1号」を「第48条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第54条第2項第1号」に改める。

第88条中「及び第5項」を削り、「除く。)」の次に「、第26条の3」を加え、「、第49条、第50条」を「から第50条まで」に改め、「、第69条の2」を削り、「次条第1項」を「第27条第1項」を「第27条第1項」を「同条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)による評価(以下「訪問先施設評価」という。)を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者」とあるのは「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」と、第

27条第1項」に、「、第2項、第4項」を「及び同条第2項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第4項中「第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第6項」に改め、「体制」と」の次に「、第48条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう祭めなければならない」と」を加える。

第89条中「第3項及び第6項」を「第4項及び第5項」に改め、「第62条、」を削り、「第4項」を「第3項」に、「同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項」を「同条第6項」に、「同条第8項」を「同条第7項」に、「第62条第1項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあり、並びに同項第3号並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「」を「同条第8項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該」に改める。

第91条第1項中「、第65条」を削り、同条第2項中「、第65 条」を削り、「、指定医療型児童発達支援又は」を「又は」に改め、 「、指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第3項及び第4項 中「、第65条」を削る。

第92条第1項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児 通所支援事業者」に改め、「、第70条」を削り、同条第2項中「指 定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め る。

(千葉市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正)

第8条 千葉市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉市条例第75号)の一部を次のよう

に改正する。

第2条第5号、第6号及び第11号中「第24条の24第2項」を 「第24条の24第3項」に改める。

第3条第1項中「という。)」の次に「及び障害児(15歳以上の障害児に限る。)が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画(以下「移行支援計画」という。)」を加え、同条第3項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第46条において「障害福祉サービス」という。)」を「障害福祉サービス」に改める。

第4条第1項第2号イ中「第6条の2の2第3項」を「第6条の2の2第2項」に改め、同条第2項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第3項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第5条第2項第2号及び第3号中「訓練室」を「支援室」に改め、 同項第4号中「訓練室、屋外訓練場」を「支援室、屋外遊戯場」に改 める。

第17条第4項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第20条第1項中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加え、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的 環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければ ならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社

会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の 意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第21条第2項中「この条において」を削り、「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加える。

第21条の次に次の1条を加える。

(移行支援計画の作成等)

- 第21条の2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援 管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものと する。
- 2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、 適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児 が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生 活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社 会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしな ければならない。
- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。
- 4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。
- 5 前条第3項及び第5項から第7項までの規定は、第2項に規定す

る移行支援計画の作成について進用する。

6 前条第3項、第5項から第7項まで及び第9項並びに第2項及び 第3項の規定は、第4項に規定する移行支援計画の変更について準 用する。

第22条中「前条」を「前2条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及 び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなけれ ばならない。

第25条(見出しを含む。)中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第31条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。 第39条に次の2項を加える。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において単に「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第46条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第51条第2項第1号を次のように改める。

(1) 入所支援計画及び移行支援計画

第52条第1項第3号中「心理指導」を「心理支援」に改める。 第53条第1項第2号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第2 項第2号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導する」を「支援する」に改める。

附則

(旅行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条 中千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関す る基準を定める条例(以下「指定隨事福祉サービス等基準条例」とい う。) 第2条第11号及び第12号、第5条第1項、第7条、第44 条第1項、第48条第2項、第55条第2項及び第56条、第104 条第4項、第113条第3項、第195条第1項第2号、第200条 の4第1項第2号及び附則第2条第1項及び第2項の改正規定 第5 条中千葉市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 を定める条例(以下「指定隨害者支援施設基準条例」という。)第2 条第12号の改正規定、第7条中千葉市指定通所支援の事業等の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「指定通所支援基準条 例」という。) 第5条第2項及び第23条第4項の改正規定並びに第 8条中千葉市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基 準を定める条例(以下「指定障害児入所施設基準条例」という。)第 17条第4項及び第31条の改正規定は公布の日から、第2条及び第 4条の規定、第7条中指定通所支援基準条例第49条第1項の改正規 定並びに第8条中指定隨害児入所施設基準条例第46条第1項の改正 規定は公布の日又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附 則第1条第4号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行す る。

# (経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第1条 の規定による改正後の指定障害福祉サービス等基準条例(以下「新指 定障害福祉サービス等基準条例」という。)第197条の7第2項及び第3項(新指定障害福祉サービス等基準条例第200条の22において準用する場合を含む。)並びに第200条の10第2項及び第3

項、第5条の規定による改正後の指定障害者支援施設基準条例(以下 「新指定障害者支援施設基準条例」という。)第27条の2第2項及 び第3項並びに第6条の規定による改正後の千葉市職害者支援施設の 設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新隨害者支援施設基 **進条例」という。)第20条の2第2項及び第3項の規定の適用につ** いては、これらの規定中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努 めなければ!と、新指定障害福祉サービス等基準条例第197条の7 第4項(新指定障害福祉サービス等基準条例第200条の22におい て準用する場合を含む。)及び第200条の10第4項、新指定職害 者支援施設基準条例第27条の2第4項、新隨害者支援施設基準条例 第20条の2第4項並びに第7条の規定による改正後の指定通所支援 基準条例(以下「新指定诵所支援基準条例」という。)第26条の2 (新指定通所支援基準条例第54条の5、第58条、第77条、第 77条の2、第80条及び第80条の9において獲用する場合を含 む。) の規定の適用については、これらの規定中「公表しなければ」 とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

- 第3条 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間、新指定 障害者支援施設基準条例第27条の3第1項及び新障害者支援施設基 準条例第20条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中 「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、新 指定障害者支援施設基準条例第27条の3第2項及び新障害者支援施 設基準条例第20条の3第2項の規定の適用については、これらの規 定中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」と する。
- 第4条 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号。 以下「一部改正法」という。)附則第4条第1項の規定により一部改 正法第2条の規定による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第 164号。以下「新児童福祉法」という。)第21条の5の3第1項 の指定を受けたものとみなされているものについては、新指定通所支 援基準条例第6条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、 なお従前の例によることができる。

- 第5条 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21 条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについて は、新指定通所支援基準条例第10条の規定にかかわらず、当分の間、 なお従前の例によることができる。
- 第6条 この条例の施行の際現に指定を受けている第7条の規定による 改正前の指定通所支援基準条例(以下「旧指定通所支援基準条例」と いう。)第6条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童 発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を 通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条 例第6条及び第11条の規定にかかわらず、令和9年3月31日まで の間、なお従前の例によることができる。
- 第7条 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準 条例第6条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達 支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わ せる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第 10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることがで きる。

# 千葉市条例第8号

千葉市火災予防条例の一部を改正する条例

千葉市火災予防条例(昭和37年千葉市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第34条の6第1項第1号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に 改め、同項第2号中「主要構造部が耐火構造」を「特定主要構造部が耐 火構造」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

# 千葉市条例第9号

千葉市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

千葉市消防関係手数料条例 (平成12年千葉市条例第49号) の一部 を次のように改正する。

別表2の項中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

別表22の部高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするものの項中「もの」の次に「(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。)第37条の4第1項の許可を受けた者を除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者で あって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製 造をするもの(液化石油ガス法第37条の4第1項 の許可を受けた者に限る。)

別表26の項中「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。)」を「液化石油ガス法」に改める。

### 附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### 千葉市条例第10号

千葉市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援について、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、当該支援のための施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民の誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。
- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族 その他これらの者に準ずると市長が認める者であって、本市に住 所を有するものをいう。
- (3) 市民等 本市に住所を有し、通勤し、若しくは通学する者又は本市で活動を行う団体をいう。
- (4) 事業者 本市において犯罪被害者等を雇用する者その他の本市で 事業活動を行う者をいう。
- (5) 関係機関等 国、千葉県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項の規定に基づき、千葉県公安委員会から指定を受け、本市において犯罪被害者等の支援を行う民間の団体(以下「早期援助団体」という。)その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な害を被った後に、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われるひぼう中傷、

報道機関(報道を業として行う個人を含む。)による過度な取材及 び報道等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、 プライバシーの侵害、経済的損失その他の被害をいう。

(7) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び受ける被害をいう。

(基本理念)

- 第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重 んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重される よう、十分に配慮して行われるものとする。
- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の 事情に応じて、犯罪被害者等が地域社会で安心して暮らすことができ るよう、再び平穏な生活を営むことができるまでの間、適切に途切れ ることなく行われるものとする。
- 3 犯罪被害者等の支援は、迅速かつ公正に行われるとともに、犯罪被 害者等にとって利用しやすいものとするものとする。
- 4 犯罪被害者等の支援は、二次被害及び再被害の発生の防止に十分に 配慮して行われるものとする。
- 5 犯罪被害者等の支援は、市、関係機関等、市民等及び事業者が相互 に連携し、及び協力して推進されるものとする。

(市の貴務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。) にのっと り、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援 のための施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

(市民等の書務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている 状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害 を生じさせ、及び犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう十分に 配慮し、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよ う努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている

状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業 活動を行うに当たっては二次被害を生じさせないよう十分に配慮し、 市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努める ものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の就労その他その犯 罪等による被害に関し事業者に求められる手続等について、十分に配 はするよう怒めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

- 第7条 市は、犯罪被害者等が地域社会で安心して暮らすことができる よう、犯罪等に起因して直面する様々な問題について相談に応じ、必 要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものと する。
- 2 市は、前項の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた精神的又は身体的な 苦痛を慰しゃするため、犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対 し、見舞金の支給を行うものとする。

(日常生活等の支援)

- 第9条 市は、犯罪被害者等が地域社会で安心して暮らすことができるよう、犯罪被害者等で市長が認めるものに対し、次に掲げる施策を行うものとする。
- (1) 犯罪等により家事等を行うことが困難となった場合に、日常生活 を円滑に営むため、家事に係る支援その他必要な支援を行うこと。
- (2) 犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった場合に、 居住の安定を図るため、転居に要する費用の助成その他必要な支援 を行うこと。
- (3) 犯罪等により就労及び勤務に配慮が必要となった場合に、雇用の 安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者 の理解を深めるための措置その他必要な支援を行うこと。
- (4) 犯罪等による精神的な苦痛を早期に軽減し、及び回復するため、

必要な支援を行うこと。

(本市に住所を有しない犯罪等による被害者の支援)

第10条 市は、本市に住所を有しない者が本市で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、 及び協力して、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解の促進)

第11条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害及び再被害の発生を防止することの重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるよう、教育、広報その他必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第12条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等 の支援を行う人材を育成するための研修の実施その他必要な施策を講 ずるものとする。

(早期援助団体の支援)

第13条 市は、犯罪被害者等の支援において早期援助団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るために必要な情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第14条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被 害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、 当該犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(意見等の反映)

- 第15条 市は、犯罪被害者等、犯罪被害者等の支援に関し識見を有する者、市民等、事業者及び関係機関等からの犯罪被害者等の支援に関する意見、要望等を把握し、施策に反映させるよう努めるものとする。 (委任)
- 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### 千葉市条例第11号

千葉市暴力団排除条例の一部を改正する条例

千葉市暴力団排除条例(平成24年千葉市条例第36号)の一部を次 のように改正する。

第16条第2項を次のように改める。

- 2 次に掲げる営業(以下「特定接客業」という。)を営む者(以下 「特定接客業者」という。)は、暴力団排除特別強化地域における特 定接客業の営業に関し、暴力団員を業務に従事させてはならない。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年 法律第122号。以下この項において「風営法」という。)第2条 第1項に規定する風俗営業
- (2) 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業
- (3) 風営法第2条第11項に規定する特定游離飲食店登業
- (4) 風営法第2条第13項に規定する接客業務受託営業
- (5) 設備を設けて客に飲食させる営業(風営法第2条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。)
- (6) 風俗案内(風営法第2条第1項第1号、第6項第1号若しくは第 2号又は第7項第1号に掲げる営業に関する情報の提供を受けよう とする者の求めに応じ、有償又は無償で、当該情報を提供すること をいう。以下この号において同じ。)を行うための施設を設けて、 当該施設において、風俗案内を行う営業
- (7) 道路その他公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる 行為のいずれかを行う営業(前各号のいずれかに該当するものを除 く。)

ア 前各号のいずれかに該当する営業に関し、客引きをすること。

- イ 前各号のいずれかに該当する営業に関し、人に呼び掛け、又は ピラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客を誘引する こと。
- ウ 前各号のいずれかに該当する営業に係る役務に従事するよう勧

誘すること。

エ 写真又は映像の被写体となる役務であって、対価を伴うものに 従事するよう勧誘すること。

第18条第2号中「客に接する」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項第1号の罪を犯した者が自首した場合には、その刑を減軽し、 又は免除することができる。

第19条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「同条」を「同項」 に改める。

### 附即

- 1 この条例は、令和6年6月1日から施行する。ただし、第18条に 1項を加える改正規定及び第19条第1項の改正規定並びに次項の規 定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第18条第2項の規定は、前項ただし書に 規定する改正規定の施行の日前にした行為について同日以後に自首し た者についても、適用する。

# 千葉市条例第12号

千葉市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条 例

(級旨)

(基本方針)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条 第1項の規定に基づき、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基 準(第3条において「基準」という。)を定めるものとする。

第2条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、女性 の人権に関する高い離見と専門性を有する職員により、社会において 入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、 適切な支援を行うよう努めなければならない。

(基準と女性自立支援施設)

第3条 女性自立支援施設は、基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第4条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気 等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防 災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

- 第5条 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要 な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画(第16条第 4項において「非常災害計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出 その他必要な訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第6条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、 取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における 安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設に おける安全に関する事項についての計画(以下この条及び第16条第 4項において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い 必要な措置を誰じなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応 じて安全計画の変更を行うものとする。

(苦情への対応)

- 第7条 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 女性自立支援施設は、その行った支援に関し、市長から指導又は助 言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わな ければならない。
- 3 女性自立支援施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第8条 女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しなければならない。

(職員配置の基準)

- 第9条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第3号の職員を置かないことができる。
- (1) 施設長 1
- (2) 入所者の自立支援(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第12条第1項に規定する自立支援をいう。以下同じ。)を行う職員 2以上
- (3)栄養士又は調理員 1以上
- (4) 看護師又は心理療法担当職員 1以上
- (5)事務員 1以上
- (6) 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援

施設の実情に応じた適当数

2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従 事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場 合には、この限りでない。

(施設長の資格要件)

- 第10条 施設長は、施設を運営するに当たって女性の人権に関する高 い識見と専門性を有する者であって、次に掲げる要件を満たすもので なければならない。
- (1) 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業者しくは困難な 問題を抱える女性への支援に関する活動に3年以上従事した者であ ること。
- (2) 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。
- (3) 心身ともに健全な者であること。

(設備の基準)

- 第11条 女性自立支援施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。)としなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての女性自立支援施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区 画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造である こと。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難

路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

- 3 女性自立支援施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。
- (1) 事務室
- (2)相談室
- (3)宿直室
- (4) 居室
- (5) 集会室兼談話室
- (6) 静養室
- (7) 医務室
- (8) 作業室
- (9)食堂
- (10) 翻理室
- (11) 洗面所
- (12) 浴室
- (13) 便所
- (14) 洗濯室
- (15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
- 4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 居室
  - ア 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね9. 9平方メートル以上とすること。
  - イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
  - ウ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、入所者ごと に身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。た だし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための 設備は、設けることを要しないこと。
- (2)相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 医務室

入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器 具を備えること。

(4) 食蛍及び翻理室

食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室の清潔を常に保持するために必要か措置を讃すること

(5) その他の設備

ア 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(秘密保持等)

- 第12条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上 知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 女性自立支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その 業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、 必要な措置を難じなければならない。

(居室の入所定員)

- 第13条 一の居室の定員は、原則1人とする。
- 2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、 前項の規定にかかわらず、一の居室の定員を2人以上とすることができる。

(自立支援等)

- 第14条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重 して、入所者の心身の健康回復及び生活(就労及び就学を含む。)に 関する支援等を行わなければならない。
- 2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況並びに 本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設 における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。
- 3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向 を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(食事の提供)

- 第15条 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者 の身体的状況及びし好を考慮したものでなければならない。
- 2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 (業務継続計画の策定等)
- 第16条 女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、 入所者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の 体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務 継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置 を講じなければならない。
- 2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要 に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

(保健衛生)

- 第17条 女性自立支援施設は、入所者については、毎年2回以上定期 に健康診断を行わなければならない。
- 2 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。
- 3 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用 に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を 講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に 行わなければならない。
- 4 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第18条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所

者に係る厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」 という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を 次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用 により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」 という。)をその他の財産と区分すること。
- (2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を 当該入所者に取得させること。

(関係機関との連携)

- 第19条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援 目、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体 のほか、福祉事務所(社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をい う。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和22年法律第 164号) 第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、 医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇 用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第 132号)第2条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、 教育機関、都道府県警客、日本司法支援センター (総合法律支援法 (平成16年法律第74号) 第13条に規定する日本司法支援センタ ーをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3 条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)、母子・ 父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、 児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。 (電磁的記録)
- 第20条 女性自立支援施設は、作成、保存その他これらに類するもの のうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄 本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識する

ことができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な 事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 千葉市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平 成24年千葉市条例第87号)は、廃止する。

### 千葉市条例第13号

千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等 の一部を改正する条例

(千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一 部改正)

第1条 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成24年千葉市条例第86号)の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第11章 医療型児童発達支援センター(第85条—第88条)」を「第11章 削除」に改める。

第2条中「指導」の次に「又は支援」を加える。

第6条の3第1項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭 支援センター及び里親支援センター」に改め、「。以下この条」の次 に「及び次条」を加える。

第15条第1項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第16条及び第29条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」 に改める。

第32条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該 乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児 の意見又は意向」を加える。

第34条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」 を加える。

第37条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第40条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該 母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それ ぞれの意見又は意向」を加える。

第43条中「婦人相談所(売春防止法(昭和31年法律第118号) 第34条第1項に規定する婦人相談所」を「里親支援センター、女性 相談支援センター(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (令和4年法律第52号)第9条第1項に規定する女性相談支援セン ター」に改める。

第48条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第57条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第61条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該 児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意 見又は意向」を加える。

第64条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」 を加える。

第65条第3号ア及び第4号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第5号中「肢体不自由」の次に「(法第6条の2の2第2項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。)」を加え、同号アを次のように 改める。

### ア 支援室及び屋外遊戯場

第66条第1項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第14項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第15項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第74条第1号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第3号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導する」を「支援する」に改める。

第75条第6項中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第10章の章名及び第79条を次のように改める。

第10章 児童発達支援センター

(設備の基準)

- 第79条 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場(児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室、便所及び静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。
- 2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して 治療を行う場合には、前項に規定する設備(医務室を除く。)の基

準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

- 3 第1項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる基準に適合するも のでなければならない。
- (1) 発達支援室の1室の定員は、これをおおむね10人とし、その 面積は、児童1人につき2、47平方メートル以上とすること。
- (2) 遊戯室の面積は、児童1人につき1. 65平方メートル以上と すること。

第80条第1項中「福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。)」を「児童発達支援センター」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第4項を削り、同条第3項中「主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して 治療を行う場合には、前項に規定する職員(嘱託医を除く。)に加 えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければな らない。

第80条第5項から第9項までを削り、同条第10項中「第86条 第2項において同じ。」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を 「児童発達支援センター」に、「通所している」を「入所している」 に改め、同項を同条第5項とする。

第81条及び第82条中「福祉型児童<del>発達</del>支援センター」を「児童 発達支援センター」に改める。

第83条及び第84条を次のように改める。

第83条 削除

(心理学的及び精神医学的診査)

第84条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学 的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはな らない。

第11章を次のように改める。

第11章 削除

第85条から第88条まで 削除

第91条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第93条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該 児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意 見又は意向」を加える。

第96条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」 を加える。

第99条第1項中「厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)第622条」を「こども家庭庁組織規則(令和5年内閣府令第38号)第16条」に改め、同条第2項中「厚生労働大臣」を「ことも家庭庁長官」に改める。

第103条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当 該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の 意見又は意向」を加える。

第106条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第110条第2項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。 (千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正)

第2条 千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例 (平成26年千葉市条例第47号)の一部を次のように改正する。 第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正)

第3条 千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

する基準を定める条例(平成26年千葉市条例第48号)の一部を次 のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に 改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」 に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に 改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア及びイ中「第19条第1項第1号」を「第 19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」 に改める。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第23条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」 に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」 に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」 を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1 号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、「同号に掲げ る小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用 定員の総数」と」を削る。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第1項第1号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、」を加え、「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第19条第1項第1号又は」を「同条第1号又は」に改め、「総数」と、」の次に「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、」を加える。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を 「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」 に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」 に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」 を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」 を「第19条第3号」に、「係る法第19条第1項第1号」を「係る 法第19条第1号」に、「保る法第19条第1項第1号」を「係る 法第19条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条 第2号」に改め、「含む。)」と」の次に「、「同号」とあるのは 「同条第3号」と」を加え、「となる法第19条第1項第1号」を 「となる法第19条第1号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」 に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」 に、「法第19条第1項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第 1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条 第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

附則第3条を次のように改める。

### 第3条 削除

(千葉市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第4条 千葉市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方 裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例(平成28年千葉市条 例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ア中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第8条第1項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。 附 則

(旅行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の3第1項の改正規定(「。以下この条」の次に「及び次条」を加える部分に限る。)、第16条及び第29条、第37条、第48条、第57条及び第66条第1項の改正規定、第80条第1項の改正規定(「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める部分に限る。)、同条第10項の改正規定(「通所している」を「入所している」に改める部分に限る。)並びに第91条及び第99条の改正規定、第2条の規定、第3条の規定(同条中千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第23条の改正規定を除く。)並びに第4条の規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 第2条 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。) 附則第11条の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「新児童福祉法」という。)第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、第1条の規定による改正後の千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第79条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 第3条 一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に 規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされている ものについては、新条例第80条の規定にかかわらず、令和9年3月 31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 第4条 この条例の施行の際現に設置している第1条の規定による改正前の千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「旧条例」という。)第79条第1号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第2号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新条例第79条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 第5条 この条例の施行の際現に設置している旧条例第79条第1号に 規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援セン ター及び同条第2号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童 発達支援センターについては、新条例第80条の規定にかかわらず、 令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

### 千葉市条例第14号

千葉市保育所設置管理条例の一部を改正する条例 千葉市保育所設置管理条例(昭和39年千葉市条例第21号)の一部 を次のように改正する。

第2条の表千葉市玄島保育所の項を削る。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### 千葉市条例第15号

千葉都市計画検見川第二地区土地区画整理事業施行規程を廃止す る条例

千葉都市計画検見川第二地区土地区画整理事業施行規程(昭和36年 千葉市条例第22号)は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

# 千葉市条例第16号

千葉市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

千葉市建築関係手数料条例(平成12年千葉市条例第42号)の一部 を次のように改正する。

別表39の3の6の項手数料を徴収する事務の欄中「(昭和25年政令第338号)」を削り、同項を同表39の3の7の項とし、同表39の3の5の項の次に次のように加える。

	1-71-74	
39 の3の6 建築基準	既存不適格建築物	27,000円
法施行令(昭和25年	の大規模の修繕又	
政令第338号)第	は大規模の模様替	
137条の12第6項	に係る認定申請手	
又は第7項の規定に基	数料	
づく建築物の大規模の		
修繕又は大規模の模様		
替の認定の申請に対す	·	·
る審査		

別表58の項手数料の額の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上 に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」 に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### 千葉市条例第17号

千葉市都市公園条例の一部を改正する条例

千葉市都市公園条例(昭和34年千葉市条例第20号)の一部を次の ように改正する。

附則第6項中「同条第6項」を「同条第5項」に、「前2項」を「前項」に、「同条第7項」を「同条第6項」に改める。

別表第7中「700円」を「800円」に、「2,500円」を「3,000円」に改める。

別表第8第2項の表中「700円」を「800円」に、「2,800円」を「3,200円」に改める。

### 附則

- 1 この条例は、令和6年6月1日から施行する。ただし、附則第6項 の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第7 (年間入園パスポートに係る部分を除く。)及び別表第8第2項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 千葉市条例第18号

千葉市農業集落排水事業の設置等に関する条例 (級旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)の規定に基づき、千葉市農業集落排水事業の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(農業集落排水事業の設置)

- 第2条 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号) 第6条第1項の規定に基づき農業振興地域として指定された地域について、農業集落排水処理施設の整備を図り、もって農業集落における 農業用用排水の水質保全及び生活環境の改善に資するため、千葉市農 業集落排水事業(以下「農業集落排水事業」という。)を設置する。 (法の財務規定等の適用)
- 第3条 法第2条第3項及び令第1条第2項の規定に基づき、農業集落 排水事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。 (経営の基本)
- 第4条 農業集落排水事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、 公共の福祉を増進するように運営されなければならない。
- 2 排水区域面積は、375ヘクタールとする。
- 3 排水人口は、10.050人とする。
- 4 1日最大処理能力は、2,756立方メートルとする。 (重要な資産の取得及び処分)
- 第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない農業集落排水事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が8,000万円以上の不動産者しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については1件1万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により農業集落排水事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

- 第7条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、農業集落排水事業の 出納その他の会計事務のうち次の各号に掲げるものに係る権限は、会 計管理者に行わせるものとする。
- (1) 公金の収納の一部又は支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務

(議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等)

- 第8条 農業集落排水事業に関し、法第40条第2項の規定により議会 の議決を要するものは、次の各号に定めるものとする
- (1) 負担附きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価格が1件300万円以上のもの
- (2) 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が30万円以上のもの

(業務状況説明書類の作成)

- 第9条 市長は、農業集落排水事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。
- 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。
- (1) 事業の概況

- (2)経理の状況
- (3)前2号に掲げるもののほか、農業集落排水事業の経営状況を明ら かにするため市長が必要と認める事項
- 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(委任)

- 第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 III
- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1農業集落排水事業の項を削る。

#### 千葉市条例第19号

千葉市農業集落排水事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例

(千葉市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第1条 千葉市農業集落排水処理施設条例 (平成4年千葉市条例第27 号) の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、農業集落排水処理施設の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条第2号中「前条に規定する」を「農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定に基づき農業 振興地域として指定された」に改める。

(千葉市農業集落排水事業分担金条例の一部改正)

第2条 千葉市農業集落排水事業分担金条例(平成5年千葉市条例第 23号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

千葉市農業集落排水処理施設整備事業分担金条例

第1条から第3条までの規定中「農業集落排水事業」を「農業集落 排水処理施設整備事業」に改める。

(千葉市下水道事業経営委員会設置条例の一部改正)

第3条 千葉市下水道事業経営委員会設置条例(平成22年千葉市条例 第73号)の一部を次のように改正する。

類名を次のように改める。

千葉市下水道事業等経営委員会設置条例

第1条中「千葉市下水道事業経営委員会」を「千葉市下水道事業等 経営委員会」に改める。

第2条中「下水道事業」の次に「及び農業集落排水事業」を加える。 附 則

この条例は、令和6年4月1日から旅行する。

千葉市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和6年3月27日

千葉市長 神 谷 俊 一

千葉市条例第20号

千葉市議会委員会条例の一部を改正する条例

千葉市議会委員会条例(昭和31年千葉市条例第25号)の一部を次 のように改正する。

日次中

第2条第2項第1号中「総務局、総合政策局」を「総合政策局、総務局」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

(出席の特例)

- 第14条の2 委員長は、重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会を招集する場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)により、当該委員会を招集する場所以外の場所から当該委員を委員会に参加させることができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。
- 2 前項の規定によりオンラインによる方法で参加を希望する委員は、 あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- 3 前項の規定による許可を得て委員会に参加した委員は、委員会に出 席したものとみなして、この条例の規定を適用する。
- 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、 議長が別に定める。

第17条に次の1項を加える。

2 前項の規定によりその議事に参与することができない委員が、第

14条の2第2項の規定による許可を得て、委員会に参加しているときは、当該委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第24条に次の1項を加える。

- 3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に参加することができる。 第27条に次の1項を加える。
- 2 前項ただし書の規定は、オンラインによる方法で参加する公述人については適用しない。

第28条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に参加することができる。 附 則

この条例は、令和6年第2回千葉市議会定例会招集の日から施行する。 ただし、第2条第2項第1号の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。 千葉市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和6年3月31日

千葉市長 神 谷 俊 一

## 千葉市条例第21号

千葉市市税条例の一部を改正する条例

千葉市市税条例(昭和49年千葉市条例第6号)の一部を次のように 改正する

附則第10条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度類似用途変更宅地等」を「令和6年度類似用途変更宅地等」に、「令和4年度類似用途変更宅地等」を「令和7年度類似用途変更宅地等」に、「令和5年度類似用途変更宅地等」を「令和8年度類似用途変更宅地等」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第号)附則第21条第1項」に改める。

附則

(旅行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の附則第10条の規定は、令和6年度以 後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和5年度 分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。 千葉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月18日

千葉市長 神 谷 俊 一

# 千葉市規則第8号

千葉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例施行規則の一部を改正する規則

千葉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和44年千葉市規則第2号)の一部を次のように改正する。第7条の2第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

第12条第2項中「すでに」を「既に」に、「かかわる」を「係る」 に改める。

第14条中「かかわる」を「係る」に改める。

第23条中「わからない」を「分からない」に改める。

第24条の2第1項第4号中「すでに」を「既に」に改める。

第26条第1項中「みずから」を「自ら」に、「手続き」を「手続」 に改める。

第29条第1項第3号中「第2号」を「前号」に改める。

様式第5号中「すでに」を「既に」に改める。

様式第8号中

2 「3 請求者及び遺族補償年金を受けることができる遺族」の欄の備考には、その者が請求者であるときは(計)、その者が代表者であるときは(計)、その者が請求者又は代表者である妻で、障害等級第 7 級以上の障害の状態にあるときはそれぞれ(部) を一様(文は代)(第)、その者が障害等級第 7 級以上の障害の状態にあるとをは 障、また、その者が請求者と生計を同じくしているときは(生)と明記すること。

2 「3 請求者及び遺族補償年金を受けることができる遺族」の欄の備考には、その者が請求者であるときは間、その者が代表者であるときは代、その者が請求者又は代表者である妻で、障害等級第7級以上の障害の状態にあるときは行いまた、での者が障求者と生計を同じくしているときは(争)と明記すること。

「わからない」を「分からない」に改める。

KA BI

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の2第2号の 改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

様式第10号中「わからない」を「分からない」に改める。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

千葉市スポーツ広場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年3月22日

千葉市長 神 谷 俊 -

# 千葉市規則第9号

千葉市スポーツ広場管理規則の一部を改正する規則 千葉市スポーツ広場管理規則(平成24年千葉市規則第17号)の一

千葉市スポーツ広場管理規則(平成24年千葉市規則第17号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第10号までの規定中「千葉市大宮スポーツ広場・千葉市宮崎スポーツ広場」を削る。

附則

- 1 この規則は、令和6年3月29日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

千葉市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年3月25日

千葉市長 神 谷 俊 一

# 千葉市規則第10号

千葉市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 千葉市情報公開条例施行規則(平成12年千葉市規則第95号)の一 部を次のように改正する。

第15条中「第30条」を「第29条」に改める。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

次に掲げる規則をここに公布する。

- (1) 千葉市消防局組織規則の一部を改正する規則
- (2) 千葉市消防吏員の服制等に関する規則の一部を改正する規則 令和6年3月27日

千葉市長 神 谷 俊 -

# 千葉市規則第11号

千葉市消防局組織規則の一部を改正する規則

千葉市消防局組織規則(昭和62年千葉市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第5条第6項中「主査補」の次に「、統括主任」を加える。

第6条中「及び主査補」を「、主査補及び統括主任」に改める。

第7条第7項中「主査補」の次に「、統括主任」を加える。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

# 千葉市規則第12号

千葉市消防吏員の服制等に関する規則の一部を改正する規則 千葉市消防吏員の服制等に関する規則(平成3年千葉市規則第78号) の一部を次のように改正する。

附 則 この規則は、令和6年4月1日から施行する。 千葉市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

千葉市長 神 谷 俊 一

# 千葉市規則第13号

千葉市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 千葉市屋外広告物条例施行規則(平成4年千葉市規則第66号)の一 部を次のように改正する。

別表第2の3及び別表第3モノレール車両の広告物の項中「窓面に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。」の次に「ただし、乗務員室の前面の窓面のうち、車両の下端から高さが0.9メートル以下の部分に表示し、又は掲出する物件を設置する場合であって、広告物及び広告物を掲出する物件の大きさが縦0.6メートル以下、横0.6メートル以下で、その個数が1車両当たり1個のときは、この限りでない。」を加える。

様式第1号を次のように改める。

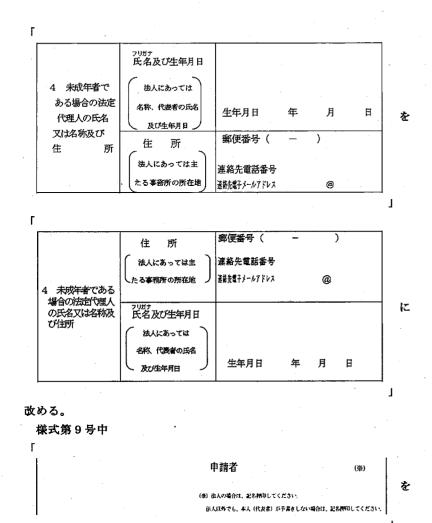
# 様式第1号

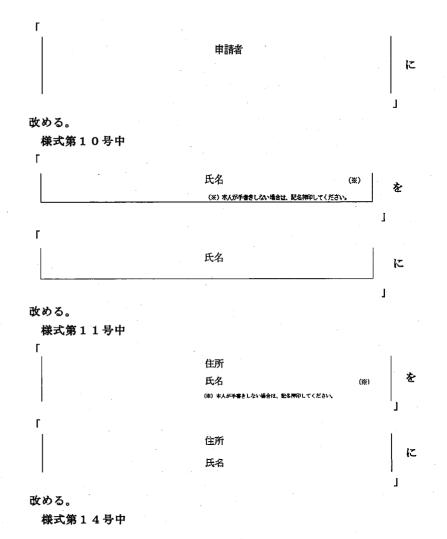
屋外広	告物等表示(設置	)許可申請書	年	月	Ħ
(あて先)千葉市長			<del>-11-</del>	73	
次のとおり屋外広告物を表 屋外広告物条例第6条第1項			設置した	といので、	千葉市
1 申請者 住所					
氏名(名称)					
代表者職氏名					
2 連絡先	電話番号	-			
(日中の連絡先)	電子ナールアドレス	. @			
3 申請種別	新規	改造		更新	
4 *現在の許可番号	年	月 日付け第	뮥		
5 表示又は設置の場所					
6 地域区分	第1種地	皷 第2種地域	或 第	3種地域	
7 表示又は設置の期間	年 月	日から 年	月	日まで	
8 広告物設置箇所の					
土地・建物所有者					
住所					
氏名 (名称)					
9 種類・数量		-			
10 広告物の管理者 住所					
氏名(名称)	電話番号	_	_		
連絡先 (B <b>¢</b> の連絡知	電子 ナールアドレス	@			
11 広告物及び広告物を掲	出する物件に関す	けること			
(新規・改造の場合に記載	すること。)				
a 工事施工者					
住所					
氏名(名称)					
千葉市登録番号第	号				
b 広告意匠設計者 住所					
氏名(名称)					
備考 *印のある欄には新規の場合、記入しないこと。					

様式第1号の2中		
2 安全点検確認者	氏名 (※)	を
. I	(孝) 本人が予書をしない場合は、記名評印してください。	_
Γ.	- -	-
2 安全点検確認者	氏 名	C
	'	 
改める。		
様式第7号中		
Γ		
	住 所	を
	氏 名 (※) (※) 法人の場合は、配名押印してください。 法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、配名押印してください。	æ
* *		ĺ
Γ		
	住 所	
	氏 名	に
		i
改める。	_	
様式第8号(表面)中		
Γ		
	住所	
	氏名 (**)	を
	(※) 法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人(代表者)が呼音さしない場合は、記名押印してください。	

Γ				
	. 住 ;	折	1	
	氏:	名		に
	-	н .		
				Ĺ
Γ	<u> </u>		<u> </u>	
フリガナ				
氏 名				•
及び生年月日				
法人にあっては名称	. ]			
代表者の氏名及び	生年月日	年 月	Ħ	を
生年月日	法人・個人の別	1 法人 2	個人	
住 所 法人にあっては主たる 事務所の所在地	郵便番号( -	- )		
	連絡先電話番号	-		
	連絡先電子メールアドレス			
. <u></u>				]
<u> </u>				
住 所 法人にあっては主たる	郵便番号(	<b>–</b> )		
事務所の所在地				
	連絡先電話番号  「蘇先電子メールアドレス	@	-	
フリガナ	上田ルモーア 17 1 1 2 7	<u> </u>		
氏 名				に
及び生年月日		•		
法人にあっては名称、	. h			
代表者の氏名及び	生年月日	年 月	FI	
生年月日	法人・個人の別	1 法人 2	個人	
<del></del>				

改め、同様式(裏面)中





Γ		
	住所 氏名 (※) (※)法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください	。 ・ ・
r		1
	住所	
	氏名	に、
г. Г		Ţ
フリガナ	<del></del>	
氏 名		
及び生年月日		
法人にあっては名称、		
代表者の氏名及び	生年月日 年 月 日	を
生年月日	法人・個人の別 1 法人 2 個人	
住 所	郵便番号( 一 )	
法人にあっては主たる 事務所の所在地	連絡先電話番号 連続電子・ルブドレス @	
		]
Γ		
住所	郵便審号( 一 )	
法人にあっては主たる 事務所の所在地・	連絡先電話香号 選集支管子	
フリガナ		
氏 名		に
及び生年月日		
法人にあっては名称		
代表者の氏名及び	生年月日 年 月 日	
生年月日	法人・個人の別 1 法人 2 個人	

様式第15号中 届出者 住所 氏名
(物) 法人の場合は、記名所印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名所印してください。 届出者 住所 に 氏名 改める。 (※) ※)本人が手書きしない場合は、記名 押印してください。 様式第17号中 を に改める。 様式第19号中 申請者 住所 氏名 (※) 本人が手書きしない場合は、配名押印してください。 申請者 住所 12 氏名

改める。

改める。

様式第22号中

住 所 氏名(名称) (※) (物) 出人の場合は、配名押印してください。 当人以外でも、本人(代表者)が中華をしない場合は、配名押印してください。 住 所 氏名(名称)

#### 改める。

## 附則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

千葉市都市景観規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年3月29日

# 千葉市長 神 谷 俊 一

#### 千葉市規則第14号

千葉市都市景観規則の一部を改正する規則 千葉市都市景観規則(平成8年千葉市規則第20号)の一部を次のように改正する。

```
昆虫者 住 所
             (代表者) 压 名
            (※)法人の場合は、記名押印してください。
様式第1号中
              法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、配名押印してください。
              道絡先電話番号
              連絡先電子メールアドレス
  届出者 (代表者)
   住 所
   压名
                                         に改める。
  連絡先
   電話番号
   メールアドレス
   担当者名
              扁出者 住 所
             (代表者)氏 名
             (※)法人の場合は、記名押印してください。
様式第3号中
              法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。
                                         (担当)
              連絡先電話番号
              連絡先電子メールアドレス
  屈出者 (代表者)
   住 所
   氏 名
                                         に、
  連絡先
   雪話母母
   メールアドレス
   担当者名
```

「 <u> </u>					
行為の場所	千葉市 区		-		
•					]
行為の場所	千葉市 区				Π,
用途地域				*	i
					J .
押出形成セ	メント板」を	:「押出成形も	メント板」	に改める。	
	Γ				
	届出者 (1 (代表者) 氏 (※)法人の場合		\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.	( <b>※</b> )	
様式第4号	連絡先電影	9も、本人(代表者)が手書 音号 - - - - - - - - - - - - - - - - - -	きしない場合は、記名	押印してください。 (担当)	ž
					J
. •					
届出者(代表 住 所	者)				
氏 名					
連絡先 電話番号				に、	
メールアドレ 担当者名	<b>∕</b> ス				
			. 1		
				·	_
行為の場所 :	千葉市 区				*
					1
行為の場所 =					
用途地域					F

改める。

団体名 代表者 (※)団体の場合は、記名押印してください。 団体以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。 様式第5号中 連絡先電話音号 連結先電子メールアドレス 通知者 (代表者) 住所 氏 名 に、 連絡先 電話委長 メールアドレス 担当者名 行為の場所 千葉市 区 を 行為の場所 千葉市 区 に、 用途地域 「押出形成セメント板」を「押出成形セメント板」に改める。 様式第6号及び様式第7号中 届出者 住 所 (代表者) 氏名 (※) (※)法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人(代表者)が手着きしない場合は、記名押印してください。 連絡先電話音号 連絡先電子メールアドレス

١,

```
届出者 (代表者)
  住所
  庄 夕
                                       に改める。
 連絡先
  電話番号
  メールアドレス
  相当者名
               层出者 住 所
              (代表者)氏 名
                                        (※)
              (※)法人の場合は、記名押印してください。
               法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。
様式第9号中
                                                     を
               連絡先雲試爭長
               連絡先電子メールアドレス
 届出者 (代表者)
  住 所
  氏 名
                                        に改める。
 連絡先
 雪舒登县
  メールアドレス
  担当者名
                 届出者 住 所
                (代表者)氏 名
               (※)法人の場合は、記名押印してください。
                 法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。
様式第12号中
                 連絡光電話母母
                 連絡先電子メールアドレス
  申請者 (代表者)
   住 所
   氏 名
                                         に改める。
  連絡先
   電話番号
   メールアドレス
   担当者名
```

局出者 住 所 (代表者)氏 名 (※)法人の場合は、紀名押印してください。 様式第16号中 法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。 連絡先電話番号 連絡先電子メールアドレス 届出者(代表者) 住 所 氏 名 に改める。 連絡先 雷話番号 メールアドレス 担当者名 局出者 住 所 (代表者)氏 名 (**※**) (※)法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。 様式第17号中 を 連絡先電話番号 連絡先電子メールアドレス 申請者(代表者) 住 所 氏 名 に改める。 連絡先 電話番号 メールアドレス 报当者名 1 附則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

千葉市農業集落排水事業会計規則をここに公布する。 令和6年3月29日

千葉市長 神 谷 俊 一

### 千葉市規則第15号

千葉市農業集落排水事業会計規則

### 目次

第1章 総則(第1条-第12条)

第2章 伝票及び帳簿並びに勘定科目

第1節 伝票(第13条-第16条)

第2節 帳簿(第17条-第20条)

第3節 勘定科目(第21条)

第3章 収入及び支出

第1節 収入 (第22条-第39条)

第2節 支出(第40条-第65条)

第4章 前受金及び預り金並びに預り有価証券(第66条-第72条)

第5章 物品(第73条-第80条)

第6章 固定資産

第1節 通則(第81条・第82条)

第2節 取得(第83条-第89条)

第3節 管理及び処分(第90条-第96条)

第4節 減価償却(第97条--第99条)

第5節 固定資産の評価 (第100条・第101条)

第7章 リース会計(第102条)

第8章 引当金(第103条-第105条)

第9章 予算 (第106条-第111条)

第10章 決算(第112条—第115条)

第11章 契約(第116条)

第12章 雑則(第117条—第120条)

附則

## 第1章 総則

(級旨)

第1条 この規則は、千葉市農業集落排水事業(以下「農業集落排水事業」という。)の会計事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ 当該各号に定めるところによる。
- (1)法 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)をいう。
- (2) 施行令 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)をいう。
- (3) 施行規則 地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)をいう。
- (4) 局長 建設局の長をいう。
- (5) 部長 下水道企画部及び下水道施設部の長をいう。
- (6) 課長 下水道経営課、下水道経理課及び下水道整備課の長をいう。
- (7) 経理主任及び経理副主任 経理主任とは、下水道経理課(以下「経理所管課」という。)の長(以下「経理所管課長」という。)をいい、経理副主任とは、経理所管課の課長補佐又は経理所管課長の指定する者をいう。
- (8) 収入徴収者 市長又は別に定めるところにより、収入の徴収事務を専決する権限を与えられた者をいう。
- (9) 支出負担行為担当者 市長又は別に定めるところにより、支出負担行為を専決する権限を与えられた者をいう。
- (10) 支出命令者 経理主任をいう。
- (11) 物品 農業集落排水事業に係る固定資産以外の動産をいう。
- (12) 指定公金事務取扱者 法第33条の2において準用する地方自治 法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第243 条の2第1項の規定により委託を受けた者をいう。
- (13) 出納取扱金融機関等 第11条第2項に規定する出納取扱金融 機関及び収納取扱金融機関をいう。

(14) 総括店 出納取扱金融機関等の店舗の公金の収納及び支払の事務 を総括する出納取扱金融機関の店舗をいう。

(経理主任及び経理副主任の職務)

- 第3条 経理主任は、次に掲げる事務を処理するものとする。
- (1) 収入支出予算見稽書の作成
- (2) 収入支出予算の執行計画の作成
- (3) 執行信事及び支出負担行為信書の審査
- (4) 競争入札の手続(契約課の所管する事務に係るものを除く。)
- (5) 支出命令書及び支払伝票の発行手続
- 2 経理副主任は、経理主任を補佐し、経理主任が不在のときは、前項 に定める事務を処理するものとする。
- 3 経理主任及び経理副主任が不在のときは、局長又は局長が指定する 職員が第1項に定める事務を処理するものとする。

(企業出納員等の設置)

- 第4条 農業集落排水事業に企業出納員、現金取扱員及び物品取扱員 (以下「企業出納員等」という。)を置く。
- 2 企業出納員となる者は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、 企業出納員に事故があるとき、又は欠けたときは、課長補佐等とする。
- 3 現金取扱員となる者は、別表第2に掲げるとおりとする。
- 4 物品取扱員となる者は、別表第3に掲げるとおりとする。 (事務の委任)
- 第5条 市長は、企業出納員に別表第1の右欄に掲げる分掌事務を委任 する。ただし、千葉市農業集落排水事業の設置等に関する条例(令和 6年千葉市条例第18号)第7条の規定により会計管理者に委任した 事務は除く。

(現金取扱員)

- 第6条 現金取扱員は、企業出納員の命を受け、別表第2の右欄に掲げる分掌事務をつかさどる。
- 2 現金取扱員が1日に取り扱うことができる現金の取扱限度額は、1 人につき100万円とする。

(物品取扱員)

第7条 物品取扱員は、企業出納員の命を受け、別表第3の右欄に掲げる分業事務をつかさどる。

(企業出納員等の任命)

第8条 第4条第2項から第4項までに規定する者は、別に辞令を用いることなく、企業出納員等を命ぜられたものとする。

(企業出納員等の事務引継)

- 第9条 企業出納員等に異動があったときは、前任者は、発令の日から 5日以内に現金、書類、帳簿等を後任者に引き継ぎ、連署をもって後 任者はその旨を企業出納員にあっては市長に、現金取扱員及び物品取 扱員にあっては企業出納員に報告しなければならない。
- 2 企業出納員が死亡その他の事由により自ら事務引継をすることができないときは、市長が指定する者が前項の規定により事務引継を行わなければならない。

(善管注意義務)

第10条 企業出納員等及び資金前渡を受けた者は、善良な管理者の注意をもって、現金その他の資産を取り扱わなければならない。

(金融機関の出納事務取扱)

- 第11条 市長は、農業集落排水事業の業務に係る公金の出納事務の一部を金融機関に行わせるものとする。
- 2 収納及び支払事務の一部を取り扱わせる金融機関を千葉市農業集落 排水事業出納取扱金融機関(以下「出納取扱金融機関」という。)と し、収納事務の一部を取り扱わせる金融機関を千葉市農業集落排水事 業収納取扱金融機関(以下「収納取扱金融機関」という。)とする。 (金融機関の表示)
- 第12条 出納取扱金融機関は、「千葉市農業集落排水事業出納取扱金 融機関」と記した看板を店頭に掲げなければならない。
- 2 収納取扱金融機関は、「千葉市農業集落排水事業収納取扱金融機関」 と記した看板を店頭に掲げなければならない。

第2章 伝票及び帳簿並びに勘定科目 第1節 伝票

(会計伝票の発行)

- 第13条 農業集落排水事業に係る取引については、その取引の発生の 都度、証拠となるべき書類に基づいて会計伝票を発行して処理するも のとする。
- 2 会計伝票は、第21条第2項に定める勘定科目の節により発行するものとする。
- 3 会計伝票は、取引仕訳の明細を諸帳簿に登録整理することにより、 その発行を省略することができる。

(会計伝票の種類)

- 第14条 前条第1項及び第2項の規定により発行する会計伝票の種類は、収入伝票、支払伝票及び振替伝票とする。
- 2 収入伝票は、現金収納の取引について発行する。
- 3 支払伝票は、現金支払の取引について発行する。
- 4 振替伝票は、前2項に規定する取引以外の取引について発行する。 (会計伝票の整理等)
- 第15条 経理所管課長は、会計伝票を事業年度ごとに伝票番号を付けて整理し、日計表を作成しなければならない。

(会計伝票の保存等)

- 第16条 会計伝票は、勘定科目の節ごとに日付順に編集し、保存しなければならない。
- 2 取引に関する証拠となるべき書類は、日計表とともに編集し、保存 しなければならない。

第2節 帳簿

(帳簿の種類及び保管)

- 第17条 農業集落排水事業に関する取引を記録し、及び整理するため、 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める会計帳簿(以下「帳簿」と いう。)を備え、保管しなければならない。
- (1) 下水道経営課長 固定資産台帳
- (2) 経理所管課長 総勘定元帳、内訳簿、予算執行簿、未払金整理簿、

企業債台帳及び借入金幣理簿

- (3) 経理所管課企業出納員 現金 (預金) 出納簿
- (4)企業出納員 物品出納鐵、領収書受払鐵及び収納金受払簽
- (5) 収入徴収者 収入調定簿、収入徴収簿、未収金整理簿及び預り金 整理簿
- (6) 資金前渡職員 前渡資金幣理簿

(帳簿の記載)

第18条 帳簿は、会計伝票又は証拠となるべき書類に基づき、正確かつ明瞭に記載しなければならない。

(帳簿の照合)

第19条 相互に関係する帳簿は、定期又は随時に照合しなければならない。

(科目の更正)

第20条 課長は、整理済みの科目に誤りを発見したときは、直ちに振 替伝票を発行し、正当科目に更正しなければならない。

第3節 勘定科目

- 第21条 農業集落排水事業の経理は、損益勘定、資産勘定、負債勘定 及び資本勘定に区分して行うものとする。
- 2 前項に規定する勘定科目の区分は、別表第4に定めるところによる。 ただし、必要に応じ整理するための勘定科目を設けることができる

第3章 収入及び支出

第1節 収入

(講定の手続)

- 第22条 収入徴収者は、収入の調定をしようとするときは、当該収入 について収入の根拠、所属年度、収入予算の科目(以下「収入科目」 という。)、納入すべき金額、納入義務者等を調査し、その内容が適 正であると認めるときは、収入科目ごとに振替伝票(調定と同時に収 入の収納が行われる場合には収入伝票)を発行しなければならない。
- 2 前項の場合において、収入科目が同一であって、同時に2人以上の 納入義務者に係る調定をしようとするときは、その内容を明らかにし て当該調定額の合計額をもって、調定することができる。

3 収入徴収者は、前2項の規定による調定に係る収入調定簿を整理し なければならない。

(翻定の時期)

- 第23条 調定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期にしなければならない。
- (1) 納期の一定している収入で納入の通知を発するもの 納期限の 20日前まで
- (2) 随時の収入で納入の通知を発するもの 原因の発生したとき。
- (3) 随時の収入で納入の通知を発しないもの 原因の発生したとき、 又は収入のあったとき。
- 2 収入徴収者は、法令又は契約等により収入を分割して納入又は納付 (以下「納入等」という。)をさせる特約又は処分をしている場合に おいては、当該特約又は処分による納期限が到来するごとに、当該納 期限に係る金額について調定することができる。ただし、収入の性質 上年額又は数回分を同時に納入義務者に通知するものは、この限りで ない。

(翻定の変更等)

第24条 収入徴収者は、調定後において過誤その他の事由により当該 調定の変更又は取消し(以下「調定の変更等」という。)の必要があ るときは、振替伝票を発行し、調定の変更等の手続をするとともに、 収入調定簿を整理しなければならない。

(納入の通知)

- 第25条 収入徴収者は、納期の定めのある収入については納入通知書 又は納入通知書兼領収書(以下「納入通知書等」という。)により納 期限の10日前までに、随時の収入については納入通知書等により納 期限の15日前までに、納入義務者に通知しなければならない。
- 2 収入徴収者は、第31条第1項の規定による口座振替納付の申出が あるものについては、当該納入義務者が指定する出納取扱金融機関等 に口座振替と表示した納付書を送付しなければならない。ただし、電 磁的記録媒体(データ伝送を含む。以下同じ。)交換による口座振替 の場合は、納付書に替えて電磁的記録媒体を出納取扱金融機関等に送

付しなければならない。

(納入通知の変更等)

- 第26条 収入徴収者は、調定の変更等をしたときは、当該調定の変更 等により増額し、又は減額した後の納入通知書等を作成し、納入義務 者に送付しなければならない。
- 2 収入徴収者は、納入義務者から納入通知書等を亡失し、又は損傷した旨の届出を受けたときは、遅滞なく、新たに当該納入義務者に係る納入通知書等を作成し、その表面余白に「再発行」と記載してこれを当該納入義務者に交付しなければならない。この場合において、既に発した納入通知書等に記載した納期限は、変更することができない。 (直接収納)
- 第27条 企業出納員又は現金取扱員は、納入義務者から現金(施行令第21条の3第1項に規定する証券を含む。以下「現金等」という。)を直接収納したときは、領収書を納入義務者に交付し、当日又は翌日に、現金等及び領収済通知書を添えて現金払込書により出納取扱金融機関等に払い込まなければならない。ただし、特別の事情があるものについては、会計管理者の承認を得て、払込みの期限を延長することができる。
- 2 前項の場合において、当該受領に係る収入金が証券によるものであるときは、これに係る納入通知書等又は納付書の表面余白に「証券受領」と記載し、かつ、当該証券が納入義務者以外の者の振り出した小切手であるときは、納入義務者に裏書を求めなければならない。
- 3 第1項に規定する領収書には、所定の領収印を押印しなければならない。

(現金による収納)

- 第28条 出納取扱金融機関等は、納入義務者から納入通知書等、納付 書又は現金払込書を添えて現金の納入又は払込みがあったときは、そ の内容を確認して収納し、納入義務者に領収書を交付するとともに当 該収納金を即日市の預金口座に受け入れ、当該納入通知書等、納付書 又は現金払込書に領収済の印を押して保管しなければならない。
- 2 出納取扱金融機関等は、毎日収納済の納入通知書等、納付書又は現

金払込書の領収済通知書に領収済通知書送付書兼公金払込書を添えて収納金とともに総括店に送付しなければならない。

- 3 出納取扱金融機関等は、前項の規定により収納金を払い込む場合は、 受渡簿を備え、取扱日、納入通知書等、納付書又は現金払込書の枚数 及び収納金の額を記入し、総括店との授受を明らかにしておかなけれ ばならない。
- 4 総括店は、毎日収納済の納入通知書等、納付書又は現金払込書の領収済通知書及び出納取扱金融機関等から送付を受けた領収済通知書を種類別に区分し、一括してこれを翌日会計管理者に送付し、控えの納入通知書等、納付書又は現金払込書については、取扱日ごとに整理し、保管しなければならない。

(収入済みの記載等)

- 第29条 会計管理者は、第63条の規定により総括店から現金出納日 計表に添えて領収済通知書等の送付を受けたときは、収入科目ごとに 収入書を作成するとともに、現金出納簿を作成し、総括店から送付さ れた現金出納日計表と照合しなければならない。
- 2 会計管理者は、前項の規定により収入書を作成したときは、収入書 に当該収入に係る領収済通知書等を添えて収入徴収者に送付しなけれ ばならない。
- 3 収入徴収者は、前項の規定により収入書及び領収済通知書等を送付 されたときは、その内容を確認し、収入伝票を発行するとともに、収 入調定簿及び収入徴収簿に記載しなければならない。

(郵便貯金銀行による振替による収納)

- 第30条 次に掲げる収入については、郵便貯金銀行(郵政民営化法 (平成17年法律第97号)第94条に規定する郵便貯金銀行をいう。 以下同じ。)による振替の方法により納入することができる。
- (1)農業集落排水処理施設使用料
- (2) 農業集落排水処理施設整備事業分担金
- 2 前項に規定する収入に係る振替口座番号、加入者及びその口座の取 扱金は、次のとおりとする。

振替口座番号	加入者	取扱金
00100-4	千葉市会計管理者	農業集落排水処理施設使用料
-961286		及び農業集落排水処理施設整
		備事業分担金(納期内のもの
		に限る。)

- 3 郵便貯金銀行による振替の方法(口座振替の方法を除く。)により 納入する場合は、納入通知書等又は振替払込書によらなければならな い。
- 4 会計管理者は、郵便貯金銀行振替受払簿を備え、公金払込高通知書、 領収済通知書等(当該通知書等に記載すべき事項を記録した電磁的記 録を含む。)、振替受払通知票等に基づき、受入高、払出高、料金等 について整理しなければならない。
- 5 会計管理者は、振替口座からの払出しをしようとするときは、領収 済通知書兼公金払込書を作成し、領収済通知書等、振替払出書及び現 金払込書を添えて、総括店に送付し、受入れの手続をとらせるものと する。
- 6 会計管理者は、振替手数料の通知を受けたときは、直ちに収入徴収者に送付しなければならない。

(口座振替による収納)

- 第31条 出納取扱金融機関等は、施行令第21条の2の規定により農業集落排水事業の収入金について納入義務者から口座振替の方法により納付する旨の申出を受けたときは、会計管理者の指定する方法で振替手続をしなければならない。
- 2 第28条の規定は、口座振替による収納手続について準用する。 (小切手等の支払地)
- 第32条 施行令第21条の3第1項第1号の規定により市長が定める 収入の納付に使用することができる小切手等の支払地は、全国の区域 とする。

(証券での支払拒絶)

第33条 企業出納員、現金取扱員及び出納取扱金融機関等は、納入義

務者が収入の納付に用いた証券の支払が確実でないと認める場合は、 その受領を拒絶しなければならない。

(証券による収納)

- 第34条 出納取扱金融機関等は、第28条に定める現金に代え施行令 第21条の3第1項各号に掲げる証券による納入又は払込みを受けた ときは、納入通知書等又は現金払込書に「証券受領」の表示をしなけ ればならない。
- 2 総括店は、前項の規定により収納した証券であっても施行令第21 条の3第3項の規定により支払が拒絶されたときは、直ちに市の預金 口座への受入れを取り消すとともにその支払の拒絶があったことを証 するに足りる書類を作成し、当該証券及び控えの納入通知書等、納付 書又は現金払込書を添えて会計管理者に通知しなければならない。
- 3 第28条の規定は、証券による収納手続について準用する。 (支払拒絶に係る証券)
- 第35条 会計管理者は、総括店から前条第2項の規定により支払拒絶 証書又はこれと同一の効力を有する宣言その他支払の拒絶があったことを証するに足りる書類及び当該支払拒絶に係る証券の送付を受けた ときは、直ちに当該支払拒絶に係る額の収入を取り消し、これに基づ き関係帳簿を整理するとともに、併せて証券支払拒絶通知書を作成し、 証券が支払拒絶になった旨を収入徴収者に通知しなければならない。
- 2 収入徴収者は、前項の規定により会計管理者から通知を受けたときは、直ちに当該通知に係る収入の収入済額を取り消し、関係帳簿を整理するとともに「証券支払拒絶により再発行」の表示をした納入通知書等を作成し、当該証券支払拒絶通知書及び当該支払拒絶に係る証券を添えて、納入義務者に送付しなければならない。この場合において、納入義務者が所有している発行済みの領収書を回収しなければならない。
- 3 第26条第2項の規定は、前項の規定により納入通知書等を再発行 する場合について準用する。

(過誤納還付)

第36条 収入徴収者は、納入義務者が誤って納入義務のない収入金を

納入し、又は關定額を超えた金額の収入金を納入した場合(以下「過 誤納」という。)において、当該納入の事実を発見したとき、又は当 該納入義務者からその事実を示して払戻しの請求があったときは、当 該過誤納に相当する金額を当該納入義務者に還付する手続をとらなけ ればならない。

- 2 収入徴収者は、調定の変更等をした場合において、既に納入がなされているときは、当該調定の変更等に相当する金額を当該納入義務者に環付する手続をとらなければならない。
- 3 収入徴収者は、前2項の規定により過誤納に係る金額を選付しよう とするときは、支出の例により当該過誤納に係る金額を選付しなけれ ばならない。

(督化)

- 第37条 収入徴収者は、調定した収入について納期限を過ぎても納入 に至らないものがあるときは、自治法第231条の3第1項の規定又 は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」とい う。)第171条の規定により、納期限後20日以内に督促状により 督保しなければならない。
- 2 督促状には、督促状を発した日から起算して10日を経過した日を 納期限として指定しなければならない。
- 3 収入徴収者は、前2項の規定により督促をしたときは、その旨を収入徴収簿に記載しなければならない。

(不納欠損処分)

- 第38条 収入徴収者は、時効の完成又は徴収権の消滅により収入の欠 損処分をすべきものがあるときは、不納欠損調書を作成し、局長の決 裁を受けなければならない。
- 2 収入徴収者は、前項の規定により収入の欠損処分をする場合は、振 替伝票を発行し、収入調定簿に記載しなければならない。

(徴収又は収納の委託)

第39条 収入徴収者は、法第33条の2において準用する自治法第 243条の2第1項の規定により、公金の徴収又は収納の事務を委託 しようとするときは、事務の内容等を記載した書面に当該委託に係る 契約書案を添えて会計管理者と協議しなければならない。ただし、前 年度に引き続き公金の徴収又は収納の事務を委託する場合で、かつ、 委託に係る相手方、事務の内容及び期間が同一であるときは、この限 りでない。

- 2 収入徴収者は、指定公金事務取扱者に対し、会計管理者が特に認め る場合を除き、指定公金事務取扱者である旨を証する書類を交付しな ければならない。
- 3 前項の書類の交付を受けた指定公金事務取扱者は、その受託に係る 事務を行うに際し、関係者から請求があったときは、これを提示しな ければならない。
- 4 第2項の書類の交付を受けた指定公金事務取扱者は、指定公金事務 取扱者でなくなったときは、同項の書類を返納しなければならない。
- 5 指定公金事務取扱者は、収入金を収納したときは、納入義務者に対し領収書を交付しなければならない。ただし、会計管理者が認めたときは、この限りでない。
- 6 指定公金事務取扱者は、収入金を収納したときは、当日又は翌日に 収入徴収者が指示する方法により出納取扱金融機関等に払い込まなけ ればならない。ただし、収納金を当日又は翌日に払い込みし難いもの で会計管理者が認めたときは、この限りでない。

第2節 支出

(支出負担行為の原則)

第40条 支出負担行為は、法令又は予算の定めるところに従い、かつ、 予算執行計画に準拠してこれをしなければならない。

(支出負担行為の決裁)

- 第41条 支出負担行為担当者が支出負担行為を行う場合には、次条の 規定により支出負担行為の内容を示す書類を添えて支出負担行為何書 により決裁を受けなければならない。ただし、次に掲げる経費につい ては、支出負担行為何書兼支出命令書により支出負担行為の決裁を受 けることができる。
- (1)給料、手当及び報酬
- (2) 法定福利費

- (3) 旅費
- (4) 電気料、水道料及び都市ガス使用料
- (5) 電信電話料及び後納郵便料
- (6) 企業債、一時借入金の元利償還金及び企業債手数料
- (7) 債務負担行為に係る償還金
- 2 支出予算に係る1件の支出負担行為で、支出しようとする債権者が 2人以上あるときは、支出負担行為何書に債権者内訳書を添えて決裁 を受けることができる。
- 3 支出予算に係る1件の支出負担行為で、支出科目が2科目以上にわたるときは、支出負担行為何書に科目内訳書を添えて決裁を受けることができる。

(支出負担行為として整理する時期等)

- 第42条 支出負担行為として整理する時期、支出負担行為の範囲及び 支出負担行為に必要な書類(次項において「支出負担行為の整理区分」 という。)は、別表第5に定めるところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表第6に掲げる経費に係る支出負担行 為の整理区分は、同表に定めるところによる。

(支出負担行為の変更等)

第43条 前2条の規定は、支出負担行為を変更し、又は取り消す場合 について準用する。この場合において、支出負担行為担当者は、変更 支出負担行為伺書等により決裁を受けなければならない。

(支出命令)

- 第44条 支出の命令(以下「支出命令」という。)は、支出命令者が 支出命令書により決裁をし、関係書類を添付して会計管理者に送付す ることにより行うものとする。
- 2 支出命令者は、支出命令をしようとするときは、法令、契約その他 関係書類に基づいて、その内容が適正であることを確かめなければな らない。
- 3 支出命令者は、支払期日の定められている支出にあっては、当該支 出に関する支出命令書を当該支払期日の5日前までに会計管理者に送 付しなければならない。ただし、これにより難い事情があるとき、又

は会計管理者が特に必要と認めて指示するときにあっては、この限り でない。

- 4 支出命令者は、第1項の場合において、第41条第2項の規定により支出しようとするときは、その内訳を明示しなければならない。 (請求書による原則)
- 第45条 支出命令は、全て債権者からの請求書の提出を待って行わなければならない。
- 2 請求書には、債権者の住所、氏名、請求金額及び請求年月日並びに 原則として次の区分による要件を記載し、又は関係書類を添付させな ければならない。
- (1) 旅費に関するもの 職名、職務の級、所属課等、用務、旅行地、旅行年月日、路程及 び経由地
- (2) 工事請負代金に関するもの 工事名、工事場所、請負金額、請求内訳、受領済高及びその年月 日、工事内容を明らかにした書類並びに工事(完成・出来高) 認 定事の写し
- (3) 物件の供給等に関するもの 名称、数量、種類、品質、単価等 (4) 物件の運送又は保管に関するもの
- (4) 物件の運送又は保管に関するもの 名称、数量、運送先若しくは保管先、運送年月日又は保管期間の 明細
- (5) 土地買収費又は物件移転料に関するもの 所在地、名称等、不動産に関する権利の登記嘱託書の写し
- (6)使用料又は手数料に関するもの所在地、名称、数量、単価、年月日、期間、明細等
- (7) 負担金、補助金等に関するもの 名称、年月日、補助金交付決定通知書の写し及び補助金額確定通 知書の写し
- (8) 償還金又は損害賠償金に関するもの 事由又は事実の生じた年月日その他計算の基礎を明らかにした明

#### 細丝

- (9) 前各号に掲げるもの以外のもの 請求の内容及び計算の基礎を明らかにした明細等の記載又はその 書類
- 3 請求書には、債権者の押印又は署名がなければならない。ただし、 債権者が発行したものであることを支出命令者が確認できる場合は、 この限りでない。
- 4 請求書が代表又は代理人の名義のものであるときは、その資格権限 の表示がなければならない。
- 5 職員が旅費の請求(資金前渡及び直接払の方法によるものを除く。) を庶務事務システム(人事、給与等に係る申請等の事務処理を行うた めの情報処理システムをいう。)を使用して行うときは、第3項本文 の債権者の押印又は署名をすることを要しないものとする。
- 6 第3項本文の債権者の押印又は署名は、第42条第1項に規定する 書類に押印がされている場合にあっては当該押印に使用された印鑑と 同一の印鑑を使用し、署名がされている場合にあっては当該署名と同 一の署名をしなければならない。ただし、支出命令者が債権者本人が 作成したものに相違ないことを証明したときは、この限りでない。
- 7 支出命令者は、第4項の規定により表示された資格権限を認定し難 いときは、その資格権限を証する書類を徴して、これを確認しなけれ ばならない。
- 8 債権者が代理人に請求権又は領収権を委任したときは、第1項の請求書には、委任状を添えさせなければならない。
- 9 債権の譲渡又は承継があった債務に係る支出については、第1項の 請求書には、その事実を証する書面を添えさせなければならない。 (請求書による原則の例外)
- 第46条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、請求 書の提出を待たないで支出命令を発することができる。この場合にお いて、それぞれ当該経費の計算の基礎を明らかにした内訳書等を添付 しなければならない。
- (1)給料、手当、法定福利費及び報酬

- (2)報償金及び賞賜金
- (3) 企業債、一時借入金の元利償還金及び企業債手数料
- (4) 債務負担行為に係る償還金
- (5) 積立金、寄附金、公課費及び繰出金で支払金額の確定しているも の
- (6) 官公署の発行する納入通知書その他これに類するものにより支払 うべき経費
- (7)前各号に掲げるもののほか、請求書を徴し難いもので支払金額が確定している経費及びその性質上請求を要しない経費 (法定控除等)
- 第47条 第44条の規定により支出命令書を作成する場合において、 債権者に支払うべき経費から次に掲げるものを控除すべきときは、当 該控除すべき金額について控除内訳書を作成するとともに、債権者が 現に受けるべき金額を明示しなければならない。
- (1) 所得税法(昭和40年法律第33号)に基づく源泉徴収に係る所 得税
- (2) 地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく特別徴収に係る 県民税及び市町村民税
- (3) 地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号) に基づく 共済掛金及びその他の納入金
- (4)健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく保険料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令その他の規程により控除すべき もの

(資金前渡の範囲)

- 第48条 施行令第21条の5第1項第15号に規定する管理規程で定める経費は、次に掲げるものとする。
- (1)交際費
- (2) 通行料、駐車場使用料及び会場使用料
- (3) 各種試験、検査及び申請手数料

- (4) 自動車重量税印紙の購入に要する経費
- (5)会議、式典その他の行事に要する経費
- (6) 講習会、研修会等に要する経費
- (7) 即時支払をしなければ契約することが困難な経費
- (8) 会費その他これに類する経費
- (9) 見舞金
- (10) 損害賠償に要する経費
- (11) 供託に要する経費
- (12) 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険 会社及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に対して支 払う経費
- (13) 現地において直接支払を要する経費
- (14) 前各号に掲げる経費に係る振込手数料
  - 2 資金前渡は、事務上支障のない限り分割して行うものとする。 (資金前渡職員の指定)
  - 第49条 資金前渡を受けることができる職員(以下「資金前渡職員」 という。)は、課長とする。ただし、課長が特に必要があると認める ときは、課長が指定した職員を資金前渡職員とすることができる。
  - 2 **資金前渡職員が死亡その他の事由により自ら資金前渡を受けることができないときは、会計管理者と協議の上、資金前渡職員以外の職員に資金前渡をすることができる。**
  - 3 課長は、資金前渡職員を資金前渡職員通知書により会計管理者に通知しなければならない。

(前渡資金の保管)

第50条 資金前渡職員は、交付された資金(以下「前渡資金」という。)を、直ちに支払う場合又は特別の事由がある場合を除くほか、銀行その他確実な金融機関に預金して保管しなければならない。 (前渡資金の支払)

第51条 資金前渡職員は、債権者から支払の請求を受けたときは、次 条ただし書に規定するものを除くほか、次に掲げる事項を調査し、支 払をしなければならない。

- (1) 当該請求が正当であること。
- (2) 資金前渡の目的に適合していること。
- (3) その他必要な事項
- 2 資金前渡職員は、前渡資金の支払をしたときは、領収書を懲さなければならない。ただし、経費の性質又はやむを得ない事由により領収書を懲し難い場合は、支払を証明する書類をもって領収書に代えることができる。

(前渡資金整理簿)

- 第52条 資金前渡職員は、前渡資金整理簿を備え、その取扱いに係る 収支を記載しなければならない。ただし、次に掲げるもので精算渡し に係るものにあっては、記載を省略することができる。
- (1)給料、手当及び法定福利費
- (2)報酬
- (3)報償費
- (4) 旅費

(前渡資金の精算)

- 第53条 資金前渡職員は、その管理に係る前渡資金について、その目的達成後7日以内(旅費にあっては、旅行を完了した後5日以内)に精算書又は精算(戻入)書を作成し、第51条第2項に規定する領収書又は支払を証明する書類を添えて支出命令者に精算の報告をしなければならない。ただし、前条第1号に規定する経費に係る前渡資金の精算を行う場合においては、領収書又は支払を証明する書類の添付を省略することができる。
- 2 支出命令者は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を 調査し、精算残額のあるときは、直ちに戻入の手続をしなければなら ない。ただし、第48条第1項第1号に規定する交際費並びに同項第 2号に規定する通行料及び駐車場使用料並びに施行令第21条の5第 1項第12号及び第13号に規定する経費については、翌月に繰り越 すことができる。
- 3 支出命令者は、第1項の規定による報告を受けたときは、精算書又 は精算(戻入)書に同項の領収書又は支払を証明する書類を添えて会

計管理者に送付しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、会計管理者が別に定めるものにあっては、 精算書の会計管理者への送付を省略することができる。

(概算払の範囲)

- 第54条 施行令第21条の6第5号に規定する管理規程で定める経費は、次に掲げるものとする。
- (1) 損害賠償に要する経費
- (2) 委託費のうち概算払を必要とする経費 (概算払の特質)
- 第55条 概算払を受けた者は、概算払を受けた経費について、その目 的達成後7日以内(旅費にあっては、旅行を完了した後5日以内)に 精算書又は精算(戻入)書を作成し、支出命令者に精算の報告をしな ければならない。
- 2 支出命令者は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を 調査し、精算残額のあるときは、直ちに戻入の手続をしなければなら ない。
- 3 支出命令者は、第1項の規定による報告を受けたときは、精算書又 は精算(戻入)書を速やかに会計管理者に送付しなければならない。 ただし、旅費について受領額と精算額が同一の場合は、精算書の会計 管理者への送付を省略することができる。

(前金払の範囲)

- 第56条 施行令第21条の7第8号に規定する管理規程で定める経費 は、次に掲げるものとする。
- (1)保険料
- (2) 土地又は家屋の買収代金のうち市長が特に必要と認める経費
- 2 支出命令者は、自治令附則第7条の規定により前金払をする場合は、 工事名、工事場所及び請負金額を記載した書面並びに支払計算書、前 払金申請書、公共工事の前払金保証事業会社の保証書の副本その他関 係書類を提出させなければならない。

(繰替払)

第57条 施行令第21条の8に規定する経費について繰替払をしたと

きは、速やかに正当科目から支出し、当該収入に収入の手続をしなければならない。

(支払の通知)

第58条 会計管理者は、支払をしようとするときは、債権者に支払の 金額及び日時を通知しなければならない。ただし、会計管理者が特に その必要がないと認めた支払の場合は、この限りでない。

(直接払)

- 第59条 会計管理者は、直接払をしようとするときは、債権者から領収書を徴し、これと引換えに支払通知書を交付しなければならない。 (口座振替払)
- 第60条 施行令第21条の10に規定する口座振替のできる金融機関は、総括店と取引のある金融機関とする。
- 2 会計管理者は、前項に規定する金融機関に預金口座を設けている債権者から申出があるときは、総括店をして口座振替の方法により支払をするものとする。

(隔地払)

- 第61条 会計管理者は、隔地払の方法により支払をするときは、支払 場所を指定し、総括店に必要な資金を交付して送金させることができる。
- 2 前項の規定により資金の交付を受けた総括店は、当該資金の交付の 日から1年を経過した後は、債権者に対して支払をすることができな い。
- 3 前項の場合において、会計管理者は、債権者から支払の請求を受け たときは、その支払をしなければならない。

(支出事務の委託)

- 第62条 第39条第1項の規定は、公金の支出事務を委託する場合に ついて準用する。
- 2 前項の場合においては、当該委託に係る契約において、委託する事 務の内容、条件、委託手数料その他必要な事項を明らかにしなければ ならない。
- 3 第50条から第53条までの規定は、当該委託に係る資金の交付、

支払及び精算をする場合について準用する。

(収支日計の報告等)

- 第63条 総括店は、毎日の公金の収納及び支払の状況について、現金 出納日計表を作成し、翌営業日に会計管理者に送付しなければならな い。
- 2 前項の現金出納日計表には、次に掲げる書類を添えなければならない
- (1) 収入に係るもの 収入内訳票、領収済通知書等その他の書類
- (2) 支出に係るもの 支出内訳票、戻入に係る領収済通知書その他の 書類
- 3 会計管理者は、第1項の規定により総括店から現金出納日計表等の送付を受けたときは、その内容を確認するとともに、現金収支日計表を作成し、翌日までに経理所管課企業出納員に送付しなければならない。
- 4 経理所管課企業出納員は、前項の規定により現金収支日計表の送付 を受けたときは、その内容を確認し、現金出納簿を作成しなければな らない。

(支払伝票の発行)

- 第64条 支払伝票は、債権者及び勘定科目ごとに調製しなければならない。
- 2 2人以上の債権者に対して支払を行う場合において、勘定科目及び 支払期日が同一であるときは、前項の規定にかかわらず、併せて一の 支払伝票によることができる。

(過誤払金等の戻入)

第65条 支出命令者は、自治令第159条の規定により戻入の必要が 生じたときは、戻入伺書により決裁し、速やかに返納すべき者に対し、 戻入通知書により通知しなければならない。

第4章 前受金及び預り金並びに預り有価証券 (前受金)

第66条 課長は、既に現金を受け入れたもののうち、債務を履行して いないものについては、次に掲げる区分により整理しなければならな ٧١.

- (1) 営業前受金
- (2) 営業外前受金
- (3) その他前受金
- 2 前項の債務を履行したときは、課長は、前受金を当該科目に振り替えなければならない。

(預り金)

- 第67条 課長は、保証金その他農業集落排水事業の収入に属さない現金を受け入れた場合は、これを預り金として次に掲げる区分により整理しなければならない。
- (1)預り保証金
- (2) 預り諸税
- (3) その他預り金

(預り金の受入れ及び払出し)

第68条 預り金の受入れ及び払出しは、農業集落排水事業の収入の収納及び支出の支払の例により行わなければならない。

(預り有価証券)

- 第69条 農業集落排水事業の所有に属さない有価証券を保管する場合 は、預り有価証券として整理しなければならない。
- 2 預り有価証券は、安全かつ確実な方法によって保管しなければならない。

(預り有価証券の受払)

- 第70条 課長は、預り有価証券を受け入れようとするときは、納入義 務者に預り有価証券納入通知書兼領収書を交付し、経理所管課企業出 納員に納入させなければならない。
- 2 経理所管課企業出納員は、前項の規定により預り有価証券を収納したときは、預り有価証券領収書を納入義務者に交付しなければならない。
- 3 課長は、預り有価証券還付請求書を受理したときは、速やかに経理 所管課企業出納員に送付しなければならない。
- 4 経理所管課企業出納員は、前項の規定により送付を受けたときは、

預り有価証券領収書と引換えに預り有価証券を還付しなければならない。

(一時借入金)

- 第71条 局長は、支出金の支払に充てるため、一時借入金の借入れの 必要があるときは、会計管理者及び財政局長と協議し必要な額を借り 入れることができる。これを返済するときも、同様とする。
- 2 局長は、前項の規定により一時借入金の借入れ又は返済について協議したときは、直ちに借入手続又は返済手続をとらなければならない。
- 3 経理所管課長は、一時借入金整理簿を備え、一時借入金の状況を記録しなければならない。

(繰替運用)

第72条 局長は、財政上必要があると認めるときは、農業集落排水事業に属する現金を他の会計に繰り替えて運用することができる。

第5章 物品

(物品の管理)

- 第73条 物品の管理は、企業出納員が行う。
- 2 企業出納員は、その所管に属する物品の管理を適正かつ円滑に行わ なければならない。

(物品の出納)

第74条 物品の出納は、企業出納員が物品受入(払出)書により行わなければならない。

(物品の受入れ)

- 第75条 企業出納員は、物品(生産品、贈与若しくは寄附又は交換により受けた物品等を含む。)の受入れをしようとするときは、受入れに係る関係書類の内容に適合しているかどうかを確認して当該物品を受け入れなければならない。
- 2 企業出納員は、前項の規定により受け入れた物品については、直ちに物品出納簿により整理しなければならない。

(物品の交付請求及び払出し)

第76条 物品の交付を受けようとする者は、物品交付請求書により企 業出納員に請求しなければならない。ただし、工事又は作業等の特殊 な用途に使用する物品については、その必要数量に限り請求するもの とする。

2 企業出納員は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を 審査し、適当であると認めるときは当該請求者に払い出すとともに物 品出納簿を整理しなければならない。

(管理換え)

第77条 企業出納員は、物品の管理換えをしようとするときは、受入 れ側の企業出納員と協議しなければならない。

(亡失及び損傷の報告)

- 第78条 物品の使用者は、その使用中又は保管中の物品について、亡 失又は損傷があったときは、直ちに企業出納員に報告しなければなら ない。
- 2 前項の規定による報告を受けた者は、その事実を調査し、物品事故報告書を作成し、市長に報告しなければならない。

(不用の決定及び処分)

- 第79条 企業出納員は、使用中の物品及び保管している物品のうち、 次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、部長の承認を受け て不用の決定をしなければならない。
- (1) 修繕又は改造等の処理をしても使用の見込みがないと認められる 物品
- (2) 将来使用の見込みがないと認められる物品
- 2 前項の規定により不用の決定をした物品は、次の各号により処分することができる。
- (1) 壳却処分
- (2) 廃棄処分
- 3 企業出納員は、前項の規定により売却又は廃棄の決定をした不用品 については、適宜取りまとめて売却に必要な手続又は廃棄をしなけれ ばならない。

(準用規定)

第80条 物品に関するその他の取扱いについては、千葉市物品会計規 則(昭和52年千葉市規則第49号)第11条、第13条から第22 条まで及び第27条の規定を準用する。

第6章 固定資産

第1節 通則

(周定資産の範囲)

- 第81条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 有形固定資産
  - ア 十地
  - イ 建物及び附属設備
  - ウ 構築物 (土地に定着する土木設備又は工作物をいう。)
  - エ 機械及び装置並びにその他の附属設備
  - オ 自動車その他の陸上運搬具
  - カ 工具、器具及び備品 (耐用年数が1年以上かつ取得価額が 10万円以上のものに限る。)
  - キ リース資産(ファイナンス・リース取引におけるリース物件の 借主である資産であって、当該リース物件がアからカまで及びケ に掲げるものである場合に限る。)
  - ク 建設仮勘定(イから力までに掲げる資産であって、事業の用に 供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の 目的のために充当した材料をいう。)
  - ケ 有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの
- (2)無形固定資産
  - ア 借地権
  - イ 地上権
  - ウ 施設利用権
  - エ 電話加入権
  - オ リース資産 (ファイナンス・リース取引におけるリース物件の 借主であって、当該リース物件がアからウまで、カ及びキに掲げ るものである場合に限る。)
  - カ ソフトウェア (取得価額が10万円以上のものに限る。)
  - キ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

- (3)投資その他の資産
  - ア 投資有価証券 (1年内(当該事業年度の末日の翌日から起算 して1年以内の日をいう。) に満期の到来する有価証券を除く。)
  - イ 出資金
  - ウ 長期貸付金
  - エ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産と すべきもの
  - オ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に 属しない資産

(周定資産の管理)

- 第82条 課長は、その所管に係る固定資産を適正に管理しなければな らない。
- 2 下水道経営課長は、固定資産に係る管理事務を総括し、必要により その状況を調査し、又は課長に報告を求めることができる。 第2節 取得

(取得価額)

- 第83条 固定資産の取得価額は、次に掲げるところによる。
- (1) 購入によって取得した固定資産については、購入に要した価額
- (2) 建設改良工事又は製作によって取得した固定資産については、当 該建設改良工事又は製作に要した直接費、間接費及び事務費の合 計額
- (3) 改良を施したものについては、撤去部分の価額を控除した額に改 良に要した経費を加えた額
- (4) 交換によるものについては、交換のために提供した固定資産の価額に交換差金を加算し、又は控除した額
- (5)無形固定資産については、その取得価額
- (6)投資については、投資のために支出した額
- (7) 護与、贈与その他無償で取得した固定資産又は前各号に掲げる固 定資産であって、取得価額が不明であるものについては、公正な評 価額

(取得)

- 第84条 課長は、固定資産を取得(交換による取得を除く。) しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により、市長の決裁を受けなければならない。
- (1) 取得しようとする固定資産の名称、種類及び数量
- (2) 取得しようとする事由及び方法
- (3)予定価格及び単価
- (4)予算科目及び配当予算残額 "
- (5) 契約の方法
- (6) その他必要と認める事項
- 2 前項の文書には、取得しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類を添えなければならない。
- 3 固定資産を無償で譲り受けようとする場合は、前項に規定する書類 のほか相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。

(交換)

- 第85条 課長は、固定資産を交換しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により、市長の決裁を受けなければならない。
- (1) 交換しようとする固定資産の名称、種類及び数量並びに交換差金
- (2) 交換しようとする事由
- (3) 契約の方法及び内容
- (4) その他必要と認める事項
- 2 前項の文書には、交換しようとする固定資産の図面その他内容を明 らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければ ならない。

(取得の報告)

第86条 課長は、固定資産を取得した場合は、会計伝票を発行すると ともに、法令の定めるところに従って、遅滞なく、登記又は登録の手 続をとらなければならない。

(建設仮勘定)

第87条 建設改良工事は、建設仮勘定を設けて経理するものとする。

(建設改良工事の精算)

- 第88条 下水道経営課長は、建設改良工事が完了した場合には、建設 仮勘定の精算を行い、振替伝票により、固定資産の当該科目に振り替 えなければならない。
- 2 前項の場合において、固定資産の当該科目に振り替えるべき額は、 工事に直接要した経費と、あらかじめ定められた基準に従って配賦し た間接費及び事務費の合計額とする。

(未完成工事等)

第89条 課長は、年度末において未完成の建設改良工事があるときは、 未完成工事等報告書を作成し、事業年度終了後、速やかに下水道経営 課長に報告しなければならない。

第3節 管理及び処分

(固定資産台帳)

第90条 下水道経営課長は、固定資産台帳により、固定資産の増加、 減少、異動等を整理し、その状況を明らかにしておかなければならない。

(処分)

- 第91条 課長は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとする ときは、次に掲げる事項を記載した文書により、市長の決裁を受けな ければならない。
- (1) 固定資産の名称、種類及び数量
- (2) 固定資産の所在地
- (3) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする事由
- (4) 予定価額
- (5) 契約の方法
- (6) その他必要と認める事項
- 2 固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の理由により買受人がいない場合又は売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合に限るものとする。

(固定資産の用途廃止)

第92条 課長は、機械器具その他これに類する固定資産のうち著しく

損傷を受けていることその他の理由によりその用途に使用することが できなくなったものについては、市長の決裁を受けて、用途廃止をす ることができる。

(管理機え等)

第93条 固定資産を他の会計に管理換えをし、又は使用させるときは、 有償とする。ただし、市長が特に認めるときは、無償とし、又は減額 することができる

(固定資産幣理表)

- 第94条 課長は、その所管に係る固定資産について、次の各号のいず れかに該当するときは、固定資産整理表を作成し、下水道経営課長に 報告しなければならない。
- (1) 固定資産の取得をしたとき。
- (2) 固定資産の処分をしたとき。
- (3) 固定資産の用途変更、用途廃止又は管理換えをしたとき。
- (4)建設改良工事又は維持補修工事により、固定資産台帳の記載事項 に異動が生じたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、固定資産台帳の記載事項に異動が生 じたとき。

(事故報告)

第95条 課長は、天災その他の事由により、固定資産が減失し、若しくは忘失し、又は損傷を受けたときは、遅滞なく、事故報告書を作成し、局長に報告しなければならない。

(貸付借入台帳)

第96条 課長は、貸付台帳又は借入台帳を備え、常にその状況を明らかにしておかなければならない。

第4節 減価償却

- 第97条 固定資産のうち有形固定資産(土地及び建設仮勘定を除く。 次条及び第99条において同じ。)及び無形固定資産(電話加入権を 除く。)を償却資産とし、毎事業年度減価償却を行うものとする。
- 2 減価償却は、償却資産を取得した翌年度から定額法により個別に行うものとする。

- 3 減価償却は、下水道経営課長が行うものとする。
- 第98条 有形固定資産の償却額は、当該有形固定資産の帳簿原価から 当該帳簿原価の100分の5に相当する金額を控除した金額から前事 業年度までにおいてなした償却額の合計額を控除した金額を超えるこ とはできない。

(特別償却)

(減価償却額)

第99条 農業集落排水事業の経営の健全性を確保するため必要がある 場合には、直接事業の用に供する有形固定資産の各事業年度の減価償 却額は、前2条の規定により算出した減価償却額の1.5倍以内とす ることができる。

第5節 固定資産の評価

(減損に係る会計処理)

第100条 課長は、固定資産であって、事業年度の末日において予測 することができない減損が生じたもの又は次条に定めるところにより 減損損失を認識すべきものについて、その時の当該固定資産の帳簿価 額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額 した額を当該固定資産の帳簿価額として付し、減損に係る会計処理を 行わなければならない。

(減損損失の認識)

- 第101条 課長は、固定資産に減損の兆候が認められた場合は、当該 固定資産について、減損損失を認識するかどうかの判定を行わなけれ ばならない。
- 2 課長は、前項の判定により減損損失を認識した固定資産について、 減損損失の額を測定しなければならない。
- 3 前2項に規定する減損損失に係る判定及び測定は、農業集落排水事業における固定資産を一つの固定資産グループとし、当該固定資産グループを単位として行うものとする。

第7章 リース会計

(リース会計に係る特例)

第102条 施行規則第55条第1号の規定により、ファイナンス・リ

ース取引に係るリース物件で、リース契約上の諸条件に照らして当該 リース物件の所有権が借主に移転すると認められないものについては、 施行規則第5条第2項第1号チ及び第2号ル並びに第7条第2項第6 号及び第3項第12号の規定を適用しない。

第8章 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第103条 退職給付引当金の計上は、簡便法(当該事業年度の末日に おいて全企業職員(同日における退職者を除く。)が自己の都合によ り退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方 法をいう。)によるものとする。

(賞与引当金の計上方法)

- 第104条 賞与引当金の計上は、事業年度末に在籍する職員に対して 支給が見込まれる期末手当及び勤勉手当のうち、当事業年度の負担に 属する支給対象期間相当分を賞与引当金として計上するものとする。 (貸倒引当金の計上方法)
- 第105条 貸倒引当金の計上は、過去3年分の未収金及び当該未収金 に係る不納欠損額の実績をもとに貸倒率(不納欠損額を未収金で除し て得た値をいう。)を算定し、事業年度末における未収金に当該貸倒 率を乗じて算出したものを計上するものとする。

第9章 予算

(予算原案の送付)

- 第106条 局長は、市長の定めた予算編成方針に基づいて、指定された期日までに、予算原案及びその説明書を作成し、市長に提出しなければならない。この場合において、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。
- 2 前項の規定は、予算を補正する場合について準用する。 (予算の執行)
- 第107条 予算の執行は、企業の適切な経営管理を確保するため、必要な計画を定め、これに従って行わなければならない。

(支出予算の流用)

第108条 局長は、予算の定めるところにより支出予算の項の金額を

他の項へ流用しようとするとき、又は目及び節の金額を流用しようとするときは、予算流用申請書を財政部長(食糧費への流用の場合にあっては、財政局長)に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、局長は、目内の次に掲げる第1号から第 8号までの間の流用及び第9号から第12号までの間の流用を行うことができる。
- (1)被服費
- (2) 備消品費
- (3) 燃料費
- (4) 光熱水費
- (5) 印刷製本費
- (6) 修繕費
- (7)動力費
- (8) 薬品費
- (9) 通信運搬費
- (10) 広告料
- (11) 手数料
- (12) 保険料

(予備費の使用)

第109条 局長は、予備費を使用する場合は、予備費使用申請書を財 政局長に提出し、承認を受けなければならない。

(予算超過の支出)

第110条 局長は、法第24条第3項の規定に基づき業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じた場合において、増加する収入に相当する金額を当該業務のため直接必要な経費に使用しようとするときは、弾力条項適用申請書を財政局長に提出し、承認を受けなければならない。

(予算の繰越し)

第111条 局長は、法第26条第1項及び第2項並びに施行令第18 条の2第1項の規定により、その所掌に係る支出予算を翌年度に繰り 越して使用しようとするときは、繰越しに関する調書を作成し、3月

- 31日までに財政局長に提出しなければならない。
- 2 財政局長は、前項の繰越しに関する調書を審査し、これを適当と認 めるときは、市長の決裁を受け、局長及び会計管理者に通知しなけれ ばならない。
- 3 局長は、前2項の規定による繰越しを行ったときは、繰越計算書 (継続費に係るものにあっては、継続費繰越計算書)を作成し、翌年 度の5月20日までに財政局長に提出しなければならない。
- 4 財政局長は、前項の規定により提出された繰越計算書(継続費に係るものにあっては、継続費繰越計算書)を毎年5月31日までに調製し、市長の決裁を受けるとともに、その写しを会計管理者に送付しなければならない。
- 5 局長は、継続費について継続年度が終了したときは、継続費精算報告書を作成し、当該継続年度の終了年度の翌年度の6月30日までに 財政局長に提出しなければならない。
- 6 財政局長は、前項の規定により提出された継続費精算報告書を調製 し、市長に提出しなければならない。

第10章 決算

(決算の翻製)

第112条 農業集落排水事業の決算の調製に関する事務は、下水道経 営課長が行う。

(決算整理)

- 第113条 下水道経営課長は、毎事業年度経過後、速やかに振替伝票 により次に掲げる事項について、決算整理を行わなければならない。
- (1) 固定資産の減価償却
- (2) 繰延収益の償却
- (3) 資産の評価
- (4) 引当金の計上
- (5) 未払費用等の経過勘定に関する整理
- (6) その他必要事項

(帳簿の締切り)

第114条 下水道経営課長は、前条の規定により決算整理を行った後、

各帳簿の勘定の締切りを行うものとする。

(決算関係書の提出)

- 第115条 局長は、毎事業年度5月31日までに次に掲げる書類を作成し、証書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。
- (1) 決算報告書
- (2) 損益計算書
- (3)貸借対照表
- (4) 剰余金計算書又は欠指金計算書
- (5) 剰余金処分計算書又は欠損金処分計算書
- (6) 事業報告書
- (7) キャッシュ・フロー計算書
- (8) 収益費用明細書
- (9) 固定資産明細書
- (10) 企業借明細書
- (11) 継続費精算報告書
- (12) 基金運用状況調書 第11章 契約
- 第116条 農業集落排水事業に係る契約については、千葉市契約規則 (昭和40年千葉市規則第3号)、千葉市契約規則の特例を定める規 則(平成7年千葉市規則第71号)及び千葉市長期継続契約の締結に 関する規則(平成17年千葉市規則第14号)の例による。この場合 において、千葉市契約規則第21条の2中「令第167条の2第1項 第1号」とあるのは「施行令第21条の13第1項第1号」と、「規 則」とあるのは「管理規程」と読み替えるものとする。

第12章 雑則

(計理状況の報告)

第117条 局長は、毎月末日をもって月次試算表及び資金予算表を作成し、翌月20日までに財政局長に提出しなければならない。

(伝票等の様式)

第118条 農業集落排水事業の会計処理に関し、必要な伝票等の様式 は、別に定めるものとする。

(外国文の証書類等)

- 第119条 請求書その他の金銭の収支に関する証書類で、外国文をもって記載したものは、その訳文を添えなければならない。
- 2 署名を慣習とする外国人の作成する証書類の自署は、これをもって 記名押印に代えることができる。

(進用)

第120条 この規則に定めるもののほか、農業集落排水事業の財務に 関しては、千葉市予算会計規則(平成4年千葉市規則第97号)その 他財務に関する規定の例による。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条及び第5条関係)

	設置	場所	企業出納員	分掌事務				
建設	下水	下水道経営	課長	(1) 諸収入金の収				
局	道企	課		納に関するこ				
	画部			٤.				
			*	(2) 物品の出納及				
				び保管に関する				
				こと。				
		下水道経理		(1) 諸収入金及び				
-		課		諸支出金の出納				
			,	に関すること。				
				(2) 物品の出納及				
				び保管に関する				
				こと。				
	下水	下水道整備	· .	(1) 諸収入金の収				
	道施	課		納に関するこ				

設 部 (2)物品の出納及 び保管に関する こと。

### 別表第2 (第4条及び第6条関係)

	設置	量場所	現金取扱員	分掌事務			
建設	下水	下水道経営	所属職員のうちか	所管に属する事務事			
局	道企	課	ら企業出納員が指	業に係る収入金の収			
	画部		名する者	納			
		下水道経理		所管に属する事務事			
		課		業に係る収入金の収			
				納及び入札保証金の			
	-			出納			
	下水	下水道整備		所管に属する事務事			
	道施	課		業に係る収入金の収			
	設部			納			

### 別表第3 (第4条及び第7条関係)

	設置	場所	物品取扱員	分掌事務			
建設	下水	下水道経営	所属職員のうちか	物品の出納及び保管			
局	道企	課	ら企業出納員が指	に関すること。			
	画部	下水道経理	名する者				
		課					
	下水	下水道整備					
	道 施	課					
	設 部						

## 別表第4(第21条関係)

勘定科目表

#### 収益勘定

款	項	Ħ	節	説明
01 農	-			経営活動に伴い発生すると予想

業集落 される全ての収益(現金として 排水事 収入されないものを含む。)を 業収益 計上する。 主たる営業活動から生ずる収益 01 営 業収益 01 農 業集落 排水処 理旅設 使用料 01 農 千葉市農業集落排水処理施設条 業集落例(平成4年千葉市条例第27 排水処号) 第14条の規定により徴収 理施設する使用料 使用料 法第17条の2第1項の規定に 02 他 基づく負担金 会計負 担金 01 水 公共下水道に排除される下水の 質指導規制に関する事務に要する経費 費負担の負担金 金 02 普 排水設備の設置及び水洗便所の 及促進改造に関する事務に要する経費 費負担の負担金 03 不 不明水経費のうち公費負担分 明水処 理負担 金

(	04	助	水洗便所改造等に対する貸付助
	成	事業	成事務に要する経費の負担金
	費	負担	
	金		
ļ	05	臨	臨時財政特例憤に対する負担金
i	時	財政	
	特	例債	
	負	担金	
•	06	普	普及特別対策事業債に対する負
	及	特別	担金
	対	策負	
	担	金	
ŀ	07	髙	高度処理に要する経費の負担金
	度	処理	
	負	担金	
	80	分	分流式下水道等に要する経費の
	流	式下	負担金
.	水	道等	
	負	担金	
Ì			災害応急対策等に要する経費の
	害	応急	負担金
	対	策等	
	負	担金	
	10	脱	企業債(脱炭素化推進事業)に
	炭	素化	対する負担金
	推	進事	
İ	業	負担	
	金		
	99	そ	上記以外の他会計負担金
	の他	他	
	会割	負	

			`
		担金	
	99 そ		上記以外の営業活動から生ずる
	の他営		収益
	業収益		
		01 手	工事検査手数料、立会検査手数
		数料	料、指定申請手数料等
		99 雑	上記以外の営業活動から生ずる
		収益	収益
02 営			金融等主たる営業活動以外から
業外収			生ずる収益
益			÷
	01 受		金融活動から生ずる収益
	取利息		
	及び配		
-	当金		
		01 預	定期預金利息、外貨預金利息、
		金利息	普通預金利息等
	!	02 有	電話債券等有価証券に係る利息
	:	価証券	
		利息	
		03 貸	貸付金に係る利息
		付金利	
		息	
	02 他		·
	会計補		
,	助金		
		01 —	·
		般会計	
		補助金	
	03 国		
	庫補助		.

金			
	01 特	特別の地方債に対する国庫補助	
	債利子	<b>金</b>	
	国庫補		
	助金		
	02 水	生活保護世帯水洗化事業に対す	
	洗化助	る国庫補助金	
16.16	成国庫		
	補助金		
•	03 農	農業集落排水事業の維持管理に	
	業集落	対する国庫補助金	
	排水事		
	業維持		
	管理国		
	庫補助		
	金		
	04 処	農業集落排水処理施設の維持管	
, -		理に対する国庫補助金	
,	持管理		
	国庫補		
	助金		
04 負	İ		
担金			
	01 施		
	設管理		
05 消	負担金		
us 相 費税及			
責税及 び地方			
が地方消費税			
還付金			

		01	消	
		費	锐及	
		ぴ:	地方	
		消:	費税	
		還	付金	
	06 長			
	期前受			
	金戻入			
		01	長	施行規則第21条第2項又は第
		期	前受	3 項の規定により償却した長期
		金	戻入	前受金の額のうち営業外収益と
				して整理するもの
	99 雑			上記以外の営業活動以外から生
-	収益			ずる収益
		01	有	有価証券の売却代金
		価	証券	
		売:	却収	
		益		
-		99	そ	行政財産目的外使用料、延滞金、
		の1	他雑	過年度損益の修正で利益のの性
		収	益	質を有するもの(少額のとき)
				<b>等</b>
03 特				当年度の経常的収益から除外す
別利益				べき収益
	01 固			
	定資産			
	売却益	-		
		01	固	固定資産の売却価額が帳簿価額
٠		定	資産	を超える額
		売	却益	
	02 過			

T I		i	1
	年度損		
	益修正		
	益		
		01 過	過年度の損益の修正で利益の性
		年度損	質を有するもの
		益修正	
		益	
	99 そ		
	の他特		
	別利益		
		99 そ	上記以外の特別利益
		の他特	·
		別利益	

# 費用勘定

款	項	目	節	説明
02 農				経営活動に伴い発生すると予想
業集落				される全ての費用(現金として
排水事	:			支出されないものを含む。)を
業費用				計上する。
	01 営			主たる営業活動から生ずる費用
	業費用			
		01 農	(共通	農業集排水処理施設の維持管理
		業集落	「節」	に要する費用
		排水処	使用)	·
		理施設		
		費		
		02 総	(共通	事業活動の全般に関連する費用
		係費	「飾」	
			使用)	
		03 給		

	与費											_					
		01	給	千	葉	市	戦.	員。	の糸	合具	<b>J</b> {	こ目	目す	- 2	条	例	
		料		(	昭	和	2	6 4	F-	戶美	售ī	村身	ŧØ	引角	₹3	6	
				号	)	に	基·	<b>す</b> き	<b>*</b> 5	乞糸	合-	ተሬ	5 終	米	ł		
		02	手	Ŧ	葉	市	戦.	員	り着	合具	手	こ目	り	- 2	多条	:例	
		当		に	基	づ	き:	支紅	合 :	<b>)</b>	<b>5</b> =	₽₹	4	ř			
		03	退	Ŧ	葉	市	職	員	退	職	手	当	支	彩	条	例:	
		職	給付	(	昭	和	2	4	年	Ŧ	葉	市	条	伊	第	5	
		費		号	)	に	基·	<b>す</b> き	<b>*</b> 5	支統	合-	する	5 il	東	货手	当	
				等													
		04	賞	賞	与	引	当:	金。	Ŀ١	۳را	C	ΗJ	- 1	۶ ا	らた	め	
		与	引当	の:	繰	入	額										
		金	繰入														
		額															
		05	法	法	定	福	利	費	<b>∄</b>	<b>4</b>	È.	٤١	7 ر	言	<b>†</b> 上	す	
		定	福利	る	た	め	Ø;	繰	人物	筤							
		費	引当														
		金	繰入														
		額													-		
		06	法	地	方	公	務.	員。	失	斉約	<b>H</b> 1	合に	欠こ	4-3	トる	負	
		定	福利	担	金												
		費															
	04 減															又	
	価償却			は	第	1	6	条(	の表	見え	主し	こ。	はる	5 fi	貴去	費	
	費																
	:	01	••	Ι-		•				_		戏》	-	-		•	
			固定	l													
	**	-	産減	( ''	٠			٠.									
		"	償却	_							_			<b>*</b>	•	)	
		費										却多			m 1.4	<b></b>	
		02	無	地	上	権	•	借	地村	T 、	, 7	施計	父末	IJĒ	日梓	Ĕ,	

		形固定	リース資産等無形固定資産の償
		資産減	却費
		価償却	·
		費	
	05 資		
	産減耗		
·	費		
		01 固	有形固定資産の除却に係る未償
		定資産	<b>却残高</b>
-		除却費	
,		02 固	有形固定資産の撤去に要した費
		定資産	用
		撤去費	
02 営			金融及び財務活動に伴う費用及
業外費		:	び固有の営業活動以外の費用
用			
	01 支		
	払利息		
	及び企		
	業債取		
	扱諸費		
		01 企	建設改良事業に係る企業債に対
		業債利	する利息
		息	
		02 普	水洗便所普及事業等に係る企業
		及事業	債に対する利息
		債利息	
		03 長	長期借入金に対する利息
-		期借入	
		金利息	
		04 —	一時借入金に対する利息

		時	<b></b>	
			印息	
			–	 施越償還金に対する利息
		,	背景	
			可息 削息	
		06	-	 企業債の元利償還の都度支払う
			_	世来はの元利は極い都及又払う 手数料等
			o 心 渚費	
				ファイナンス・リース取引にお
				けるリース債務に対する利息
1			ヘ ጥሀ	リるソニグほ物に対りる利忌
	07 消	AEX		
	費税及			
	登祝及 び地方			
	消費税		ale	
		01		
٠.,	Ĭ .		<b>兇及</b>	
			地方	
		• • • •	貴税	
		<b>Ж</b> 731	寸金	
	03 雑			
	支出			
	·.	01 3		
		支	•	
		02 1		貸倒引当金として計上するため
				の繰入額
			巣入	
		額		
		1 7		貸倒れによる損失額を債権から
		倒扣	損失	直接減額し、費用処理するもの
特				当年度の経常的費用から除外す

別損失	べき費用
01 固	
定資産	
売却損	
	01 固 固定資産の売却価額が当該固定
	定資産資産の売却時の帳簿価額に不足
	売却損する額
02 減	·
損損失	
,	01 減 事業年度の末日において予測す
	損損失ることができない減損が生じた
	もの又は減損損失を認識すべき
	ものの当該生じた減損による損
	失又は認識すべき減損損失の額
03 過	
年度損	
益修正	
損	
	01 過 過年度の損益の修正で損失の性
	年度損質を有するもの及び農業集落排
	益修正水処理施設使用料還付
	損
04 災	
害によ	
る損失	
	01 災 災害による巨額の臨時損失
	害によ
	る損失
99 そ	
の他特	
別損失	

	01	そ	上記に属さない特別損失	
	の	他特		
-	别	損失		

# 資産勘定

区分	款	項	目	説明
03 固		. *		
定資産				
	01 有			土地、建物、構築物、機械、工
	形固定			具及び備品等(耐用年数1年未
	資産			満又は取得価額が10万円未満
				のものを除き、将来営業の用に
				供する目的をもって所有する資
				産で、遊休施設、未稼働施設等
				を含む。)
	:	01 ±		事業用敷地及び公舎敷地、運動
,		地		場等の経営附属用土地等の取得
				に関して要した費用、買収費、
				買収手数料、整地費及び測量費
		1		の合計額
		ļ	01 事	専ら事務所のために用いる土地
			務所用	·
	·		地	
			02 施	農業集落排水処理施設等のため
			設用地	に用いる土地(施設に附属する
				事務所の用地を含む。)
			99 そ	公舎、倉庫等経営附属用用地
• .			の他用	
	,		地	
		02 建		事務所、倉庫、車庫等施設用建
•		物		物のほか公舎その他経営附属用

				建物、	建4	あと	<b>一</b> 体	本を力	よす	冷暖	房、
				通風等	の	附属	<b>耳</b> 設	備、	買川	<b>文建</b> 4	勿を
				使用す	る	たと	りに	要し	たさ	<b>负造</b>	胃
				及び整	地	費を	è含	t.			
		01	事	本庁舎		施計	文建	設事	務	<b>乔等</b> 耳	事ら
		務	所用	事務所	の.	用に	こ供	され	てし	いる類	<b>基物</b>
		建	物								
		02	ポ	ポンプ	場	施記	との.	用に	供る	きれて	てい
		ン	プ場	る建物	۲ ,	ポン	プ場	易施記	費の	管理	埬、
		用	建物	ポンプ	室	, Ł	七砂	池等	の類	<b>車物</b>	
		03	排	農業集	落	排力	k処	理施	設	の用に	こ供
		水	処理	されて	vi	る種	赴物	、排	水	の理が	包設
		施	設用	の管理	棟	等の	を建て	物			
		建	物								
		04	建	建物に	附	属	トる	電気	, 7	<b>令暖</b> 原	勇、
		物	附属	給排水	等	の誰	设備				
		設	備								
		99	そ	公舎及	ぴ	倉庫	巨等	の用	にも	はされ	てて
		の	他建	いる建	物						
		物									
03	建			建物に	対	する	5減	価償	却,	<b>某計</b> 者	質
中	<b>汤減価</b>										
ß	果많										
青	十額										
ŀ		01	事	事務所	用	建物	かに:	対す	る)	<b>貞価</b> 個	性
		務	所用	累計額							
		建	物減				-				
		価	償却								
		累	計額								
		02	ポ	ポンプ	場	用复	也物	に対	する	5減値	断償
		レ	プ場	却累計	額						

	用	建物	
	減	価償	
	却	累計	
	額		
	03	処	処理場用建物に対する減価償却
	理	場用	累計額
	建	物減	
	価	償却	
1. P	累	計額	
	05	建	建物附属設備に対する減価償却
	物	附属	累計額
	設	備減	
	価	償却	
	累	計額	
•.	99	そ	その他建物に対する減価償却累
	の	他建	計額
	物	減価	
	償	却累	
-	計	額	
)4 構			管渠、沈砂池等土地に定着する
築物			土木施設又は工作物
	01	排	管渠、マンホール等排水のため
	水	施設	の施設
	02	ポ	ポンプ場施設における沈砂池、
	ン	プ場	流入管渠、計量室等土地に定着
	施	設	する土木施設又は工作物
	03	処	処理場における沈砂池、連絡管
	理	場施	<b>渠、分配槽等土地に定着する土</b>
	設		木施設又は工作物
		_	場内舗装道路、庭園等土地に定
	の	他構	着する土木施設又は工作物で上

			樂	物	記以外の構築物
05		構			
1	築	物減			
.4	価	償却			
,	累	計額			
			01	排	排水施設に対する減価償却累計
			水	施設	額
			減	価償	
ļ			却	累計	·
			糖	i	
			02	ポ	ポンプ場施設に対する減価償却
			ン	プ場	累計額
İ			施	設減	
			佃	i償却	
			累	計額	,
			03	処	処理場施設に対する減価償却累
			理	場施	計額
			瞉	減価	
			僧	却累	
			計	·額	
			99	そ	その他構築物に対する減価償却
			0	他構	累計額
			樂	物減	
			価	<b>i</b> 償却	
			界	計額	,
06	;	機			
		及び			·
	装	置			
			01		受配電設備、発電設備、計装設
			夕	設備	· ·
			02	ポ	揚水ポンプ、汚泥ポンプ等のポ

			ン	プ設	ンプ及びこれに直結し、分離し
			備		難い電動機等の設備
		þ:	3	処	沈砂池ゲート、沈砂掻寄機、沈
			理	機械	砂洗浄機等
			設	備	
		99	9	そ	天井クレーン、ホイスト等上記
			の	他機	以外の機械設備
			械	設備	
7	機				機械及び装置に対する減価償却
ŧ	成及び	:			累計額
Ą	<b>麦置減</b>	ì			· ·
ſ	西償却	ľ			
Ş	累計額	i			
		0	1	電	電気設備に対する減価償却累計
			戾	設備	額
			減	価償	
			却	果計	·
			額		
		0:	2	ポ	ポンプ設備に対する減価償却累
			ン	プ設	計額
			備	減価	
			償	却累	
			計	額	
		0	3	. –	処理機械設備に対する減価償却
			理	機械	累計額
			設	備減	
			価	償却	
			•	計額	
		9	9	そ	その他機械設備に対する減価償
			Ø	他機	<b>却累計額</b>
			楲	設備	

減価償	
<b>却累計</b>	
額	
08 車	
両運搬	
具	:
01 車	自動車その他の陸上運搬具
両運搬	
具	
09 車	
両運搬	
具減価	
償却累	
計額	
01 車	車両運搬具に対する減価償却累
<b>両運搬</b>	
具減価	
償却累	
計額	
10 I	
具・器	
具及び	·
備品	
	機械及び装置の附属設備に含ま
	れない工具・器具及び備品で耐
1	用年数1年以上であり、かつ、
1	取得価額が10万円以上のもの
11 工	·
具・器	· . ·
具及び	·
備品減	<i>i</i> .

価償却		
累計額		
	01 工	工具・器具及び備品に対する減
-	具・器	価償却累計額
	具及び	
	備品減	
	価償却	
	累計額	
12 リ		
ース資		
産		
	01 ע	有形固定資産(建設仮勘定を除
	ース資	く。)に係るファイナンス・リ
1	産	ース取引におけるリース資産
13 Y		
ース資		•
産減価		
償却累		
計額		
	01 ፓ	
	ース資	
	産減価	
	償却累	
	計額	
14 建		有形固定資産の建設及び改良工
設仮勘		事により取得した未稼働資産又
定		は未完成の資産
	01 農	
	業集落	
	排水処	
	理施設	
		<u>-</u>

ı		I	l	
			建設費	
			02 給	
			与費	
		15 そ		
		の他有		
	. *	形固定		
		資産		
			01 そ	上記以外の有形固定資産
-			の他有	
			形固定	
			資産	
		16 そ		
		の他有		
		形固定		
		資産減		
		価償却		
		累計額		
			01 そ	その他有形固定資産に対する減
	•		の他有	価償却累計額
			形固定	
			資産減	
			価償却	
1			累計額	
þ	2 無			有償取得した借地権、地上権、
	形固定			施設利用權等
	資産			
2	•	01 借		
	•	地権		
	* .		01 借	土地の上に設定された民法(明
			地権	治29年法律第89号)第601
		:		条に規定する権利

	1										
02 地											
上権											
	01	地	民法	第	26	5	条及	び第	§ 2	6 9	条
	上	権	の 2	に	規定	す	る権	鋓			
03 施											
設利用											
権											l
i	01	電	電気	又	はガ	゚ス	の伊	給抗	設	を設	け
	気	ガス	るた	め	に要	す	る費	用を	:負:	担し	.
	供	給施	その	施	投を	利	用し	て電	気	又は	ガ
	設	利用	スの	供	給を	受	ける	権利			
	権				-						
	02	電	専用	契	約に	基	づい	て賃	信	電話	設
	   信	電話	備の	設	置に	要一	する	費用	を負	担し	, l
i	車	用施	その	施	設を	車	用す	- る #	諭利		
	設	利用			-	Ť					
	権										
	''-	水	水道	ל מי	供給	施	設す	かけ	ける)	ため	اعاد
		供給									
	'-	設利				_		- •	_		1
	"_		利	1714	•	,,,		1,714 4		., •	' <b>-</b>
	1	そ	•	101	<b>ሃ</b> ⊾ σ	旃	沙禾	田村	ig:		
		他施	-	100.	,,,,	<i>,</i>	H-71	371311			
		利用									
	権										
04 電	7188	•									· ·
D4 电 話加入											
版 加入 権											
<b>一个性</b>		<b>#</b>		C-in-	-1 7~		7 2	1. 温数 4	4 40	_	hu
	01	-				•		と備 多	<b>11</b>	\$E \	来
		加入	段及	しび	装僧	朴	等				
	権										

	05 リ		
	ース資		
,	産		
		01 Y	無形固定資産(営業権を除く。)
		ース資	に係るファイナンス・リース取
		産	  引におけるリース資産
	06 ソ		
	フトウ		
-	ェア		
		01 ソ	ソフトウェア(取得価額が10
		フトウ	万円以上のものに限る。)
		ェア	
	99 そ		
,	の他無		
	形固定		
	資産		
		99 そ	上記以外の無形固定資産
		の他無	
		形固定	
		資産	
03 投			利殖を目的とするもの又は他の
資その			事業を支配する目的のもので資
他の資			金が固定するもの
産		1	
	01 投		
	資有価		
	証券		
		01 投	金融商品取引法(昭和23年法
		資有価	律第25号)第2条に規定する
		証券	有価証券で投資の目的をもって
			所有するもの
		•	

1	1	h 111	1	
	-	02 出		
		資金		
			01 出	外郭団体その他への出資金
*			資金	
			<b>其</b> 亚	
		98 そ		
		の他投	:	
		資		
	,		01 そ	上記以外の投資の性質を有する
			の他投	
			1	
			資	
		99 減		
		価償却		•
		累計額		
		20.00		投資その他の資産に係る減価償
			1	. "
				<b>却累計額</b>
			累計額	
04 流				
動資產	<b>E</b>			
	01 現			`
	金・預			
	<b>金</b>			
		01 現	!	
,		金・預		
		金		
			01 現	現金及び貸借対照表日から起算
				して1年以内に現金となる預金
<u> </u>			金	
	02 未			·
	収金			
.[		01 営		営業活動に係る収益の未収入額
		1	ļ.	ロボロがにかる収益シベ収入領
I	1	業未収	.	
•	1	ı	- 1	

金			
	01	未	農業集落排水処理施設使用料に
	収	農業	係る未収入額
	集	落排	
	水	処理	
	施	設使	
	用	料	
	02	未	水質指導費負担金に係る一般会
	収	水質	計からの未収入額
	指	導費	
	負	担金	
	03	未	普及促進費負担金に係る一般会
	収	普及	計からの未収入額
	促	進費	
	- 1	担金	
			不明水処理負担金に係る一般会
	収	不明	計からの未収入額
	水	処理	
	負	担金	·
	-	•	助成事業費負担金に係る一般会
			計からの未収入額
		業費	
	-	担金	
	-		臨時財政特例債負担金に係る一
			般会計からの未収入額 
	,	政特	•
		<b>債負</b>	
		金	** T ** POLICE ** A ** A ** A ** A ** A **
	07		普及特別対策事業負担金に係る
			一般会計からの未収入額
	199	別対	

策	事業	·
負	担金	
8	未	高度処理負担金に係る一般会計
収	高度	からの未収入額
処	理負	
担	金	
9	未	分流式下水道等負担金に係る一
収	分流	般会計からの未収入額
式	下水	
道	等負	
担	<b>金</b>	
0	未	災害応急対策等負担金に係る一
収	災害	般会計からの未収入額
応	急対	
策	等負	*
担	金	
1	未	脱炭素化推進事業負担金に係る
収	脱炭	一般会計からの未収入額
素	化推	
進	事業	
負	担金	
2	未	その他他会計負担金に係る一般
収	その	会計からの未収入額
他	他会	
悟	負担	
金	:	
3	未	手数料の未収入額
収	手数	
料	}	
9	そ	上記以外の営業活動から生ずる
D	他営	収益の未収入額

1	1	
	業未収	
	金	
02 営		営業外収益の未収入額
業外未		·
収金		
	01 未	一般会計補助金の未収入額
	収一般	
	会計補	
	助金.	·
	02 未	預金利息の未収入額
	収預金	
	利息	
	03 未	有価証券利息の未収入額
	収有価	
	証券利	
	息	
	04 未	貸付金利息の未収入額
	収貸付	
	金利息	·
	05 未	 特債利子国庫補助金の未収入額
	収特債	
ŀ	利子国	
	庫補助	
	<b>金</b>	
		 水洗化助成国庫補助金の未収入
	収水洗	
	化助成	
	国庫補	
	助金	
	*:-	  農業集落排水事業維持管理国庫
	1	補助金の未収入額
.] •	似质果	開め立い不収八領

	集	落排	<b>±</b>
	水	事業	
	維	持省	<b>.</b>
	理	国庫	<b>L</b>
	補	助金	
08	3	未	処理場維持管理国庫補助金の未
	収	処理	<b>收入額</b>
	場	維持	· ·
	管	理国	1
	庫	補助	1
	金		
08	•	未	施設管理負担金の未収入額
	収	施設	<u>:</u>
	管	理負	
	担	金	
10	)	未	消費税及び地方消費税還付金の
	収	消費	未収入額
	税	及ひ	•
	地	方消	
	費	税遵	
	付	金	
11	l	未	- 不用品売却収益、建物の目的外
	収	その	使用料、農業集落排水事業用地
	他	雑収	の占用料等の未収入額
	益	:	
12	2	未	固定資産売却益の未収入額
	収	固定	
	資	産売	
	却	益	<u> </u>
13	3	未	 過年度損益修正益の未収入額
	収	過年	
ı			1

	度	損益	
	修	正益	
-	99	未	その他特別利益の未収入額
	収	その	
-	他	特別	
	利	益	·
03 そ	·		
の他未			
収金		٠.	
	01	未	農業集落排水処理施設建設改良
	収	農業	事業に係る国庫補助金の未収入
· .	集	落排	額
	水	処理	
	施	設建	
	設	国庫	
	補	助金	
	02	未	処理場整備建設改良事業に係る
	収	処理	国庫補助金の未収入額
	場	整備	-
	国	庫補	
	助	金	
	03	未	農業集落排水事業整備建設改良
	収	農業	事業に係る県補助金の未収入額
	集	落排	·
	''	事業	
	整	備県	
	補	助金	
		•	処理場整備建設改良事業に係る
	•		県補助金の未収入額
		整備	
	県	補助	]

金	:	
5	未	建設改良事業に係る一般会計出
収	一般	資金の未収入額
会	計出	
資	金	
6	未	農業集落排水処理施設整備事業
収	農業	分担金の未収入額
集	落排	
水	処理	
施	設整	•
備	事業	
分	担金	
7	未	一般会計負担金の未収入額
収	一般	·
会	計負	
担	金	
8	未	水洗便所等改造貸付金の未収入
収	水洗	額
便	所等	
改	造貨	***
	金	
9	未	事務所用地売却代金の未収入額
収	事務	
所	用地	
壳	却代	
金	:	·
0	未	施設用地売却代金の未収入額
収	施設	
	地売	
	代金	
1	未	その他用地売却代金の未収入額

収	その	
他	用地	
売	却代	·
金		·
12	未	事務所用建物売却代金の未収入
収	事務	額
所	用建	
物	売却	
代	金	· .
13	未	ポンプ場用建物売却代金の未収
収	ポン	入額
プ	場用	÷
建	物売	
却	代金	
14	未	処理場用建物売却代金の未収入
収	処理	額
場	用建	
物	売却	
代	金	·
15	未	建物附属設備売却代金の未収入
収	建物	額
附	属設	
備	売却	
代	金	
16	未	その他建物売却代金の未収入額
収	その	,
他	建物	
売	却代	·
金		·
17	未	排水施設売却代金の未収入額
収	排水	

			•
	施	設売	
	却	代金	
18	3	未	ポンプ場施設売却代金の未収入
	収	ポン	額
	プ	揚施	
	設	売却	4.
	代	金	
19	9	未	処理場施設売却代金の未収入額
	収	処理	
	場	施設	
	売	却代	
	金		
20	)	未	その他構築物売却代金の未収入
	収	その	額
	他	構築	
	物	売却	
	代	金	
21	l	未	電気設備売却代金の未収入額
	収	電気	
	酘	備売	
	却	代金	
22	2	未	ポンプ設備売却代金の未収入額
	収	ポン	
	プ	設備	
	売	却代	
	金		
23	3	未	処理機械設備売却代金の未収入
	収	処理	額
	機	械設	
	備	売却	
	代	金	

24 未	その他機械設備売却代金の未収
収その	入額
他機械	
設備売	
却代金	
25 未	車両運搬具売却代金の未収入額
収車両	
運搬具	
売却代	
金	
26 未	工具器具備品売却代金の未収入
収工具	額
器具備	
品売却	
代金	
27 未	事務所用建物保険金の未収入額
収事務	
所用建	
物保険	
金	
28 未	ポンプ場用建物保険金の未収入
収ポン	額
プ場用	
建物保	·
険金	
29 未	処理場用建物保険金の未収入額
収処理	
場用建	
物保険	
金	
30 未	建物附属設備保険金の未収入額

収	建物	
附	属設	
備	保険	
金	٠	
	未	その他建物保険金の未収入額
収	その	•
他	建物	
保	険金	
?	未	投資有価証券償還金の未収入額
収	投資	
有	価証	
券	償還	
金		
3	未	建設寄附金の未収入額
収	建設	
寄	附金	
Ŀ	未	企業債の未収入額
収	企業	
債		
5	未	その他資本的収入の未収入額
収	その	
他	資本	
的	収入	
7	未	退職給付負担金の未収入額
収	退職	
給	付負	
担	金	
3	未	退職給付補助金の未収入額
収	退職	
給	付補	
助	金	, and the second

	,	
.	99 そ	上記以外の未収金額
	の他ま	<del>e</del>
	収金	
03 貸	V.312	* *
倒引当		
' ' ' ' '		
金	1_	
01	貸	
倒	引当	
金	Ξ	
	01 貸	未収金の回収不能による損失に
	倒引 当	が備えるために引き当てるもの
04 有		
価証券		
01	有	
·   1##	i証券	
1	01 有	一時所有を目的とする有価証券
'	価証券	と (差入保証金の代用として提供
		されたもので短期間に返却され
		るものを除く。)
05 受		
取手形		
01	受	·
	手形	
	01 受	
- 45	取手用	だ手形債権
06 貸		
倒引当		
金		
01	貸	
倒	引当	
	, I	1

	金		
		01 貸	手形債権の回収不能による損失
		倒引当	に備えるために引き当てるもの
		金	
07 短		,	
期貸付			•
· <b>金</b>			
	01 短		
	期貸付		**
	金		
		01 他	一般会計等に対する短期の貸付
-		会計貸	<b>金</b>
	•	付金	
08 貸			
倒引当			
<b>金</b>			
	01 貸		
	倒引当		·
	金		
		01 貸	短期貸付金の回収不能による損
		倒引当	失に備えるために引き当てるも
		金	Ø
09 前		-	一定の契約に従い継続的に役務
払費用			の提供を受ける場合、いまだ提
		-	供されていない役務に対して支
			払われた対価で貸借対照表日か
	1		ら起算して1年以内に費用とな
			るもの
	01 前		
	払費用		
		01 前	一時借入金に対する前払利息

		払利息	
		99 そ	上記以外の前払費用
		の他前	
1		払費用	·
10 前	·		│
払金			た金額で前払費用に属さないも
177.2E			
	h. 34		Ø l
	01 前		
1 .	払金		
			工事請負費、委託料等に対する
		払金	前払金
	02 前		•
	払消費		
1	税及び		
	地方消		· ·
	費税		
		01 前	
		払消費	
		税及び	
		地方消	
		費税。	
11 未			·
収収益			
	01 未		
	収収益		
			  一定の契約に従い、継続して役
			務の提供を行う場合に既に提供
		WW.	した役務に対してまだ支払を受
	,		けていないもの
12 貸			(1) CA.19 A. DA)
1 - 7			
倒引当			· . · · · ·

	金				1
		01 貸			
		倒引当			· .
j					• .
		金		415	to the late of the
			01		未収収益の回収不能による損失
			倒	引当	に備えるために引き当てるもの
			金	:	
	99 そ				
	の他流				
	動資産				·
		01 保			
		管有価			
		証券			
			01	保	   差入保証金の代用として提供を
					i受けた有価証券で短期間内に返
			1		<b>却する見込みのもの</b>
		02 仮	#111.	. 70°	24. 7. 20 20 ECO 1. 40. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 1
		02 以 払消費			
		税及び			
		地方消			·
		費税			
			01		ľ
			払	消費	
-			税	及び	
			地	方消	
			費	税	
		03 特			
		定収入			
		仮払消			
		費税			
			01	特	
	I	1.	I T		

04 火 災焼失 未決算	仮払消 費税	
災焼失 未決算		
災焼失 未決算		
未決算		
l .		
	01 火	
	災焼失	
99 そ		
の他流	.e.s	
i	-	
	01 立	
	1	  上記以外の流動資産
	i .	1
		i .
	の他流動資産	未決算 99 そ の他流 動資産 01 立 替雇用 保険料

## 負債勘定

Þ	(分	款	項	目	説明
06	固				負債のうち償還期限が1年以降
定	負債				に到来するもの
		01 企		*	
		業債			
			01 建		
			設改良		
			費等の		
			財源に		
			充てる		
			ための		

企業債				
設改良 等の財 第54号)第12条に規定する で変さないで、 の企業でである企業のでは、 で変し、 の企業でである。 の企業でである。 の企業でである。 の企業でである。 の企業でである。 の企業でである。 のので、 のの		企業債	-	
等の財 第12条に規定する で充さな。 第12条に規定する であための企業債 第12条に規定する の企業債 の企業債 の企業債 の企業債 ののの企業債 ののの企業債 ののの企業債 のののの企業債 のののののでで、 ののののでで、 ののののので、 のののので、 のののので、 のののので、 のののので、 のののので、 のののので、 のののので、 ののののので、 のののので、 のののので、 のののので、 のののので、 のののので、 のののので、 のののので、 ののののので、 ののののので、 ののののので、 のののので、 ののののので、 のののので、 のののので、 のののので、 ののののので、 のののので、 のののので、 のののので、 のののので、 のののので、 のののので、 ののので、 のののので、 のののので、 のののので、 ののので、 のののので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 ののので、 のの	/		01 建	建設改良費等(建設若しくは改
源に充 た			設改良	良に要する経費又は地方債に関
であた。			等の財	する省令(平成18年総務省令
あの企業債 29 その他の企業債 21 水 水洗便所等改造資金貸付けのために発行する企業債 29 を の他の企業債 22 他会計借入金 21 建 改 専 要 が の し 対 が に 発行する企業債 29 を の 他の企業債 29 を の 他の企業債 29 を の 他の企業債 29 を の し 対 が に 充 か の し 対 が に 充 た め の し 対 が に 充 た め の し 対 が に 充 た め の し 対 が に 充 た め の し 対 が に え な な な な な な な な な な な な な な な な な な			源に充	第54号)第12条に規定する
業債 下同じ。)の財源に充てるために発行する企業債 建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債 を放いに発行する企業債 の1 水 洗便所等改造資金貸付けのた がに発行する企業債 99 そ の他債 99 を の他債 会計借 入金 の1 建 設 改良 費等の 財源に 充てる ための 長期借 入金			てるた	公営企業の建設又は改良に要す
に発行する企業債 建設改良費等以外の財源に充て			めの企	る経費に準ずる経費をいう。以
99 その他の企業債 01 水 洗便所等改造資金貸付けのた 洗便所 普 資 を の他変債 02 他 会計借 入金 01 建 設 改 等 の 以源に 充 で あ た めの 長 期借 入金			業債	下同じ。)の財源に充てるため
の他の企業債 01 水 洗便所等改造資金貸付けのた 洗便所 普及事業債 99 そ の企業債 22 他 会計借入金 01 建 改 等 の 財源に 充 る た めの 長 期借入金				に発行する企業債
企業債 01 水 水洗便所等改造資金貸付けのた 洗便所 普及事業債 99 そ の他の 企業債 02 他 会計借 入金 01 建 改 等 の 財源に 充 る の 長期借 入金		99 そ		建設改良費等以外の財源に充て
01 水 洗便所 普及事 業債 99 そ の他の 企業債 02 他 会計借 入金 01 建 設改良 費等の 財源に 充るの 長期借 入金		の他の		るために発行する企業債
洗便所 普及事 業債 99 そ の他 企業債 102 他 会計借 入金 11 建 設 等 段 の 財 形 で あ た めの 長 期借 入金		企業債		
普及事 業債 99 を の企業 02 他 会計借 入金 01 建 良 改 等 源 で る の り が り の し の し の し の し の し の し の し の し の し の			01 <del>/</del> k	水洗便所等改造資金貸付けのた
業債 99 そ の他の 企業債 02 他 会計借 入金 01 建 設 費 良 の 財 充 る た あ の 長 期 借 入金			洗便所	めに発行する企業債
99 そ の他の 企業値 02 他 会計借 入金 01 建 改 等 良 費 期 で 充 め の 長 期 借 入 金	, .		普及事	
の他の 企業債 02 他 会計借 入金 01 建 改 改 等の 財源に 充 る た め の 長 現借 入 金			業債	
企業債  02 他 会計借 入金  01 建 設等 政 が が が が が が が が が が が が が が が が が が	٠.		99 そ	
02 他 会計借 入金 01 建 改 改 等 の 財源に 充 る た め の 長 期借 入 金			の他の	
会計借 入金 01 建 改良 費等の 財源に 充る ための 長期借 入金			企業債	,
入金 01 建 設 改 良 費等の 財源に 充 て る た め の 長 期借 入 金	02 他	• •	-	
01 建 設良 費等の 財源に 充てる ための 長期借 入金	会計借			·
設 費等の 財源に 充 ための 長期借 入金	入金			
費等の 財源に 充てる ための 長期借 入金	,	01 建		
財源に 充てる ための 長期借 入金		設改良		
充てる ための 長期借 入金		費等の		
ための 長期借 入金		財源に		
長期借 入金		充てる		
入金		ための		
		長期借	.6.	
01 建 建設改良費等の財源に充てるた	-	入金		
		-	01 建	建設改良費等の財源に充てるた

		•		
			設改良	めに他の会計から繰り入れた借
			費等の	入金
			財源に	·
			充てる	
			ための	
			長期借	
			入金	
		99 そ		
		の他長		
		期借入	1.	
		金		-
			99 そ	建設改良費等以外の財源に充て
			の他長	るために他の会計から繰り入れ
			期借入	た借入金
			金	
	03 IJ			
	ース債	•		
	務			
		01 リ		
		ース債		
		務		
			01 IJ	ファイナンス・リース取引にお
			ース債	けるリース債務
٠			務	
	04 링			
	当金			
		01 退		
		職給付		
		引当金		
			01 退	将来生ずることが予想される職
	· .		職給付	員に対する退職手当の支払に充

	引当金てるための引当金
02 特	
別修繕	
引当金	
	01 特 数事業年度ごとに定期的に行わ
	別修繕れる特別の大修繕に備えて計上
	引当金する引当金
03 そ	
の他引	
当金	·
	01 そ
	の他引
: 1	· · ·
	当金
05 工	
事受託	
<b>金</b>	
01 公	
団受託	
金	
	01 公 関連公共事業に伴う独立行政法
	団受託人都市再生機構立替金
	<b>金</b>
99 そ	·
の他固	
定負債	
01 未	
払金	
	01 施 施越事業に係る未払金
	越未払
	<b>&amp;</b>
ha =	JIZ.
99 そ	le la constantina de la constantina de la constantina de la constantina de la constantina de la constantina de

			の他固			
			定負債			
				99 そ	上記以外の固定負債	
				の他固	1	
				定負債		
	07 流				借入金等で貸借対照表日から起	
	動負債				算して1年内に返還又は支払を	
	,				要するもの	
		01 <b>—</b>		į.		
		時借入				
		金			·	
	1		01 —			
			時借入			
			金			
		1 .		01 他	他会計からの短期の借入金	
				会計借		
				入金		
				02 企	建設又は改良の資金に充てるた	
				業債前	めの企業債前借金	
				借金		
				99 そ	金融機関からの短期の借入金	
				の他一		
				時借入		
	-			金		
		02 企			1	
		業債	-			
			01 建		· ·	
			設改良	-		
٠.			費等の			
			財源に			
		*	充てる			

	ための		
1,0	企業債		
		01 建	1年内に償還期限の到来する建
,		設改良	設改良費等の財源に充てるため
		費等の	に発行する企業債
		財源に	
		充てる	
		ための	
		企業債	
	99 そ		
	の他の		
	企業債		
		01 水	
		洗便所	
		普及事	
		業債	
		99 そ	1年内に償還期限の到来する建
,		の他の	設改良費等以外の財源に充てる
		企業債	ために発行する企業債
03 他			
会計借			
入金			
1	01 建		
	設改良		
	費等の		
	財源に		
	充てる		
	ための		
	長期借	·	
	入金		
		01 建	1年内に返済期限の到来する建
			•

	設改良	設改良費等の財源に充てるため
	費等の	に他の会計から繰り入れた借入
	財源に	<b>金</b>
	充てる	,
	ための	, ·
	長期借	·
	入金	
99 そ		
の他長	ŧ	
期借フ	4 .	
金		
	99 そ	1年内に返済期限の到来する建
	の他長	設改良費等以外の財源に充てる
	期借入	ために他の会計から繰り入れた
	金 .	借入金
04 J		
ース債		
務		·
01 Y		
<b>ース</b> fi	E .	
務		
	1	1年内に支払期限の到来するフ
	ーース債	ァイナンス・リース取引におけ
	務	るリース債務
05 未	-	特定の契約等により既に確定し
払金		ている短期的債務でまだその支
		払が終わらないもの
01 営		営業活動に係る通常の取引によ
業未	4	り発生した営業費用の未払額
金		
	01 未	農業集落排水処理施設費に係る

	払	農業	未払額
	集	落排	
	水	処理	
	施	設費	
	02	未	総係費に係る未払額
	払	総係	•
	費		
	03	未	営業費用給与費に係る未払額
	払	給与	."
	費	,	
	04	未	資産減耗費に係る未払額
	払	資産	·
	減	耗費	
02 営			
業外未			
払金			·
	01	未	消費税及び地方消費税に係る未
	-松	消費	払額
	税	及び	
	地	方消	
	費	税	
03 建	ĺ		建設又は改良に係る未払額
設改良			1.
未払金			
	l –		農業集落排水処理施設建設費に
	`	,	係る未払額
		落排	
	1	処理	
	~-	設建	
		費	
	02	未	建設改良給与費に係る未払額

90 前 払金未 払金 91 預 り所得 税等未 払金 92 預 り共済 掛金未 払金 93 預 り共済 弁済金 未払金 94 預 り雇用 保険料 未払金 95 預 り介護 保険料 未払金 96 預 り共済 貯金未 払金 97 立 替雇用 保険料 未払金

				*	•		
		払給与					
		費					
04	そ		上記以外の未払額	<b>v</b>			
	他未					-	
	金						
		01 固	  固定資産購入に係る未払額				
		定資産					
		購入未					
		払金	,	e e			
		02 未					
		払利息		,			
	-	03 未					
		払企業					
		<b>債償還</b>	r I				
		金					
		 04 未					
		払長期					
		借入償	:				
		還金					
		05 未					
		払貸付					
		金					
		06 そ					
		の他営					
		業外費					
		用未払					
		金					
		89 預					
		り保証					
		金未払	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
		金					
			·		ı	I	

-				
		98	そ	
		0	他保	
		険	料未	
		払	金	
		99	そ	償還期限経過後の企業債の未償
		<i>の</i>	他未	還額等上記以外の未払額
		払	金	•
06 未				未払賃借料等一定の契約に従い、
払費用				継続的に役務の提供を受ける場
1				合、既に提供を受けた役務の対
- 1				価の未払額
Ž.	01 未			
	払費用			
		01	未	
		払	管渠	·
		布	設利	
		息		
		02	未	
		払	ポン	
		プ:	揚建	
		設	利息	
		03	未	
		•	処理	
		場	建設	
		利	息	
07 前				契約等により既に受け取った対
受金	1	İ		価のうち、いまだその債務の履
				行を終わらないもの
	01 営			
	業前受			· , [.
	金			

1	ı			1
		01	営	前受農業集落排水処理施設使用
		業	前受	料等営業収益に係る収益の前受
		金		<b>金</b>
	02 営			
	業外前			
	受金			
		01	営	営業外収益に係る収益の前受金
		業	外前	
		受	金	
	99 そ			
	の他前			
	受金			
		99	そ	固定資産売却代金等上記以外の
		の	他前	収入の前受金
		受	金	
08 前				·
受収益				
	01 前			
	受収益			
		01	前	前受利息、前受賃貸料等一定の
		受	収益	契約に従い、継続的に役務の提
				供を行う場合、いまだ提供して
				いない役務の対価の前受金
09 링				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
当金				
	01 退			
	職給付			
	引当金			
	-	01	退	将来生ずることが予想される職
		職	給付	員に対する退職手当の支払に充
		引	当金	てるための引当額のうち1年内
	'	1		I and the second

<b>1</b>	1 .	
		に使用される見込みのもの
02 賞		
与 引当		
金		
	01 賞	翌事業年度に支払う賞与のうち、
	与引当	当年度負担相当額を見積り計上
	金	する引当金
03 法		
定福利		
費引当		
金		
	01 法	地方公務員共済組合に対する負
`	定福利	担金のうち、当年度負担相当額
Ĭ.	費引当	を見積り計上する引当金
	<b>*</b>	
04 修		
<b>繕引当</b>		
金		
<b></b>	01 修	 企業の所有する設備等について、
		毎事業年度行われる通常の修繕
		が何らかの理由で行われなかっ
	-	た場合において、その修繕に備
		えて計上する引当金
05 特		
別修繕		
引当金		
31 = 25		 数事業年度ごとに定期的に行わ
ىر.		数事業中度ことに足易的に打わ れる特別の大修繕に備えて計上
	1	れる特別の人参橋に備えて計上 する引当金のうち1年内に使用
.	カヨ堡	
00 7		される見込みのもの
99 そ		·

	の他引		
	当金		
		99 そ	
		の他引	
		当金	
99 そ			
の他流			
動負債			
	01 預		
	り保証		
	金		
		01 預	入札保証金、契約保証金等の預
	•	り保証	り金
		金	. —
	02 預		
	り諸税		
		01 所	職員の所得税、住民税等の預り
		得税等	<b>金</b>
		02 共	職員の共済掛金の預り金
		済掛金	
		03 共	職員の共済返還金の預り金
		済弁済	·
		金	•
		04 雇	職員の雇用保険料の預り金
		用保険	
		料	
		05 介	職員の介護保険料の預り金
		護保険	
		料	
	,	06 共	職員の共済貯金の預り金
		済貯金	
	1	1	'

ı	1		1	h7	そ	職員のその他保険料の預り金
					他保	<b>教員のその他体例科の頂り並</b>
					料	
	1		00 <b>3</b> 55	陕	tar	
			03 預			
			り有価			
			証券		<del>-</del>	
				01	-	入札保証金、契約保証金等の代
				1		用又は担保として受け入れた有
			_	世	券	価証券の額面金額
			04 仮			·
			受消費			
			税及び			
			地方消			
			費税			
				01		課税売上 (農業集落排水処理施
	-					散使用料等)に係る消費税及び
·						地方消費税相当額
1					方消	
				費	税	
			99 そ			
			の他流			
			動負債			
				01	-	
				0	他預	
				b	金	
				99	そ	上記以外の流動負債
				0	他流	
				動	負債	
08 繰						
延収益	:					
	01	長				償却資産の取得又は改良に充て
• •			•	•		•

期前受			るための補助金、負担金その他
金			これらに類するものの交付を受
			けた場合におけるその交付を受
			けた金額に相当する額及び償却
			資産の取得又は改良に充てるた
			めに起こした企業債の元金の償
			還に要する資金に充てるため一
			般会計又は他の特別会計から繰
			入れを行った場合におけるその
			繰入金の額
	01 受		
	贈財産		
	評価額		
		01 受	
		贈財産	
		評価額	,
	02 国		
	庫補助		
	金	·	
		01 国	
		庫補助	
		金	
	03 県		
	補助金		
-		01 県	
		補助金	
	04 農		
	業集落		
	排水処	ļ	
	理施設	ľ	
	整備事		

業分担       01 農       業水       理婚       整備       業	L E
01 農 業集領 排水处 理施 整備4 業分担	L E
業集	L E
業集	L E
排水处 理施部 整備 <b>李</b> 業分担	L E
理施部整備事業分担	Į.
整備事業分担	
業分担	- 1
	1
金	1
05 I	- 1
事負担	
<b>&amp;</b>	
01 工	
事負担	,
金	1
-	
06 —	
<b>股会計</b>	
負担金	
01 —	
般会計	+
負担金	2
02 退	İ
職給付	r
負担金	2
07 %	
客復旧	
事業補	
1	
助。	
01 災	
害復旧	
事業補	ì

		助
	08 <del>-</del>	
	般会計	
	補助金	
		01 —
		般会計
		補助金
		02 退
		職給付
		補助金
	09 そ	
	の他長	
	期前受	
	金	
		01 そ
		の他長
		期前受
		金
02 長		
期前受		
金収益		
化累計		
額		
	01 受	
	贈財産	
	評価額	
	収益化	
	累計額	
	-	01 受
		贈財産
		評価額
•		. ,

I	ایری	•		- 1	1	*	<b> </b>			ا ملاحالا
	収益化									排水
	累計額									理施
2 国								-		整備
庫補助										業分
金収益					-					金収
化累計										化累
額					. *			**		額
01									05 II.	
1	庫補助								事負担	
I .	金収益								金収益	
	化累計					•			化累計	
	額								額	
県										01 I
補助金										事負
収益化										金収
累計額					-					化累
01	県		•							額
:	補助金	* * *							þ6 —	
	収益化								般会計	
1	累計額		,						負担金	
農	ļ								収益化	
業集落	ŀ						-		累計額	
排水処										01 -
理施設										般会
整備事				•				. ,	-	負担
業分担										収益
金収益										[ 果
化累計							1			02 追
額					-					職給
	農			•						負担
	業集落									収益
	未采拾				l .		ı	1 .	1	1

累計額
* .
01 災
害復旧
事業補
助収益
化累計
額
.
01 —
般会計
補助金
収益化
累計額
02 退
職給付
補助金
収益化
累計額

1	 I	金収益	1			
		化累計	·			
		額				
			01 そ			
			の他長			
			期前受			
			金収益		-,	
			化累計			
			額			

# 資本勘定

区分	款	項	目	説明
9 資				
本金				
	01 資			
	本金			
		01 固		
		有資本		
		金		
			01 固	法適用時における資産総額から
		-	有資本	負債、借入資本金、資本剰余金
			金	を控除した額
		02 出		
		資金		
			01 出	建設又は改良等の目的に充てる
			資金	ため、法第17条の2又は第
				18条の規定により他の会計か
				ら出資を受けた金額
		03 組	*.	
		入資本		
		金		

	01 🕯	
	入資	<b>資本額</b>
	金	
10 剰		
余金		
01	資	
4	剩余	
<u>€</u>	<b>è</b>	
	01 再	
	評価積	
	立金	
	01 7	再 施行令附則第11項及び第12
	評価	<b>面積 項の規定により資産の再評価を</b>
-	立会	を 行った場合における再評価価額
		から再評価以前の帳簿価額を控
		除した額
	02 受	
	贈財産	
	評価額	
	01 5	受 償却資産以外の固定資産の贈与
	贈則	<b>財産を受けた固定資産の評価額</b>
	評価	<b>西額</b>
	03 国	
	庫補助	
	金	
	01	国 建設又は改良に要する資金に充
	庫神	甫助 てるため国から交付された補助
	金	<b>金</b> ∼
	04 県	
	補助金	1
	01 ]	県 建設又は改良に要する資金に充
	1	' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '

	1			
	補	助金	てるため県から交付された補助	
			<b>&amp;</b>	
05 農				
業集落				
排水処				
理施設	]			
整備事				
業分担				
金				
	01	農	農業集落排水処理施設設備整備	
	業	集落	事業に係る農業集落排水処理施	
	掛	水処	設整備事業分担金	
	珣	施設	:	
	뿊	備事		
	業	分担		
	金	?		
06 I.				
事負担				
金		•		
	01	エ	償却資産以外の固定資産の取得	
	事	負担	又は改良に充てた工事負担金	
	金	<b>.</b> .		
07 <b>—</b>				
般会計			•	
負担金				
	01	_		
	彤	会計	•	
	<b>1</b>	担金	<i>i</i>	
08 寄			,	
附金				
	01	寄	償却資産以外の固定資産の取得	
ı	1		1	

			附金	又は改良に充てた寄附金
		99 そ		
		の他資		
		本剰余		
		金		
		345	99 <del>~</del>	  保険差益等上記以外の資本剰余
			の他資	· **
		,	本剰余	
·			金	
	00 ±1		302	
	02 利			
	益剰余			
	金			
		01 減		
		債積立		
		金		
			01 減	企業債の償還に充てるため積み
			債積立	立てた額
			金	
		02 利		
		益積立		
		金		
			01 利	欠損金をうめるため積み立てた
			益積立	l i
			金	
		03 建		
.		設改良		
		積立金		
				    建設又は改良のため積み立てた
			設改良	
-			積立金	l'
		04 そ	7天 上立	
l		U-1 ~ C		

1	ı			1
	の他積	i		
	立金			
		01	そ	上記以外の任意積立金
		0	他積	
	-	立	金	
	05 他	.		
	会計納			
	付金			
		01	_	
		般	会計	
		紨	付金	
	06 当	-		
	年度未			
	処分利			
	益剰余			
	金		•	
		01	繰	前年度未処分利益剰余金の額か
		越	利益	ら前年度利益剰余金処分額を控
		剰	余金	除して得た繰越利益剰余金の額
		年	度末	
		残	髙	
		02	当	当年度の損益取引の結果発生し
		年	度純	た純利益
		利	益	
03 欠				営業活動の結果生じた欠損金
損金				(赤字)
	01 当			
	年度未			
	処理欠			
	損金			
,		01	繰	前年度未処理欠損金の額から前
1	1	1		

	越欠損年度欠損金処理額を控除して得
	金年度た繰越欠損金の額
ļ	末残高
	02 当 当年度の損益取引の結果発生し
	年度純た純損失
	損失

#### 共通「飾」一覧表

コード	節名	説明
02	手当	千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関
		する条例(令和元年千葉市条例第30号)に基づ
		き支給する手当等
04	賞与引	会計年度任用職員の賞与引当金として計上するた
	当金繰	めの繰入額
	入額	
05	法定福	会計年度任用職員の法定福利費引当金として計上
	利費引	するための繰入額
	当金繰	
	入額	
07	報酬	議員報酬、委員報酬及び千葉市会計年度任用職員
		の給与その他の給付に関する条例に基づき支給す
		る報酬
08	法定福	報酬に対する社会保険料
	利費	
09	旅費	旅費に関する規程等に基づいて職員等に支給する
		旅費
10	報償費	報償金、奨励金等
11	被服費	作業服、防寒服等の購入費
12	備消品	文具、印紙の類で一度の使用でその効力を失うも
	費	の及び数会計年度にわたり使用される物品で備品
		の程度に至らない消耗器材、耐用年数1年未満又

		は取得価額10万円未満の器具、備品費、機械器
		具費及び庁用器具費
13	燃料費	暖房、炊事等の庁用燃料並びに工事用及び自動車
		用燃料費
14	光熱水	電気、ガス及び水道使用料
	費	
15	印刷製	文書、図面、帳簿、伝票等の印刷費、写真の焼き
	本費	付け、現像費及びパンフレット等の製本費
16	通信運	郵便料、電信電話料、電話移転架設料及び運送料
	搬費	
17	広告料	事業の広告及び宣伝に要する費用
18	委託料	試験、研究、調査等の委託料、機械装置等の保守
:		点検、建物清掃、設計、測量等の委託料並びに産
		業廃棄物等運搬及び処分委託料
19	手数料	被服等のクリーニング代、公金取扱手数料等
20	賃借料	借地料、会場・自動車借上料、有料道路通行料、
	. :	コンピューター、複写機等賃借料
21	修繕費	建物、機械装置、車両等の修理費でその資産価値
		に影響を与え得ない程度のもの
22	修繕引	修繕引当金として計上するための繰入額
<u> </u> -	当金繰	
	入額	
23	特別修	特別修繕引当金として計上するための繰入額
	繕引当	
	金繰入	
	額	
24	路面復	管渠布設工事等に係る道路の修復費
	旧費	
25	動力費	農業集落排水処理施設の機械装置の運転に要する
		重油等の燃料費及び電力料
26	工事請	建物の新築及び増改築、管渠の布設、構築物の新

	負費	設等固定資産の取得に関する工事費並びに既存の
		資産でその資産価値を上げる、又は耐用年数の延
	ļ	長になるような大規模な修繕等に要する費用
		3条予算(施行規則別記第1号予算様式第3条に
		定める予算をいう。) にあっては、上記建設改良
		に係わらない工事をいう。
27	薬品費	農業集落排水処理施設薬剤費(次亜塩素酸ソー
		ダ、亜硫酸ナトリュウム等)
28	材料費	有形固定資産等の維持補修に要する材料費及び建
		設改良工事に要する支給材料費
29	補償金	交通事故賠償金、水道管切り回し工事費、支障ガ
		ス管移設費、家屋等補償金等
30	負担金	法令、契約等に基づいて国、他の地方公共団体等
		に対して負担しなければならない経費等
31	研修費	講習会、研究会及び研修会等の参加負担金(テキ
		スト代等含む)
32	食糧費	会議用、式典用、地元説明会、他市職員行政視察
		等の食糧費
33	会費負	千葉県農業集落排水協議会等の会費負担金
	担金	
34	保険料	建物損害共済負担金、自動車損害賠償責任保険
		料、下水道賠償責任保険料等
35	雑費	自動車重量税、各種登録税等
36	建設利	未使用施設等に対する利息(企業債)
	息	
37	貸倒引	貸倒引当金として計上するための繰入額
	当金繰	
	入額	
38	貸倒損	貸倒れによる損失額を債権から直接減額し、費用
	失	処理するもの

## 別表第5 (第42条関係)

支出負担行為整理区分

区分	支出負担行為	支出負担行為	支出負担行	備考
	として整理す	の範囲	為に必要な	
	る時期		主な書類	
給料	支出決定の時	当該給与期間	支給調書	
		分又は支出し		
		ようとする額		
手当	支出決定の時	当該給与期間	支給調書	
		分又は支出し		
		ようとする額		
退職給付費	支出決定の時	支出しようと	支給調書	
		する額		
報酬	支出決定の時	当該給与期間	支給調書	
		分又は支出し		
		ようとする額		
法定福利費				
ア 共済組	支出決定の時	支出しようと	`計算書	
合負担金		する額	,	
イ 社会保	支出決定の時	支出しようと	請求書、支	
険料		する額	払内訳書	
旅費	支出決定の時	支出しようと	請求書	
		する額		
報償費	支出決定の時	支出しようと	支給調書、	物品で報
	(契約を締結・	する額	請求書	償する場
	する時)	(契約金額)	(見積書、	合は、
			契約書案)	()に
				よる。
被服費	契約を締結す	契約金額	契約書案、	単価契約
	る時	(請求金額)	見積書	によるも

	(請求のあっ	1	(請求書)	のは、
	た時)			()に
				よること
				ができ
				る。
備消品費	契約を締結す	契約金額	契約書案、	単価契約
	る時	(請求金額)	見積書	によるも
	(請求のあっ		(請求書)	のは、
	た時)		<入札関係	()に
			書>	よること
				ができ
				る。
				入札に付
	-			した場合
				は、<
				>を添付
				する。
燃料費	契約を締結す	契約金額	契約書案、	見積書を
	る時	(請求金額)	見積書	徴し難い
	(請求のあっ		(請求書)	もの及び
	た時)			単価契約
				によるも
				のは、
				()に
	· .			よること
		;		ができ
				る。
光熱水費	請求のあった	請求金額	請求書	
	時又は支出決			
	定の時			

印刷製本費	契約を締結す	契約金額	契約書案、	単価契約
	る時	(請求金額)	見積書	によるも
	(請求のあっ		(請求書)	のは、
	た時)			()に
				よること
,				ができ
				る。
通信運搬費	請求のあった時	請求金額	請求書	
広告料	契約を締結す	契約金額	契約書案、	単価契約
	る時	(請求金額)	見積書	によるも
	(請求のあっ		(請求書)	のは、
:	た時)			()に
			·	よること
				ができ
				る。
委託料	契約を締結す	契約金額	契約書案、	単価契約
	る時	(請求金額)	見積書	によるも
	(請求のあっ		(請求書)	のは、
	た時)			()に
				よること
				ができ
				る。
手数料	契約を締結す	契約金額	契約書案、	法令等で
	る時	(請求金額)	見積書	金額を規
	(請求のあっ		(請求書)	定してい
	た時)			る場合、
				不動産艦
			`   '	定料及び
				単価契約

				によるも
		. •		のは、
		-		( ) に
				よること
	,			ができ る。
責借料	契約を締結す	契約金額	契約書案、	法令等で
	る時	(請求金額)	見積書	金額を規
	(請求のあっ		(請求書)	定してい
<u>.</u>	た時)			る場合、
	*			タクシー
				使用料及
				び単価契
				約による
				ものは、
•				()に
				よること
	-	•		ができ
				る。
<b>多繕費</b>	契約を締結す	契約金額	契約書案、	見積書を
	る時	(請求金額)	見積書	徴し難い
	(請求のあっ		(請求書)	もの及び
	た時)			単価契約
				によるも
				のは、
				( ) に
				よること
				ができ
				る。
各面復旧費	契約を締結す	契約金額	見積書、契	

	1	1	1	1
*	る時		約書案仕様	
*.			書、入札関	
1			係書類	
動力費	契約を締結す	契約金額	契約書案、	単価契約
	る時	(請求金額)	見積書	によるも
	(請求のあっ		(請求書)	のは、
	た時)	-		( )に
* .				よること
				ができ
				る。
工事請負費	契約を締結す	契約金額	見積書、契	
•	る時	,	約書案	
*,			仕様書、入	
			札関係書類	
薬品費	契約を締結す	契約金額	契約書案、	単価契約
	る時	(請求金額)	見積書	によるも
	(請求のあっ		(請求書)	のは、
	た時)			()に
				よること
				ができ
				る。
材料費	契約を締結す	契約金額	契約書案、	単価契約
	る時	(請求金額)	見積書	によるも
	(請求のあっ	-	(請求書)	のは、
	た時)			()に
				よること
				ができる
補償金	支出決定の時	支出しようと	請求書、示	契約によ
	(契約を締結	する額	談書、裁定	るもの
	する時)	(契約金額)	調書、判決	は、

	1	1	15	1, , ,
			書謄本、内	1
			訳書	よる。
			(契約書	
			案、算定明	
		<u> </u>	細書)	
負担金	請求のあった	請求金額	請求書	契約によ
	時	(契約金額)	(契約書	るもの
	(契約を締結		案)	は、
	する時)			() に
				よる。
 <b>沂修費</b>	請求のあった	請求金額	請求書	
	時又は支出決			
	定の時			
食糧費	契約を締結す	契約金額	契約書案、	見積書を
	る時	(請求金額)	見積書	徴し難い
	(請求のあっ		(請求書)	ものは、
	た時)			( ) K
				よること
				ができ
	'			る。
会費負担金	請求のあった	請求金額	請求書	契約によ
	時	(契約金額)	(契約書	るもの
	(契約を締結		案)	は、
	する時)			()に
				よる。
保険料	契約を締結す	契約期間の保	契約書案又	事務依頼
	る時又は加入	険料の額	は加入申込	したもの
·	申込みをする	(請求金額)	書案	について
	時		(請求書)	は、
	1.*	l .	1	1 -

	た時)	-		よること
				ができ
				る。
補助金	交付決定をす	交付決定金額	交付決定通	
	る時		知書案	
維費	支出決定の時	支出しようと	申告書案、	
	又は申告をす	する額又は申	請求書	
, ,	る時	告納付する額		
建設利息	支出決定の時	支出しようと	内訳書、計	
		する額	算書	
支払利息及	支出決定の時	支出しようと	払込通知	
び企業債取	又は支払期日	する額	書、請求	
扱諸費			書、内訳書	
過年度損益	過年度損益修	過年度損益修	内訳書	
修正損	正を行う時	正を行う額		
用地購入費	契約を締結す	契約金額	契約書案、	不動産艦
	る時	(請求金額)	見積書	定料及び
	(請求のあっ		(請求書)	単価契約
	た時)			によるも
				のは、
				( ) に
				よること
*				ができ
			_	る。
建物購入費	契約を締結す	契約金額	契約書案	
	る時			
構築物購入	契約を締結す	契約金額	契約書案	
費	る時			
機械及び装	契約を締結す	契約金額	契約書案、	入札に付
置購入費	る時		仕様書	した場合

1			<入札関係	は、<
			書類 >	>を添付
				する。
車両運搬具	契約を締結す	契約金額	契約書案、	入札に付
購入費	る時		仕様書	した場合
	*		,	は、
			<入札関係	< >を
			書類>	添付す
	·			る。
工具器具及	契約を締結す	契約金額	契約書案、	入札に付
び備品購入	る時		仕様書	した場合
費			<入札関係	は、<
	F 14		書類>	>を添付
				する。
施設利用負	請求のあった	請求金額	請求書	契約によ
担金	時	(契約金額)	(契約書	るもの
•	(契約を締結		案)	は、
	する時)			( ) 12
				よる。
その他無形	請求のあった	請求金額	請求書	契約によ
固定資産	時	(契約金額)	(契約書	るもの
	(契約を締結		案)	は、
	する時)			()に
				よる。
企業債償還	支出決定の時	支出しようと	払込通知	
<b>金</b>	又は支払期日	する額	書、請求	
			書、内訳書	
他会計借入	支出決定の時	支出しようと	払込通知	
償還金		する額	書、請求	
·			書、内訳書	

公団償還金	支出決定の時	支出しようと する額	払込通知 書、請求	
貸付金	貸付決定の時 (契約を締結 する時)	貸付に要する 額 (契約金額)	書、内訳書 貸付書案、申 請書 (契書)書 案)	契約によ る も の は、 ( ) に よる。
投資	払込み又は支 出決定の時	払込み又は出 資しようとす る額	請求書又は 申請書	

# 別表第6 (第42条関係)

# 支出負担行為整理区分

区分	支出負担行為	支出負担行為の	支出負担行	備考
	として整理す	範囲	為に必要な	
	る時期		主な書類	*
資金前渡	資金前渡をす	資金前渡に要す	資金前渡内	
	る時	る額	訳書	
繰替払	繰替払の補填	繰替払の補填に	繰替払内訳	
	をする時	要する額	書	
予算繰越	当該繰越分を	繰越をした金額	契約書	
	含む支出負担	の範囲内の額		
	行為を行う時			÷
返納金の	現金の戻入の	戻入する額	内訳書	
戻入	通知のあった			
	時			
<b>債務負担</b>	債務負担行為	債務負担行為を	契約書、関	
行為	を行う時	行う額	係書類	

備考 前年度からの繰越しに係る支出負担行為済みのもの又は継続費 者しくは債務負担行為に基づく支出負担行為済みのものの支出予 算に基づく支出負担行為として整理する時期は、当該支出予算に 係る会計年度の初日とする。

この場合において、当該支出負担行為何書の余白に継続費逓次 繰越、建設改良費繰越、事故繰越、継続費又は債務負担行為の事 項名を記載しなければならない。 千葉市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年3月29日

千葉市長 神 谷 俊 一

#### 千葉市規則第16号

千葉市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(千葉市事務分掌規則の一部改正)

第1条 千葉市事務分掌規則 (平成4年千葉市規則第2号) の一部を次 のように改正する。

第1条第2号を削り、同条第1号の表市長公室の部及び危機管理部の部を削り、同表総務部の部人事課の項中「再任用活用推進室」を「人材活躍推進室」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

## (1) 総合政策局

市長公室	秘書課	報道室
	広報広聴課	
危機管理部	危機管理課	緊急対策室
	防災対策課	
総合政策部	政策企画課	統計室
	政策調整課	
	都市アイデンティテ	
	ィ推進課	
未来都市戦略	スマートシティ推進	,
部	課	
	国家戦略特区推進課	
	幕張新都心課	
,	マリンスタジアム再	*
	整備推進課	

第1条第4号の表市民自治推進部の部中「広報広聴課」を「国際交流課」に改め、同条第5号の表医療衛生部の部医療政策課の項の次に 次のように加える。

## 健康危機管理課

第1条第5号の表高齢障害部の部障害者自立支援課の項中「こども 発達相談室開設準備室」を「こども発達相談室」に改め、同条第9号 の表都市政策課の項中「都市景観デザイン室」を削り、同表都市部の 部都市計画課の項を次のように改める。

都市計画課

都市デザイン室・

第1条第9号の表都市部の部中「都心整備課」を「まちづくり課」 に改める。

第3条を削る。

第2条の前の見出しを削り、同条市長公室の事務分準及び危機管理 部の事務分準を削り、同条総務部総務課の事務分掌第5号中「人事課 及び」を削り、同事務分掌中第15号を第16号とし、第14号を第 15号とし、同事務分掌第13号中「公文書管理条例検討委員会」を 「公文書等管理審査会」に改め、同号を同事務分掌第14号とし、同 事務分掌第12号の次に次の1号を加える。

(13) 特定重要公文書等の保存及び利用等に関すること。

第2条総務部人事課の事務分掌中第10号を削り、第11号を第 10号とし、第12号を第11号とし、同課コンプライアンス推進室 の事務分掌の次に次の事務分掌を加える。

#### 人材活闢推准室

- (1) 多様な人材の配置及び活躍に係る調査研究に関すること。
- (2) 職員の高齢期雇用に関すること。
- (3)職員の退職管理に関すること。
- (4) チャレンジドオフィスちばしに関すること。

第2条総務部人事課再任用活用推進室の事務分掌を削り、同部給与 課の事務分掌第6号中「、人事課」を削り、同条を第3条とし、第1 条の次に次の見出し及び1条を加える。

(事務分掌)

第2条 総合政策局の事務分掌は、次のとおりとする。

市長公室

秘書課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 市長及び副市長の秘書に関すること。
- (3) 儀式及び交際に関すること。
- (4) 叙位、叙勲、褒賞、表彰等に関すること。
- (5) 市長会に関すること。
- (6) 名誉市民選考委員会に関すること。
- (7)公室内の所掌事務に係る連絡及び調整に関すること。
- (8)公室内の他の課の主管に属しない事項に関すること。 報道室

# (1) 報道事務に関すること

(2)報道機関との連絡に関すること。

#### 広報広聴課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 広報広聴活動の企画及び調整に関すること。
- (3) 広報紙誌の編集及び発行に関すること。
- (4) テレビジョン及びラジオ等による広報の企画及び制作に 関すること。
- (5) 重要な広報刊行物の発行に係る調整に関すること。
- (6) 市長への手紙等の処理並びに連絡及び調整に関すること。
- (7) 市民相談に関すること。
- (8) インターネットを利用した広報及び広聴に関すること。
- (9) ホームページの運用及び管理に関すること。
- (10) ちばレポ (My City Report) の運用及び管理に関すること。
- (11) 市役所コールセンターの運用及び管理に関すること。

# 危機管理部

#### 危機管理課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 地域防災計画の企画及び実施の総合調整に関すること。
- (3) 水防計画の企画及び実施の総合調整に関すること。
- (4) 防災会議に関すること。

- (5) 国土強靱化地域計画に関すること。
- (6) 災害救助基金に関すること。
- (7) 部内の所當事務に係る連絡及び調整に関すること。
- (8) 部内他の課の主管に属しない事項に関すること。

#### 竪魚対策室

- (1) 危機管理に係る企画及び実施の総合調整に関すること。
- (2) 災害対策本部及び水防本部に関すること。
- (3) 危機対策に係る訓練に関すること。
- (4) 国民の保護に関する計画に関すること。
- (5) 国民保護協議会に関すること。
- (6) 危機事案対応計画に関すること。
- (7) 危機対策に係る関係機関等との連携及び総合調整に関すること。

#### 防災対策課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 地域防災計画に基づく事業の推進に関すること。
- (3) 水防計画に基づく事業の推進に関すること。
- (4) 防災意識の普及啓発に関すること。

#### 総合政策部

#### 政策企画課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 局内の人事に関すること。
- (3) 局内の予算及び経理に関すること。
- (4) 局内の事務改善に関すること。
- (5) 局内の会計年度任用職員の任用に関すること。
- (6) 市政の総合的な企画に関すること。
- (7) 重要政策の企画立案の総合調整に関すること。
- (8) 基本構想、基本計画及び実施計画の策定に関すること。
- (9) PF I 事業等導入の総合調整に関すること。
- (10) みんなが輝くまちづくり基金に関すること。
- (11) 新基本計画審議会に関すること(政策調整課及びスマー

トシティ推進課の所管に属するものを除く。)。

- (12) PFI事業等審査委員会に関すること。
- (13) 教育等の振興に関する総合的な施策の大綱及び総合教育会 議に関すること。
- (14) 東京事務所との連絡及び調整に関すること。
- (15) 局内及び部内の所掌事務に係る連絡及び調整に関すること。
- (16) 局内及び部内他の課の主管に属しない事項に関すること。 統計室
- (1) 統計調査の企画及び実施に関すること。
- (2) 統計情報の解析及び推計に関すること。
- (3) 統計情報の整備及び提供に関すること。
- (4) 統計諸団体との連絡に関すること。

#### 政策翻整課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 県等に対する重点要望の総括に関すること。
- (3)独立行政法人都市再生機構その他公的機関との総合的な連絡及び調整に関すること。
- (4) 公共公益用地等の利用調整の総括に関すること。
- (5) 公共事業 (国庫補助事業に限る。) の再評価の総合調整に 関すること。
- (6) 新基本計画審議会公共事業再評価部会に関すること。
- (7) 広域行政の推進に関すること。
- (8) 九都県市首脳会議に関すること。
- (9) 指定都市市長会に関すること。
- (10) 大都市制度その他地方制度の調査に関すること。
- (11) 国土計画等に係る連絡調整に関すること。
- (12) 業務核都市制度に関すること。
- (13) 大学等との連携の総合調整に関すること。
- (14) 国の施策及び予算に対する重点要望に関すること。

#### 都市アイデンティティ推進課

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 都市アイデンティティの推進に関すること (観光プロモーション課の所管に属するものを除く。)

#### 未来都市戦略部

#### スマートシティ推進課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 先端技術を活用したまちづくりの推進に関すること(他の 課の所管に属するものを除く。)。
- (3) 新基本計画審議会スマートシティ部会に関すること。
- (4) シェアリングエコノミーに関すること。
- (5) 部内の所掌事務に係る連絡及び調整に関すること。
- (6) 部内他の課の主管に属しない事項に関すること。

#### 国家戦略特区推進課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号) に基づ く国家戦略特別区域に関する関係機関との連絡及び調整に関 すること。
- (3) 先端技術に係る実証実験等の企画及び調整に関すること (他の課の所管に属するものを除く。)。
- (4) 未来都市の推進に係る特命事項に関すること。

#### **募服新都心課**

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 幕張新都心まちづくり将来構想の推進に関すること。
- (3) 千葉県企業局との総合的な調整に関すること。
- (4) 元気な幕張新都心をつくる県市連絡会議に関すること。

#### マリンスタジアム再整備推進課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 千葉マリンスタジアムの再整備に関すること。

第4条税務部税制課の事務分掌第5号中「県民税」の次に「及び森林環境税」を加え、同事務分掌中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 県民税 (森林環境税を含む。) 取扱事務及び県税徴収事務

費収入に関すること。

第4条税務部課税管理課の事務分掌中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同部納税管理課の事務分掌第7号中「充当」の次に「(森林環境税にあっては、委託納付)」を加える。

第5条市民自治推進部地域安全課の事務分掌中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 犯罪被害者等支援に関すること

第5条市民自治推進部地域安全課の事務分掌の次に次の事務分掌を 加える。

#### 国際交流課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 国際交流及び国際協力の推進に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 多文化共生の推進に係る企画及び調整に関すること。
- (4)公益財団法人千葉市国際交流協会との連絡及び調整に関すること。

第5条市民自治推進部広報広聴課の事務分掌を削り、同条生活文化スポーツ部スポーツ振興課の事務分掌第7号中「整備及び管理」を「管理、改修及び修繕」に改め、同事務分掌中第13号を第14号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) スポーツ施設の整備に関すること。

第5条生活文化スポーツ部スポーツ振興課の事務分掌に次の1号を 加える。

(15) ホームタウンに関すること。

第6条保健福祉総務課の事務分掌第10号中「福祉システム」の次に「(保健福祉局の所管に属するものに限る。)」を加え、同条健康福祉部地域福祉課の事務分掌中第20号を第21号とし、第15号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加え

る。

(15) 千葉市福祉するごとサポートセンターに関すること。

第6条健康福祉部健康推進課の事務分掌第6号中「食生活改善推進員」を「食生活改善に係るボランティア」に改め、同事務分掌中第13号を第14号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の本に次の1号を加える。

(8) 口腔保健支援センターに関すること。

第6条医療衛生部医療政策課の事務分掌第3号中「及び感染症予防」 を削り、同事務分掌第11号及び第12号を次のように改める。

- (11) 予防接種事業に関すること。
- (12) 予防接種健康被害調査委員会に関すること。

第6条医療衛生部医療政策課の事務分掌中第13号から第15号までを削り、第16号を第13号とし、第17号を第14号とし、第18号を削り、第19号を第15号とし、第20号から第24号までを4号ずつ繰り上げ、同事務分掌の次に次の事務分掌を加える。

#### 健康危機管理課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 感染症対策に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療等の総括に関すること。
- (4) 結核の予防、医療等の総括に関すること。
- (5) 肝炎治療特別促進事業に関すること。
- (6)災害医療に関すること。

第6条高齢障害部障害者自立支援課こども発達相談室開設準備室の 事務分掌中「こども発達相談室開設準備室」を「こども発達相談室」 に改め、同事務分掌第1号中「開設準備」を「運営」に改める。

第7条こども未来部こども企画課の事務分掌中第21号を第22号とし、第10号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 福祉システム (こども未来局の所管に属するものに限る。) に関すること。

第7条こども未来部こども家庭支援課の事務分掌第13号中「婦人 相談員」を「女性相談支援員」に改める。

第8条環境保全部環境総務課の事務分掌中第11号及び第12号を 削り、第13号を第11号とし、第14号を第12号とする。

第8条環境保全部環境保全課自然保護対策室の事務分掌第2号中 「生物多様性の保全」を「水環境・生物多様性保全計画」に改め、同 事務分掌中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とす ス

第9条経済部観光MICE企画課の事務分掌中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条農政部農政課の事務分掌第19号中「北総中央用水土地改良事業」の次に「(農業水利施設の整備並びに土地改良区との連絡及び調整に関することに限る。)」を加え、同部農地活用推進課の事務分掌第5号中「人・農地プラン」を「地域計画の策定」に改める。

第10条都市政策髁の事務分掌第2号中「都市デザイン」を「ちば・まち・ビジョン(都市安全課の所管に属するものを除く。)」に改め、同事務分掌中第3号から第5号までを削り、第6号を第3号とし、第7号を削り、第8号を第4号とし、第9号を第5号とし、同課都市景観デザイン室の事務分掌を削り、同条都市部都市計画課の事務分掌中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 千葉都心のグランドデザインに関すること。
- 第10条都市部都市計画課の事務分掌に次の事務分掌を加える。

#### 都市デザイン室

- (1) 都市景観の形成に係る企画、調査、計画及び推進に関すること。
- (2) 都市デザインの調整に関すること。
- (3) 屋外広告物の許可及び指導に関すること。
- (4) 景観総合審議会に関すること。

第10条都市部交通政策課の事務分掌第7号中「千葉県福祉のまちづくり条例」の次に「(平成8年千葉県条例第1号)」を加え、同事

務分掌中第13号から第18号までを削り、第19号を第13号とし、 第20号を第14号とし、第21号を第15号とし、同事務分掌の次 に次の事務分掌を加える。

#### まちづくり課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 中央公園・通町公園連結強化に関すること。
- (3) 千葉中央港地区のまちづくりに関すること。
- (4) 千葉みなと桟橋公園の管理に関すること。
- (5) 旅客船ターミナル等複合施設の管理に関すること。
- (6) 港湾施設の整備及び管理に関すること、
- (7) 海上交通ネットワークに関すること。
- (8) 港湾関係機関との連絡に関すること。
- (9) 千葉県福祉のまちづくり条例の施行に係る公共交通機関の 施設 (港湾法 (昭和25年法律第218号) 第2条第5項第 7号に規定する旅客施設に限る。) の整備基準の審査に関す ること。
- (10) リノベーションまちづくりに関すること。
- (11) ウォーカブル推進に関すること(他の課の所管に属するものを除く。)。
- (12) ウェストリオの管理運営計画に関すること。

第10条都市部都心整備課の事務分掌を削り、同部市街地整備課の事務分掌第17号中「市街地再開発事業(都心整備課の所管に属するものを除く。)」を「市街地開発事業」に改め、同事務分掌第21号中「(都心整備課の所管に属するものを除く。)」を削り、同事務分掌に次の5号を加える。

- (26) 都市再生緊急整備地域に関すること。
- (27) 新千葉公園ビルの管理運営計画に関すること。
- (28) 新千葉公園の管理に関すること。
- (29) 千葉ポートアリーナ地下駐車場の管理に関すること。
- (30) 出資団体等との連絡及び翻整に関すること。
- 第10条都市部都市安全課の事務分掌第8号中「立地適正化計画」

を「ちば・まち・ビジョン」に改め、同事務分掌に次の1号を加える。

(15) 相続土地国庫帰属制度に関すること。

第11条土木部路政課の事務分掌中第8号を第9号とし、第7号の 次に次の1号を加える。

(8) 地籍調査事業に関すること。

第11条下水道企画部下水道経営課の事務分掌第3号から第5号までの規定中「下水道事業」の次に「及び農業集落排水事業」を加え、同事務分掌第18号中「下水道事業経営委員会」を「下水道事業等経営委員会」に改め、同部下水道経理課の事務分掌第3号及び第4号中「下水道事業」の次に「及び農業集落排水事業」を加え、同事務分掌第6号中「農業集落排水事業分担金」を「農業集落排水処理施設整備事業分担金」に改め、同事務分掌第7号中「下水道事業」の次に「及び農業集落排水事業」を加え、同部下水道営業課の事務分掌第9号中「並びに用地の帰属」を削り、同条下水道施設部下水道維持課の事務分掌中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 開発行為に係る下水道施設の用地の帰属に関すること。

第13条第2項中「総務局」を「総合政策局」に改め、同条中第 11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項を第10項 とし、同条第8項中「別表」を「別表第2」に改め、同項を同条第9 項とし、同条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。 7 別表第1に定める部に担当部長を置く。

第14条第3項ただし書中「ただし」の次に「、別表第1により所 掌事務が定められた担当部長を置く部の部長は、担当部長の所掌事務 については、部長が担任すべきものに限るものとし、」を加え、「別 表」を「別表第2」に改め、同条第12項中「前条第11項」を「前 条第12項」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第8項から第 11項までを1項ずつ繰り下げ、同条第7項中「別表」を「別表第2」 に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項 の次に次の1項を加える。

6 担当部長は、上司の命を受け、別表第1に定める事務を掌理し、

所属職員があるときは、これを指揮監督する。

別表業務改革推進課の項の前に次のように加える。

	· ·	
人材育成課	職員健康管理	(1)職員健康管理室の管理及び
	担当課長	運営に関すること。
		(2)職員の健康管理に関する体
		制の整備に関すること。

#### 別表資産経営課の項の次に次のように加える。

税制課	調整給付担当	(1) 調整給付に関すること。
	課長	•

#### 別表新庁舎整備課の項を次のように改める。

スポーツ振興	スポーツ施設	(1) スポーツ施設並びに千葉公
課	担当課長	園の総合体育館及び第1駐車
		場の管理、改修及び修繕に関
		すること。
		(2)スポーツ施設の整備に関す
	· .	ること。

#### 別表保健福祉総務課の項の次に次のように加える。

保護課	調整給付担当	(1) 調整給付に関すること。
	課長	

#### 別表医療政策課の項を次のように改める。

医療政策課	予防接種推進	(1)予防接種事業に関するこ
	担当課長	٤.
		(2)予防接種健康被害調査委員
		会に関すること。

#### 別表交通政策課の項を次のように改める。

まちづくり課	リノベーショ	(1) リノベーションまちづくり
	ンまちづくり	に関すること。
	担当課長	(2)ウォーカブル推進に関する
		こと(他の課の所管に属する
		ものを除く。)。

(3) ウェストリオの管理運営計 画に関すること。

別表を別表第2とし、 附則の次に次の1表を加える。

## 別表第1

部	職名	所掌事務
未来都市戦略	マリンスタジ	(1)千葉マリンスタジアムの再
部	アム再整備推	整備に関すること。
	進担当部長	

(千葉市職員の特殊勤務手当支給条例施行規則の一部改正)

第2条 千葉市職員の特殊勤務手当支給条例施行規則(昭和37年千葉市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「医療政策課」の次に「、健康危機管理課」 を加える。

第16条中「都心整備課」を「まちづくり課」に改める。

(ちば市政だより発行規則の一部改正)

第3条 ちば市政だより発行規則(昭和42年千葉市規則第15号)の 一部を次のように改正する。

第5条中「市民局市民自治推進部広報広聴課」を「総合政策局市長公室広報広聴課」に改める。

(千葉市表彰規則の一部改正)

第4条 千葉市表彰規則 (昭和44年千葉市規則第46号) の一部を次 のように改正する。

第4条の見出し中「推せん」を「推薦」に改め、同条中「総務局長」を「総合政策局長」に、「表彰推せん調書」を「表彰推薦調書」に、「推せんする」を「推薦する」に改める。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号中「その他」 を「前2号に掲げる場合のほか、」に改める。

第8条中「あらたに」を「新たに」に改める。

第11条第2項中「総務局長」を「総合政策局長」に改める。

第12条第2項中「総務局」を「総合政策局」に改める。

様式第2号を次のように改める。 様式第2号

年 月 日

#### 表彰推薦調書

(あて先) 千 華 市 長

#### 推薦去聯币名

次の者は、千葉市表彰規則第2条第 号に該当すると認めるので表彰されるよう推薦します。

韶

氏名又は団体名(代表者名)				
現住所又は所在地				· .
生年月日又は設立年月日		•		
推薦事由				
				م.
摘 要	xxx	<b>≱⊞</b> .	TEI	

(千葉市公印規則の一部改正)

第5条 千葉市公印規則 (昭和45年千葉市規則第35号) の一部を次 のように改正する。

第10条第2項中「千葉市公文書取扱規程(平成4年千葉市訓令 (甲)第10号)第2条第7号に規定する文書管理システム」を「文書等の収受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書等の管理に関する事務の処理を行うための情報処理システム」に改める。

別表第1一般公印の表23の項中「53」を「52」に改める。

別表第1専用公印の表10の項中「充当」の次に「又は委託納付」を加え、同表74の項中「58」を「55」に改め、同表80の項中「107」を「106」に改め、同表83の項中「63」を「62」に改め、同表84の項中「51」を「50」に改める。

(千葉市職員の職名に関する規則の一部改正)

第6条 千葉市職員の職名に関する規則(昭和62年千葉市規則第18 号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「主査補」の次に「、統括主任、調整主任、連携主任」を加え、「総括主任心理判定員」を「総括主任心理士」に改め、「総括主任保育士」の次に「、副総括主任看護師、副総括主任栄養士、副総括主任保育士」を加え、「、主任心理判定員」を「、主任心理士」に、「、心理判定員」を「、心理士」に改め、「総括技能長」の次に「、専門技能員」を、「、技能長」の次に「、特定技能員」を加える。(千葉市保健所規則の一部改正)

第7条 千葉市保健所規則(昭和63年千葉市規則第19号)の一部を 次のように改正する。

第3条の表感染症対策課の項を次のように改める。

#### 咸染症対策觀

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第 114号)に基づく患者処置等に関する こと。
- (3) 狂犬病予防法 (昭和25年法律第

247号)第8条第1項の規定による届 出に関すること。

- (4) 後天性免疫不全症候群及び性感染症の 予防に関すること。
- (5) 結核・感染症発生動向調査事業に関す ること。
- (6) 肝炎ウイルス検査及び相談に関すること (健康増進法 (平成14年法律第 103号)に基づくものを除く。)。
- (7) 威染症診査協議会に関すること。

第4条第6項中「課」の次に「又は室」を加え、同項を同条第7項 とし、同条第5項中「課に担当課長、」を「課又は室に」に改め、 「課長補佐」の次に「(室においては室長補佐)」を加え、同項を同 条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 別表に定める課に担当課長を置く。

第5条第1項中「、課内室長及び担当課長」を「及び課内室長」に 改め、同条第6項中「前条第6項」を「前条第7項」に改め、同項を 同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、 第3項の状に次の1項を加える。

4 担当課長は、上司の命を受け、別表に定める事務を掌理し、所属 職員があるときは、これを指揮監督する。

附則の次に次の別表を加える。

#### 別表

課	職名	所掌事務
感染症対策課	感染管理支援	(1) 施設等における感染予防の
	担当課長	普及啓発に関すること。
	]·  -	(2) 感染予防医療体制の構築支
		援に関すること。
		(3) 感染症健康危機時の対応に
		関すること。

(千葉市事業所事務分業規則の一部改正)

第8条 千葉市事業所事務分掌規則 (平成4年千葉市規則第3号) の一部を次のように改正する。

第3条の表東京事務所の部第4号中「観光等のプロモーション」を「市の魅力の情報発信」に改め、同部中第5号を削り、同表東部市税事務所及び西部市税事務所の部市民税課の項第3号中「市税」の次に「(個人の県民税及び森林環境税を含む。以下同じ。)」を加え、同項第8号中「県民税」の次に「及び森林環境税」を加え、「特別徴収に係る個人の市民税及び不申告加算金等」を「給与所得に係る個人の市民税の特別徴収(以下「給与特別徴収」という。)」に改め、同項第9号中「特別徴収に係る個人の市民税」を「給与特別徴収」に改め、同表農政センターの部農業経営支援課の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、同部農業生産振興課の項中第16号を第17号とし、第5号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 北総中央用水(農業水利施設の整備並びに土地改良区との連絡 及び調整に関することを除く。)に関すること。

別表第2東部市税事務所の項及び西部市税事務所中「特別徴収に係る個人の市民税」を「給与特別徴収」に改め、同表環境保健研究所の項中「千葉市美浜区幸町1丁目3番9号」を「千葉市若葉区大宮町3 816番地」に改める。

(千葉市区役所事務分掌規則の一部改正)

第9条 千葉市区役所事務分掌規則(平成4年千葉市規則第4号)の一 部を次のように改正する。

第3条市民総合窓口課の事務分掌第8号中「市民税県民税所得証明書」を「所得証明書」に改める。

第6条高齢障害支援課の事務分掌中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第27号までを1号ずつ繰り上げ、同事務分掌第28号中「市民税県民税所得証明書」を「所得証明書」に改め、同号を同事務分掌第27号とし、同事務分掌中第29号から第67号までを1号ずつ繰り上げ、同条こども家庭課の事務分掌第16号中「婦

人相談」を「女性支援」に改め、同条健康課の事務分掌第39号中「(中央区役所保健福祉センター健康課及び緑区役所保健福祉センター健康課を除く。)」を削る。

第8条第20号中「市税」の次に「(個人の県民税及び森林環境税を含む。)」を加える。

(千葉市予算会計規則の一部改正)

第10条 千葉市予算会計規則 (平成4年千葉市規則第97号) の一部 を次のように改正する。

目次中「徽収」を「公金の徽収」に、「支出の委託」を「公金の支 出の委託」に改める。

第1条中「第173条の3」を「第173条の6」に改める。

第26条第3項第1号中「私人に」を「公金の」に改め、同項第2号中「第165条の6第2項」を「第165条の5第2項」に改める。第35条第1項第1号中「県民税」の次に「及び森林環境税」を加え、同項中第10号及び第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号から第28号までを2号ずつ繰り上げ、同条第2項の表中「市県民税」の次に「(森林環境税を含む。)」を加え、

00160-5-961605	千葉市会計管理者	子どもルーム利用料	
		(口座振替のものに限	
		る。)	
00100-4-962186	千葉市会計管理者	農業集落排水使用料及	
	•	び分担金(納期内のも	
		のに限る。)	

•				
	00160-5-961605	千葉市会計管理者	子どもルーム利用料	
	1 · · · ·	*	(口座振替のものに限	に
		·	る。)	

改め、「(県民税」の次に「及び森林環境税」を加え、同条第5項中

「第1項第28号」を「第1項第26号」に改める。

第3章第7節の節名を次のように改める。

第7節 公金の徴収又は収納の季託

第42条の見出しを削り、同条第1項中「局長」を「歳入徽収者」に、「施行令第158条第1項、施行令第158条の2又は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第80条の2その他の法令」を「法第243条の2第1項」に、「私人に歳入」を「公金」に改め、同項ただし書中「歳入」を「公金」に改め、同条第2項中「前項」を「法第243条の2第1項」に、「受託した」を「委託を受けた」に、「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第3項から第6項までの規定中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条に次の1項を加える。

- 7 法第243条の2の5第1項に規定する普通地方公共団体の長が 定めるものは、次に掲げるものとする。
- (1) 使用料
- (2) 手数料
- (3) 賃貸料
- (4) 物品壳払代金
- (5) 寄附命
- (6) 貸付金の元利償還金
- (7) 第1号及び第2号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第3号から 前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

第51条第1項中「またない」を「待たない」に改め、同項第4号 ア中「国民健康保険法」の次に「(昭和33年法律第192号)」を 加える。

第52条第2号中「市町村民税」の次に「並びに森林環境税」を加 え、同条第5号中「規定」を「規程」に改める。

第4章第5節の節名を次のように改める。

第5節 公金の支出の委託

第71条の見出しを削り、同条第1項中「私人に」を「公金の」に

改める。

第84条第2項第1号中『市県民税』の次に「(森林環境税を含 te\_) | を加える\_

第96条中「第35条第1項第28号」を「第35条第1項第26 号」に改める。

別表第3中「総務局市長公室秘書課」を「総合政策局市長公室秘書 製」に、「総務局市長公室国際交流製」を「総合政策局危機管理部防 災対策課」に、「総務局危機管理部防災対策課」を「総合政策局総合 政策部政策企画課」に、「総務局総務部総務課」を「総合政策局総合 政策部政策調整課」に、「総務局総務部政策法務課」を「総合政策局 総合政策部都市アイデンティティ推准製」に、「総務局総務部人事製」 を「総合政策局未来都市戦略部幕張新都心課」に、「総務局総務部給 与課」を「総務局総務部総務課」に、「総務局総務部人材育成課」を 「総務局総務部政策法務課」に、「総合政策局総合政策部政策企画課」 を「総務局総務部人事課」に、「総合政策局総合政策部政策調整課」 を「総務局総務部給与課」に、

総合政策局総合政策 部都市アイデンティ ティ推准課 総合政策局未来都市

**敞路部墓职新都心**轉

総務局総務部人材育 成課

市民局市民自治推進 部地域安全課

に、

本

を

市民局市民自治推准 部地域安全觀 に、 市民局市民自治推進 部国際交流課 保健福祉局医療衛生 ネ 部医療政策課 促健福祉局医療衛生 部层接政策制 に、 保健福祉局医療衛生 部健康危機管理課

「都市局都市部都心整備課」を「都市局都市部まちづくり課」に改め

別表第4中「総務局市長公室秘書課」を「総合政策局市長公室秘書 課」に、「総務局市長公室国際交流課」を「総合政策局危機管理部防 災対策課」に、「総務局危機管理部防災対策課」を「総合政策局総合 政策部政策企画課」に、「総務局総務部総務課」を「総合政策局総合 政策部政策調整課」に、「総務局総務部政策法務課」を「総合政策局 総合政策部都市アイデンティティ推進課」に、「総務局総務部人事課」 を「総合政策局未来都市戦略部基帯新都心課」に、「総務局総務部給 与課」を「総務局総務部総務課」に、「総務局総務部人材育成課」を 「総務局総務部政策法務課」に、「総合政策局総合政策部政策企画課」 を「総務局総務部人事課」に、「総合政策局総合政策部政策調整課」 を「総務局総務部給与課」に、

な

に、

を

に、

を

に、

総合政策局総合政策 部都市アイデンティ ティ推進課

総合政策局未来都市 戦略部幕張新都心課

総務局総務部人材育 成課

市民局市民自治推進
部地域安全課

市民局市民自治推進 部地域安全課 市民局市民自治推進 部国際交流課

保健福祉局医療衛生 部医療政策課

保健福祉局医療衛生 部医療政策課 部健康危機管理課

「都市局都市部都心整備課」を「都市局都市部まちづくり課」に改める。 る。

第30号様式-2を削り、第30号様式-3を第30号様式-2と し、第30号様式-4を第30号様式-3とする。

(千葉市副市長事務分担規則の一部改正)

保健福祉局医療衛生

第11条 千葉市副市長事務分担規則 (平成21年千葉市規則第57号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表大木正人の項中「総務局、総合政策局」を「総合政策局、総務局」に改め、同条第2項第3号中「総務局」を「総合政策局」に改め、同号ウ中「組織」を「市政の基本的な計画の策定及び重要施策の総合調整」に改め、同項第4号中「総合政策局」を「総務局」に、「市政の基本的な計画の策定及び重要施策の総合調整」を「組織」に改める。

(千葉市会計年度任用職員の給料及び報酬の基準に関する規則の一部 改正)

第12条 千葉市会計年度任用職員の給料及び報酬の基準に関する規則 (令和2年千葉市規則第34号)の一部を次のように改正する。 別表アの表7の項中「心理判定員」を「心理士」に改める。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中千葉 市事務分掌規則第1条第5号の表高齢障害部の部障害者自立支援課の項 及び第6条高齢障害部障害者自立支援課こども発達相談室開設準備室の 事務分掌の改正規定は、同年11月1日から施行する。 千葉市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年3月29日

千葉市長 神 谷 俊 一

## 千葉市規則第17号

千葉市介護保険規則の一部を改正する規則

千葉市介護保険規則(平成12年千葉市規則第74号)の一部を次の ように改正する。

第37条の見出し中「申請」を「通知」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「許可した」を「許可をした」に、「許可しない」を「許可をしない」に、「前項第1号の申請を行った」を「、当該指定又は許可の申請をした」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第1項第2号の申請を行った」を「当該指定の申請をした」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第1項第3号の申請を行った」を「当該指定の申請をした」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第38条を次のように改める。

## 第38条 削除

第39条の見出し中「申請」を「通知」に改め、同条第1項を削り、 同条第2項中「前項の申請を行った」を「当該許可の申請をした」に改 め、同項を同条とする。

第40条の見出し中「申請」を「通知」に改め、同条中第1項を削り、 第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第41条の見出し中「申請」を「通知」に改め、同条第1項を削り、 同条第2項中「前項の承認を申請した」を「当該承認の申請をした」に 改め、同項を同条とする。

第42条の見出し中「申請」を「通知」に改め、同条第1項を削り、 同条第2項中「前項の申請を行った」を「当該許可の申請をした」に改 め、同項を同条とする。

第43条及び第44条を次のように改める。

(指定特定施設入居者生活介護の指定の変更の通知) 第43条 市長は、法第70条の3第1項の規定により許可したときは 指定特定施設入居者生活介護指定変更許可通知書により、許可しない ときは指定特定施設入居者生活介護指定変更不許可通知書により、当 該許可の申請をした者に通知するものとする。

## 第44条 削除

第49条中「別表第2」の次に「に定めるもののほか、介護保険法施 行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(令和5年厚生労働省 告示第331号)」を加える。

附則第9条の前の見出し及び同条から第11条までを削る。

別表第2の33の2の2の項、33の4の項、33の5の項、34の2の2の項から34の2の4の項まで及び34の7の2の項から34の7の4の項までを削り、同表59の項から61の項までを次のように改める。

5 9	削除	削除
6 0	削除	削除
6 1	削除	削除

別表第2の62の項及び63の項中「第37条第2項」を「第37条第1項」に改め、同表64の項及び65の項中「第37条第3項」を「第37条第2項」に改め、同表66の項及び67の項中「第37条第4項」を「第37条第3項」に改め、同表68の項及び69の項を次のように改める。

6 8	削除	削除
6 9	削除	削除

別表第2の70の項及び71の項中「第39条第2項」を「第39 条」に改め、同表72の項から74の項までを次のように改める。

7 2	削除	削除
7 3	削除	削除
7 4	削除	削除

別表第2の75の項及び76の項中「第40条第2項」を「第40条 第1項」に改め、同表77の項及び78の項中「第40条第3項」を 「第40条第2項」に改め、同表79の項及び80の項中「第40条第 4項」を「第40条第3項」に改め、同表81の項を次のように改める。

8 1	削除	*	削除

別表第2の82の項及び83の項中「第41条第2項」を「第41 条」に改め、同表84の項を次のように改める。

1			
	84	削除	削除

別表第2の85の項及び86の項中「第42条第2項」を「第42 条」に改め、同表87の項から90の項までを次のように改める。

8 7	指定特定施設入居者生活介護指定変 更許可通知書	規則第43条
8 8	指定特定施設入居者生活介護指定変 更不許可通知書	規則第43条
8 9	削除	削除
9 0	削除	削除

別表第2の92の項及び93の項を次のように改める。

9 2	削除	削除
9 3	削除	 削除

様式第8号を次のように改める。

#### 様式第8号

•	•				
	介護保険	介護 】	<ul><li>□ 区分変更(要介書</li><li>□ 要支援⇔要介護</li></ul>	新 □ 転入	曼の変更を希望)
_25	のとおり申請しま				
	被保険者番号			申請日	年 月 日
	氏名			生年月日	年 月 日
				連絡	先電話番号
被保	住所			- 選素	ー ー 先電子メールアドレス @
険者	入所中の施設 (短期入所も含む) 又は入院中の	介護保険施設等の名	称・所在地	期限	年 月 日
22	医療機製				~ 年 月 日
定を	事故等について記 入してください	5年以内の交通3 第三者からの行為に		ル 事故等発生日	年月日
			***		
受けよう	要介護・要支援認 定されている方は 記入してください	前回の <b>認定結果</b>	・転出元自治体(市町 ・認定結果を受け取	から \$から転入した方は下記を記入 村)名 [ っていない申請がある場合(申請	
とす		介護度等の変更を希 申請の場合はその			
,る方	医療保険	医探保除者名	<ul><li>□ 千葉県後期高齢者医療</li><li>□ その他(</li></ul>	寮広域連合 □ 千葉市	国民健康保険)
ű	加入状況	※医療保険者が「その	の他」又は40~64歳の方は	、以下もご記入ください。	<del> </del>
	MINANIC.	医療保険者番号		医療保険被保険者証 記号・番号	1
	40歳~64歳の方は ご記入ください。	特定疾病名			•
	個人番号				
					<del></del>
3	E治医について	医療機関名		医師の氏名	(診療科名 )
ΚŻ	ずご記入ください	所在地			電話番号
		主治医に受診した日	年 月	日に受診 (直近の受診日)	
同意書	介護認定審査会 ビス事業者、介証	こよる判定結果・意見及	なび主治医意見書を、千葉i 意見書を記載した医師に提	必要があるときは、要介護(要 前から地域包括支援センター、月 供することに同意します。 代難者氏名(代譲の場合で本月	P宅介護支援事業者、居宅サー
		□ ご家族の方な。	ど(事業所以外)が提出	□ 協設・事業所(	提出代行者) が提出
	申請書の提出者	氏名	本人との関係	・地域包括支援を 該当にO・介護老人福祉施	ンター・居宅介護支援事業者 設・介護老人保健施設 施設・介護を残廃・(
ž.	市開催の促出者が本人以外の場	住所		事業所番号	POHA // EXTATE/FIL ·
4	合、該当する欄			0.46	
ŕ	にご記入くださ	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		氏 称 所在地	
	li)	等		名担・	
		1		等当所 担当者氏名 者在	
	*	メールアドレ	ス( @ )	*** メールアドレス( 電話番号   -	<u>@</u> ).
_		(200 部 万)		REMO 任 77	
訪	希望する場所	□ 自宅(被保険者欄	に記入した住所) 口	その他 その他の場合は具体的	に記入
問	170 MK 9 G MK F7T	□ 病院・施設(被保	険者欄に記入した病院・旅	(88)	
調		□ 本人 □ 提出者	<u> </u>	日中連絡可能な時間	* ~
査	日程調整の 連絡先	氏名	本人と	電話	
	AZMI/U	~~	の関係	悉皇策	

様式第22号を次のように改める。

# 様式第22号

# 介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書

フリカ・ナ					保険者番号	1	2	1	0,		
被保険者氏名					被保険者番号						
生年月日		年	月	日生							
住 所	₹				電話番	号			13		
福祉 (種目名及	用 具 名 なび商品名)	製造事業販売事	者名及び 業者名		購入金額			購	入	. FI	
						円			年	月	B
						円			年	月	Ħ
***************************************						円			年.	Л	B
福祉用具が 必要な理由		٠.									
(あて先) 千葉	市 区	長									
上記のとお	り関係書類を添えて	て居宅介護	(介護予防)	福祉	用具購入費の支	で給を	:申請	しま	きす。		
年	月日		·								
申請者	:所				電話番号						
	・7コ まきしない場合は、紀名押印	してください。							•		

注意・ この申請書の裏面に、領収証及び福祉用具のパンフレット等を添付して下さい。

・「福祉用具が必要な理由」については、個々の用具ごとに記載して下さい。欄内に記載が困難な 場合は、裏面に記載して下さい。

次の場合には保険給付の対象外となります。

(1)要介護(要支援)認定申請中の方で、認定結果が非該当又は出ない場合

(2) 医療機関又は介護施設等に入院(入所)中に購入し、退院(退所)されずに福祉用具の利用 が無い場合

市記入欄

領収証確認機	添付書類 確認欄	申請入力	,	-	備	-	考	
					•			

様式第23号を次のように改める。

#### 模式第23号

介護	呆険居宅介護(介護予防)住	<b>主宅改修費支給申請書</b>
フリカ・ナ		保険者番号 1 2 1 0
被保険者氏名		被保険者番号
生年月日	明・大・昭 年 月 日生	·
住 所	Ť :	電話番号
住宅の所有者		本人との関係(
改修の内容		業者名
箇所及び規模		着工 年 月 日 予定日
改修費用		
(あて先) 千葉 上記のとお	K市 区長 より関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅	<b>2</b> 改修費の支給を申請します。
	年 月 日	
申請者	主所 毛名 手書きしない場合は、配名押印してください。	電話番号
提出代行者 所在地 名称 電話番号	(注) 提出代行者本人が手書きしない場合は、泥を押印し	てください。

注意・ この申請書の裏面に、見積書及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる 理由を記載した書類、住宅改修の予定の状態が確認できる書類等を添付してください。

- ・ 住宅改修が完了した後に、領収証及び完了後の状態が確認できる書類等を提出してください。
- 住宅改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付 してください。
- 次の場合には保険給付の対象外となります。
- (1) 本事前申請の結果(「介護保険住宅改修費支給申請に関する確認のお知らせ」)に記載の 確認年月日より前に着工している場合
- (2) 要介護 (要支援) 認定申請中の方で、認定結果が非該当又は出ない場合
- (3) 医療機関又は介護施設等に入院(入所)中に改修し、退院(退所)されずに改修後の住 宅で生活されていない場合

令	可以証 解認機	添付書類 確認欄	申請入力	市助成金 制度		備	考	
				有・無				

様式第33号の2の2、様式第33号の4、様式第33号の5、様式第34号の2の2から様式第34号の2の4まで及び様式第34号の7の2から様式第34号の7の4までを削る。

様式第59号から様式第61号までを次のように改める。

様式第59号から様式第61号まで 削除

様式第68号及び様式第69号を次のように改める。

様式第68号及び様式第69号 削除

様式第72号から様式第74号までを次のように改める。

様式第72号から様式第74号まで 削除

様式第81号を次のように改める。

様式第81号 削除

様式第84号を次のように改める。

様式第84号 削除

様式第87号から様式第93号までを次のように改める。

様式第87号

千葉市指令 第 号 年 月 日

榇

千葉市長

印

## 指定特定施設入居者生活介護指定変更許可通知書

年 月 日付けの申請については、介護保険法の規定により許可しましたので通知します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 介護保険事業所番号
- 4 利 用 定 員

## 様式第88号

千葉市指令 第 号年 月 日

様

千葉市長

酊

#### 指定特定施設入居者生活介護指定変更不許可通知書

年 月 日付けの申請については、下記の理由により許可しないので通知します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 理 由

#### 審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算 して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起 算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

#### 様式第89号から様式第93号まで 削除

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

次に掲げる規則をここに公布する。

- (1) 千葉市特定重要公文書等の保存及び利用等に関する規則
- (2) 千葉市職員の特殊勤務手当支給条例施行規則及び単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則
- (3) 千葉市契約規則の一部を改正する規則
- (4) 千葉市市税条例施行規則の一部を改正する規則
- (5) 千葉市霊園管理規則の一部を改正する規則
- (6) 千葉市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部 を改正する規則
- (7) 千葉市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (8) 千葉市火災予防規則の一部を改正する規則
- (9)子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規 <sup>III</sup>
- (10) 千葉市保育所管理規則の一部を改正する規則
- (11) 児童福祉法、子ども・子育て支援法及び千葉市保育所及び千葉市 認定こども園使用料条例に基づく使用料等の徴収等に関する規則の 一部を改正する規則
- (12) 千葉市環境保全条例施行規則の一部を改正する規則
- (13) 千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則の一部を改正 する規則
- (14) 千葉市農業集落排水事業分担金条例施行規則の一部を改正する規 III
- (15) 千葉市下水道事業会計規則の一部を改正する規則 令和6年3月29日

千葉市長 神 谷 俊 一

#### 千葉市規則第18号

千葉市特定重要公文書等の保存及び利用等に関する規則 (趣旨)

第1条 この規則は、千葉市公文書等管理条例(令和5年千葉市条例第 26号。以下「条例」という。)に基づき、本市における特定重要公 文書等の保存及び利用等に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語 の例による。

(特定重要公文書等の保存)

- 第3条 市長は、特定重要公文書等の保存場所の温度、湿度その他環境 の整備について、適切な措置を識ずるよう努めるものとする。
- 2 市長は、特定重要公文書等の長期の保存及び利用のため、記録媒体 の変換その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、特定重要公文書等について、管理を容易にするため、必要な番号、記号その他の符号(第6条第1項第2号及び第7条第1号において「管理番号」という。)を付するものとする。

(寄贈又は寄託の申出があった文書等の受入れ)

- 第4条 市長は、条例第2条第5項第2号に規定する法人その他の団体 又は個人から文書等の寄贈又は寄託の申出があった場合において、当 該文書等が特定重要公文書等選別基準に適合すると認めるときは、当 該文書等の寄贈又は寄託を受けるものとする。
- 2 市長は、前項の規定により寄贈又は寄託を受けた特定重要公文書等 について、寄贈又は寄託をした者の希望を踏まえ、利用の制限を行う 範囲及び期間を定める。

(個人情報の漏えいの防止のために必要な措置)

- 第5条 市長は、特定重要公文書等に個人情報が記録されている場合は、 条例第17条第3項の規定により、当該個人情報の漏えいの防止のた め、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 書庫の出入口の施錠その他の通行制限のための措置
- (2) 特定重要公文書等の保存及び利用等に関する事務に従事する職員

に対する研修の実施

(3)前2号に掲げるもののほか、個人情報の漏えいの防止のために必要な措置

(目録の記載事項及び公表方法)

- 第6条 条例第17条第4項に規定するもののほか、同項の規定により 目録に記載する事項は、次に掲げる事項(条例第19条第1項第1号 に掲げる情報又は同項第2号の条件に係る情報に該当するものを除 く。)とする。
- (1) 当該特定重要公文書等を作成した時期
- (2) 当該特定重要公文書等の管理番号
- (3) 特定重要公文書等選別基準の該当区分
- (4)前3号に掲げるもののほか、当該特定重要公文書等の適切な保存 及び利用に資する事項
- 2 条例第17条第4項の規定による目録の公表は、インターネットを 利用する等の方法により行うものとする。

(利用請求書の記載事項)

- 第7条 条例第18条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる 事項とする。
- (1) 利用請求に係る特定重要公文書等の管理番号
- (2) 希望する利用の方法
- (3) 利用請求をするものの連絡先(法人その他の団体にあっては、当 該利用請求の担当者の氏名及び連絡先)

(本人確認)

- 第8条 条例第23条の利用請求をする者は、市長に対し、次の各号に 掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。
- (1)利用請求をする者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱

した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該利用請求をする者が本人であることを確認するため市長が適当と認める書類 (利用の方法)
- 第9条 条例第25条の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。
- (1) 電磁的記録を専用機器により再生し、又は映写したものの閲覧、 視聴又は聴取
- (2) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- (3) 電磁的記録を電磁的記録媒体(電磁的記録であって電子計算機に よる情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。) に複写 したものの交付
- 2 特定重要公文書等の利用は、市長が指定する日時及び場所において 行わなければならない。
- 3 特定重要公文書等の閲覧をする者は、職員の指示に従うとともに、 当該特定重要公文書等を汚損し、又は破損することがないよう丁寧に 取り扱わなければならない。
- 4 市長は、前項の規定に違反する者に対し、特定重要公文書等の閲覧 を中止させ、又は禁止することができる。

(貸出し)

第10条 市長は、特定重要公文書等について、国、他の地方公共団体 その他の公共的団体が開催する学術研究、社会教育その他の公共的目 的を有する行事等において利用に供することが必要と認める場合は、 条例第27条の規定に基づき、別に定めるところにより、当該特定重 要公文書等を貸し出すことができる。

(特定重要公文書等の廃棄)

第11条 条例第29条第1項の特定重要公文書等として保存されている文書等が将来にわたり保存する必要がなくなったと認める場合は、

次に掲げる場合とする。

- (1) 当該文書等の劣化が進み、判読及び修復を行うことができず、利 用できなくなった場合
- (2) 当該文書等が、他の特定重要公文書等と内容が同一で、かつ、不 必要に重複している場合
- (3) 当該文書等が、特定重要公文書等選別基準に適合しないことが判明した場合

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な 事項は、別に定める。

附則

この規則は、令和6年4月1日から旅行する。

#### 千葉市規則第19号

千葉市職員の特殊勤務手当支給条例施行規則及び単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則 (千葉市職員の特殊勤務手当支給条例施行規則の一部改正)

第1条 千葉市職員の特殊勤務手当支給条例施行規則(昭和37年千葉 市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第5号及び第6号中「心理判定員」を「心理士」に改める。 (単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則の一部改正)

第2条 単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則(平成3年 千葉市規則第33号)の一部を次のように改正する。

別表第2の3級の項及び4級の項を次のように改める。

3 級	1	職員を指揮監督する長の職務	
	2	主任の職務	
	3	特定技能員の職務	
4級	1	総括技能長の職務	
	2	総括用務長の職務	
	3	専門技能員の職務	

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 千葉市規則第20号

千葉市契約規則の一部を改正する規則

千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)の一部を次のように 改正する。

目次中「第19条」を「第19条の2」に、「第29条」を「第29 条の2」に改める。

第4条中「電子入札案件(」の次に「電子入札システム(本市が行う 入札に関する事務を」を、「者」の次に「等」を、「電子情報処理組織」 の次に「により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。)」を加 える。

第12条中「当該最低制限価格」を「予定価格及び当該最低制限価格。 次項において同じ。」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件にあっては、予定価格を封 書にして開札の際にこれを開札の場所に置くことに代えて、開札の日 時までに予定価格を電子入札システムに登録するものとする。

第15条第2項中「本市の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織」を「電子入札システム」に改める。

第19条第1項ただし書中「1回」を「2回」に改める。

第19条の2中「第19条」を「前条」に改める。

第23条第2項中「本市の使用に係る電子計算機と見積書を提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織」を「電子入札システム」に改める。

第29条第6号中「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」の次に「(平成11年法律第117号)」を加える。

附則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、目次の改正 規定並びに第4条、第15条第2項、第19条の2、第23条第2項 及び第29条第6号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第12条第2項及び第19条第1項ただし 書の規定は、この規則の施行の日以後に公告し、又は通知する入札に

ついて適用し、同日前に公告し、又は通知する入札については、なお 従前の例による。

## 千葉市規則第21号

千葉市市税条例施行規則の一部を改正する規則

千葉市市税条例施行規則 (昭和49年千葉市規則第11号) の一部を 次のように改正する。

第16条を削り、第17条を第16条とする。

別表第6中「市民税県民税納税通知書」を「市民税県民税森林環境税納税通知書」に、「給与所得に係る市民税・県民税特別徽収税額の決定・変更通知書(特別徽収義務者用)」を「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徽収税額の決定・変更通知書(特別徽収義務者用)」に、「給与所得に係る市民税・県民税特別徽収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)」を「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徽収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)」に、

2206	公共施設整備認定申請書	第22号様式の	
		6	
2207	共用土地の固定資産税及び都市	第22号様式の	
	計画税に係る按分割合申出書	7	を
2208	特定被災共用土地の固定資産税	第22号様式の	
	及び都市計画税に係る按分割合	8	
	申出書		
•	•	'	

22の6共用土地の固定資産税及び都市<br/>計画税に係る按分割合申出書第22号様式の<br/>622の7特定被災共用土地の固定資産税<br/>及び都市計画税に係る按分割合<br/>申出書7

-169-

改める。

第16号様式その1 (表) 中

税額決定 年度 市民税・県民税 通知書 納税 地方税法第294条及び第24条並びに千葉市市税条例第10条及び千葉県税条例 第12条の規定により、 年度市民税及び県民税の替通機収税額及び公的年金 特別権収税額を決定したので、地方税法第319条の2、第321条の7の5及び 第41条の規定により通知します。

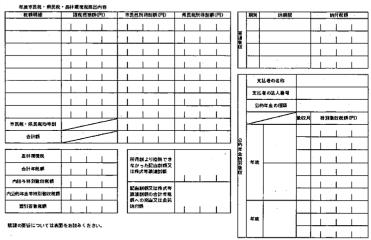
李

税額決定 年度 市民税・県民税・森林環境税 - 通知書 地方税法第24条及び第24条、平署市市税息利第10条及で干量規程条例第12 条並びに高水票規程及び率体環境第年税に関する法律第7条の規定により、 年度付限低、異税提及び率体環境的・普重板の複数及び必給年金参削機収 税関を決定したので、地方税計第319条、第319条の2、第321条の7の5及 び第14条の規定により適略します。

K

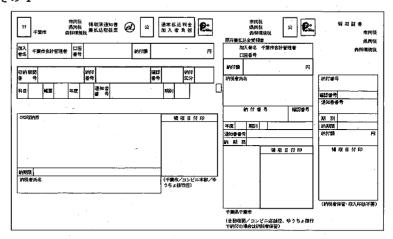
改め、同様式その1 (裏) 中「県民税」の次に「・森林環境税」を加え、「第24条並びに」を「第24条、」に、「千葉県県税条例」の次に「並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を加え、「及び住所を有しないが事務所・事業所又は家屋敷を有する方」を削り、同様式その3及びその4を次のように改める。

## その3



公的年金の支払者が、上表のとおり特別兼収の方法によって餐収します。 地方都法第321歳の7の8の規定により翌年度の仮特別兼収税額を通知します。

#### その4

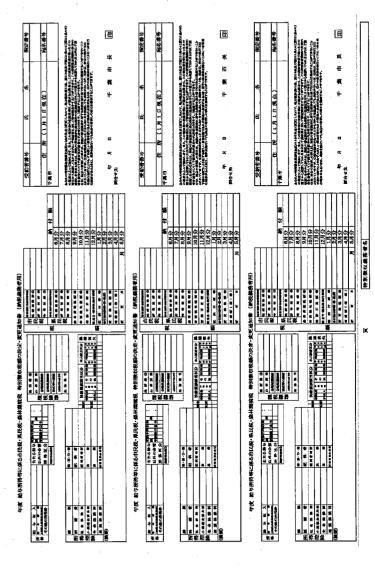


第17号様式及び第18号様式を次のように改める。

第17号様式

1999   1999	1979   1979	L					1		発(作用)したので当ちにます(御金額本物につい)	発(原因)にから出版します。 (部出版表明にシェイ)	
1999   1999	1999   1999				特別數位與數		<b>新机</b> 人员	光類個人質	この表の示シトの神会のとれ、上述を表れましたと	はれ、この気の起かったこともった日の製口も心臓 ソダイをせた。	á
1999	1979   1979				1	\$			2 この他分の税割し合わりの れば事をすることができませ	を表す。この表のについての場合はあれてあずら使ない。 よ、そのようでもなりがよってきた。 非ならおりい	F. S. C.
11.5	19.50   19					:	12.8.9	1	会化で開発することができ	f. C.T., (1) OF OCHS, COR SHAP CLES	Port B
1995   1997	100   100				1,89		18.9		(1) 単独語者がかった日から	もののできながらない。	
10月9	1019						28.9		CORO. ROOMFREE	数の数分により生する話して数字を繋むるため組合	r S S S
10.05	10.05分   10.05   1				9月分		3月分		(3)その性が大を紹介された	つる英語な関係があるため	
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	1979   1979	-			€ Ho1		48.9			400	
1975   1975	1 日				11.9.9		5,8,9				
(6.25	(1984)	] -			ш						
(4) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	(4 年 7 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	製工	保 1	121002		2000年代	_			-	
19	(68			181)		┪	*	-		19.9	
(25 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(1982)					18	⊣ 1	1 1	1	1.1	
(4) (1700	(1975) 114002 (2014)	被	1000			20 景成	_	-	-	-	ľ
在	# CAN DESIGN	*	the Ma	200121		<u>a</u>	F 1	-	-	1 1 1	
	(1) 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	-	#			#	<b>5</b>			14. I	
# 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	10   12   12   12   12   12   12   12		1	П			1 1				l. l
在 所 (19 1 1946)	(1)	<b>元中</b>	<b>安</b> 章	21002		44 73 54 54 54 54 54 54		-			
<ul> <li>(2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)</li></ul>	(1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		#	ш		4	4	-	-	189	
(48年	(1982)					8	<b>⊣</b> I		-		ı
(4.15年 1.15年 (1975)	発言	保 =	121002		10 30 10 E					i	
(88)	(4) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		Ш	CLR1		4 人	± 18		-	A-9-	
本	(4) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1					-		1		A.9. 1	
(4)	(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	製 :	衛車	121002		2 3 4 A					
(1987   1982   1982   1983	(4) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1			(1,91	民名	4	* #		-	Т.	
原名   旧名   市町村   121940   後   6   6   7   12194   1     12194   1   12194   1     12194   1     12194   1     12194   1	京本   日本中   1109   100   10						H I	13 1 I		8.9	
在 所 (13118英色) 所 名 富 大 第 号 59.95 1 125.95 1 14.95 1 1 125.95 1 1 1 125.95 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(4) 10 11 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	を	2000年	121002		\$ 20 张衣				<u>}</u> -	
9月分   1月分   1月月   1月月   1月月   1月月   1月日   1日日   1月日   1日日   1月日   1日	8 F R R R R R R R R R R R R R R R R R R		П	11811		┨	*		-	Я.	
	R 名 又 t 名 幹					8	_			JA 1 1	
	死 名 汉 は 名 养										

第18号様式



第22号様式の6を削り、第22号様式の7を第22号様式の6とし、 第22号様式の8を第22号様式の7とする。

附則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から旅行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な簡所を修正して使用することができる。

## 千葉市規則第22号

千葉市霊園管理規則の一部を改正する規則

千葉市霊園管理規則(昭和39年千葉市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「次号イ及びウ並びに第3号ウにおいて」を「以下」 に改め、同条第4号ア及びイ以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、一の使用許可につき埋蔵できる焼骨は、現に一般募地に埋蔵している焼骨のほか、2体までとする。

第2条第4号に次のように加える。

- ウ 現に当該一般墓地に埋蔵している焼骨のほか、1体分の使用許可を受けようとする場合にあっては、自己の使用を目的とすること。
- エ 現に当該一般墓地に埋蔵している焼骨のほか、2体分の使用許可を受けようとする場合にあっては、自己及びその配偶者等又は 2親等以内の血族の使用を目的とすること。

第7条第2項ただし書中「その一部を省略することができる」を「この限りでない」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項ただし書中「その一部を省略することができる」を「この限りでない」に改め、同項第1号中イを削り、ウをイとし、エからキまでをウから力までとし、同号ク中「キ」を「カ」に改め、同号クを同号キとし、同項第2号中アを削り、イをアとし、同号ウ中「限る。」の次に「次号ウ(イ)において同じ。」を加え、同号ウを同号イとし、同号エ中「限る。」の次に「次号ウ(ウ)において同じ。」を加え、同号エを同号ウとし、同号オ中「エ」を「ウ」に改め、同号オを同号エとし、同項第3号中イを削り、ウをイとし、エの前に次のように加える。

- ウ 現に当該一般墓地に埋蔵している焼骨のほか、1体又は2体分 の使用許可を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類
- (ア) 2体分の使用許可を受けようとする場合にあっては、申請者 と申請に係る合葬式墓地又は合葬式樹木葬墓地に埋蔵されるこ ととされている者との続柄を証明する戸籍の全部事項証明書等

- (イ) 申請者の配偶者及び2親等以内の血族関係を証明する戸籍の 全部事項証明書等
- (ウ) 配偶者等及び2親等以内の血族からの埋蔵された焼骨は返還 されないこと等についての同意書

第9条中「により、当該各号に掲げる」を「に応じ、当該各号に定める」に改め、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要がないと認めたものについては、この限りでない。

第11条の2各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要がないと認めたものについては、この限りでない。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号

合黎式墓地使用許可申請書

年 月 日

(あて先)

申 請 者 住 所 フリガナ

比 名 連絡先電話

連絡先電子メールアドレス

•

千葉市霊園設置管理条例第5条第1項の規定により、桜木霊園合葬式墓地を使用したいの

で、下記のとおり申請します。 埋蔵されることとなる方の氏名を記入し、それぞれ焼骨又は生前のいずれかに Oをしてください。 由請者と 焼骨・生前 の締柄 申讀者と 焼骨・生前 の続柄 死 申請者と 焼骨 の続柄 者 申請者と の続柄 氏 申請者と 名 5 焼骨 の締柄 申籍者と 焼骨 の続柄 申請者と 焼骨 被 の続柄 申請者と 焼骨 の続柄 申請者と 者 の続柄 申請者と 焼骨 10 の続柄 申請者と 焼骨 の続柄 申請者と 12 焼骨 の続柄 直接合祀 埋蔵方法 30年後合祀

- (1) 焼骨を所持している者((3)に掲げる者を除く。)
- ア 火葬許可証、改葬許可証、埋蔵若しくは収蔵を証明する書類又は桜木 霊堂の使用許可証(原本及びその写し)
- イ 死亡者の除かれた戸籍の全部事項証明書等
- ウ 申請者と死亡者との続柄を証明する戸籍の全部事項証明書等
- エ 死亡者の祭祀を主宰する者であることのわかる書類(承諾書等)
- オ 埋蔵された焼骨は返還されないことについての同意書(直接合配区分に限る。)
- カ その他市長が必要と認める書類
- (2) 焼骨を所持していない者

添付書類

- ア 2体分の使用許可を受けようとする場合にあっては、申請者と申請に 係る合葬式墓地に埋蔵されることとされている者との続柄を証明する 戸籍の全部事項証明書等
- イ 申請者の配偶者及び2親等以内の血族関係を証明する戸籍の全部事項証明書等(直接合配区分に限る。)
- ウ 配偶者等及び2親等以内の血族からの埋藏された焼骨は返還されないこと等についての同意書(直接合配区分に限る。)
- エ その他市長が必要と認める書類
- (3) 現に一般墓地を使用している者
- ア 一般墓地の使用許可証(原本及びその写し)
- イ 埋蔵された焼骨は返還されないことについての同意書(直接合配区分に限る。)
- ウ 現に当該一般墓地に埋蔵している焼骨のほか、1体又は2体分の使用 許可を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類
- (ア) 2体分の使用許可を受けようとする場合にあっては、申請者と申請に係る合葬式墓地に埋蔵されることとされている者との統柄を証明する戸籍の全部事項証明書等。
- (イ)申請者の配偶者及び2親等以内の血族関係を証明する戸籍の全部事項証明書等(直接合配区分に限る。)
- (ウ) 配偶者等及び2親等以内の血族からの埋蔵された焼骨は返還されないこと等についての同意書(直接合配区分に限る。)
- エ その他市長が必要と認める書類

様式第3号の2を次のように改める。

# 様式第3号の2

(あて先)

#### 合葬式樹木葬墓地使用許可申請書

年 月 日申請者住 所

フリガナ

連絡先電子メールアドレス

a

千葉市霊園設置管理条例第5条第1項の規定により、平和公園合葬式樹木葬墓地を使用したいので、下記のとおり申請します。

いので		尼のとおり申請します。			
	O a	里蔵されることとなる方の氏名 としてください。	を記入し、それ	いぞれ焼骨又は	生前のいずれかに
	1		焼骨・生前	申請者と の続柄	
死	2		焼骨・生前	申請者と の続柄	-
Ċ	3		焼骨	申請者と の続柄	
者 氏	4		焼骨	申請者と の続柄	
名	5		焼骨	申請者と の続柄	
等	6	* .	焼骨	申請者と の続柄	
被	7		焼骨	申請者と の続柄	
埋蔵	8	4	焼骨	申請者と の続柄	
者	9	, -	焼骨	申請者と の続柄	
_	10		焼骨	申請者と の続柄	
	11		焼骨	申請者と の続柄	
	12		焼骨	申請者と の統柄	
焼骨の	<b>重別</b>	普通焼骨		粉状焼骨	

- (1) 焼骨を所持している者((3)に掲げる者を除く。)
- ア 火葬許可証、改葬許可証、埋蔵若しくは収蔵を証明する書類又は桜木 霊堂の使用許可証(原本及びその写し)
- イ 死亡者の除かれた戸籍の全部事項証明書等
- ウ 申請者と死亡者との締柄を証明する戸籍の全部事項証明書等
- エ 死亡者の祭祀を主宰する者であることのわかる書類(承諾書等)
- オ 埋蔵された焼骨は返還されないことについての同意書
- カ 使用許可に係る焼骨を粉状にすること等についての同意書(粉状焼骨 区分に限る。)
- キ その他市長が必要と認める書類
- (2) 焼骨を所持していない者

添付書類

- ア 2体分の使用許可を受けようとする場合にあっては、申請者と申請に 係る合葬式樹木葬墓地に埋蔵されることとされている者との続柄を証 明する戸籍の全部事項証明書等
- イ 申請者の配偶者及び2親等以内の血族関係を証明する戸籍の全部事 項証明書等
- 項証明書等 ウ 配偶者等及び2親等以内の血族からの埋蔵された焼骨は返還されな
- いこと等についての同意書 エ その他市長が必要と認める書類
- (3) 現に一般墓地を使用している者
- ア 一般墓地の使用許可証(原本及びその写し)
- イ 埋蔵された焼骨は返還されないことについての同意書
- ウ 現に当該一般墓地に埋蔵している焼骨のほか、1 体又は2 体分の使用 許可を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類
- (ア)2体分の使用許可を受けようとする場合にあっては、申請者と申請 に係る合葬式樹木葬墓地に埋蔵されることとされている者との統柄 を証明する戸籍の全部事項証明書等
- (イ)申請者の配偶者及び2親等以内の血族関係を証明する戸籍の全部事 項が印象等
- (ウ)配偶者等及び2親等以内の血族からの埋蔵された焼骨は返還されないこと等についての同音等
- エ その他市長が必要と認める書類

様式第10号中「申請者の」を「被承継者の」に改める。

## 附制

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第9条及び 第11条の2の改正規定並びに様式第10号の改正規定は、公布の日 から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な簡所を修正して使用することができる。

## 千葉市規則第23号

千葉市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部 を改正する規則

千葉市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(平成8年 千葉市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第1条の3中「任意入院患者を退院制限した場合の記録」を「任意入院者を退院制限した場合の記録」に改める。

第9条中「特定医師による医療保護入院者(第33条第1項・第3項 又は第33条第2項・第3項)の入院届及び記録」を「特定医師による 医療保護入院者の入院届及び記録」に改める。

第10条中「第33条第7項」を「第33条第9項」に、「、特定医師による医療保護入院者(第33条第1項・第3項又は第33条第2項・第3項)の入院届及び記録(様式第8号)を提出して」を「特定医師による医療保護入院者の入院届及び記録(様式第8号)を、同条第6項の規定による入院の期間を更新した場合にあっては医療保護入院者の入院期間更新届(様式第10号)を提出して」に改める。

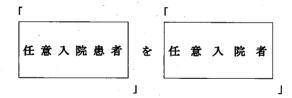
第11条中「様式第10号」を「様式第11号」に改める。

第12条中「第33条の7第4項」を「第33条の6第4項」に、「特定医師による応急入院(第33条の7第2項)届及び記録(様式第11号」を「特定医師による応急入院届及び記録(様式第12号」に改める。

第13条中「第33条の7第5項」を「第33条の6第5項」に、 「様式第12号」を「様式第13号」に、「特定医師による応急入院 (第33条の7第2項) 届及び記録」を「特定医師による応急入院届及 び記録(様式第12号)」に改める。

第14条第1項中「様式第13号」を「様式第14号」に改め、同条 第2項を削る。

様式第2号中「任意入院患者を退院制限した場合の記録」を「任意入院者を退院制限した場合の記録」に、



第2項入院」を「第33条の6第2項入院」に改める。 様式第8号から様式第14号までを次のように改める。

## 様式第8号

#### 特定医師による医療保護入院者の入院届及び記録

(あて先) 壬 華 市 長

病院名 所在地 管理者名

下記の者が、特定医師の診察の結果、医療保護入院しましたので、精神保健及び精神障害者福

祉に関する法律第33条第9項の規定により届け出ます。 7 0 # + 日生 生年 (男・女) 月日 (油 歳) 氏 医療保護入院者 所 住 府県 l₹' 今回の入院 年 月 日 家族祭の間登により 年 月 日 年 月 日 入院した年月日 (午前・午後 時) 入院形態 1 主たる精神障害 2 従たる精神障害 3 身体合併症 ICDカテコ・リー ( ICDカテコ\*リー( 生活歴及び現病歴 推定発病年月、精 神科受診歴等を記 載すること。 ( 陳 述 者 氏 名 初回入院期間 (入院形能 **B**∼ 月 前回入院期間 (入院形態 初回から前回までの 入院回数 <現在の精神症状> I 意識 ٠, 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他( Ⅱ 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害) 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他( IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他( V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( VI 感情・情動 1 威情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 威情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他( 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他( 7個 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他( IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 (

<その他の重要な症状>	1 てんか 4 その他	ンん発作 2 自殺: 3.(	念感:3 物質( )	依存(		)		
<問題行動等>	1 暴言	2 徘徊 3 不潔	行為 4 その	<u>t</u> (		).		
<現在の状態像>		E想状態 2 精神的 分状態 6 躁状態 他(						<b>!</b>
医療保護入院の		<u> </u>						
必 要性	*							i
患者自身の病気に								
対する理解の程度								
を含め、任意入院が		. 1						
行われる状態にな								
いと判断した理由	:							
について記載する								
入院を必要と認めた	,							
特定医師氏名	署名							
確認した					診察	年	月	8
精神保健指定医氏名	署名				日時	(午前・4	午後	時)
精神保健指定医が								
入院妥当でないと								
判断した場合の理由								_
				続柄		年	月	日生
			(男·女)		生年	*	Я	P 28
	氏 名			続柄	月日			
			/84 / /			年	月	日生
		都道	(男·女) 郡市		村			
同意をした家族等		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	. ⊠		X X			
内息をした水灰中	住 所	都道	郡市		r村			
		府県	- IX		Z.			
	1 配偶者 2	父母(親権者で						
·		5 兄弟姉妹 6 後			,			į
	7 家庭裁判所	fが選任した者()	選任年月日	年	月 日	3)		
· .	8 市町村長							
事後審査委員会意見								
」 一 内は 統定	医師の診察に	記 載 上 基づいて記載する		事項				

- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴州院に入院した年月日を配載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条の6第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経て いる場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等に含むこととする。
- 5 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 6 現在の特神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態後の機は、一般にこの参類作成までの過去数か月間 に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 7 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名すること。
- 8 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 9 家族等の氏名欄は、親権者が南親の場合は、原則として2人目を記載すること。
- 10 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 11 事後非有委員会賞見の欄は、千葉市長への届出時点では記入を要しないが、本様式を院内で記録として保存する際に
- は、記載しておくこと。 12 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

# 様式第9号

#### 医療保護入院者の入院届

(あて先) 千葉市長

年月

病 院 名 所 在 地 管理者名

下記の者が医療保護入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定により届け出ます。

TO NULLIC & TO HETT HE & T											
	フリガナ 氏 名	<u> </u> -			. ,	男・女)	生年月	В	年	月(満	日生 歳)
医療保護入院者	~ ~		407 *36							(704)	HS.)
· .	住 所		都道 府県		郡市区		可村 区	_			
家族等の同意により入院した年月日		年	月	Ħ			今 回 入院年月		年	月	B
今回の医療保護入院の 入 院 期 間		年	月	日まて	<del></del>		入院形!				
法第34条による移送の有無					あり		なし				
仏第5年来による特定の有無	1 主たる	alak tela Pakis	tr .	l o		精神障害		3 身体	Λ#¢		
病 名	1 11/2 %	******	=	4	ルバー	行件降音		3 3/14	古伊亚	:	
	ICI	カテコ・リー・	(	)	ICD	カテコ・リー (	)				P**
生活歴及び現病歴											
推定発病年月、精神科受											
し診歴等を記載すること。 丿											
(特定医師の診察により											
入院した場合には特定医											
師の採った措置の妥当性											
について記載すること。)	( )建	述者	氏 夕	1.4				統柄			1
	C DK	~	-ч-н	年	月	B~	年	月	В		
初回入院期間	(入院形	瓣		•	<b>(</b> )	_		<b>/</b> *	_		
前回入院期間	(入院刑	S de la		年	月	∄~	年	Я	Ħ		
初回から前回までの	計				,						
入院回数											
<現在の精神症状>	I 意識		اعده	<b>=</b> ,	1 5 7	5 4 7	т/h (			Y	
· ·	11 知前						の他(			,	
			* <b>=</b> 、T	ALCC!	· = · =	(文件百)					
			2 見.当	識魔学	3 健	忘 4 そ	の他 (			)	
	IV 知覚									,	
	1 🗹	1聴 2 丝	7視 3	その他	į (			)			
	Ⅴ 思≉										
					合弛緩	4 減裂	思考 5	思考奔逸	6 思	考制业	t '
		迫観念	8 その	他(			)				
	VI 感情										
'							4 感情			激越	
	6 多 VII 新欲	怒性・被	文则源性	几連	ィモの	他(			)		
			9 行当	小台	2 爾奔	4 5 3	5 精神	調査を	c 4	+×.4	· 田田 心、
		の他(	~ 1150			)	: V.1111717	SEED IN THE	. • #	α1929 ° #1	~ <b>₽6''</b> L'
	VII 自羽		-	in Heri		de# 4 →	and the c				
	IX 食行		- ಆರ	111年間	: 37年	離 4 そ	が他(			)	

Ī ·	1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 (	)
くその他の重要な症状>	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存(	
	4 その他 ( )	. ,
	1 (0/6)	
<.問題行動等>	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 (	,
	1 泰昌 2 明間 3 小鎌川為 4 ての他(	,
く現在の状態像>	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統	人中無合於除事业站
一名住の仏座像/		
	5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態	9 認知症状態
The state of the s	10 その他 ( )	
医療保護入院の		
些 要 性	•	
患者自身の病気に対する理		
解の程度を含め、任意入院	•	
が行われる状態にないと判	· ·	
断した理由について記載す		
(ること。 )		
入院を必要と認めた	署名	
精神保健指定医氏名	看"在	
選任された退院後生活環境		
相談員の氏名	•	
	統柄 生	
	氏名   一	年 月 日生
*		
1	任 名 1 12417 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	年 月 日生
	(37.87)	
	都道 郡市 町村	
同意をした家族等	住所	
	都道 郡市 町村	
·	府県 区 区	
	1 配偶者 2 父母 (親権者で ある・ない) 3 祖父母等	
	4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人	
l ~	7 家庭裁判所が選任した者(選任年月日 年 月 日)	
İ	8 市町村長	

審	查	4	¥	意	見	
Ŧ	莱	市	Ø	措	置.	

#### 記 畝 上 の 留 常 事 項 内は、精神保護指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、法第34条による移送が行われた場合は、この側は記載する必要は

- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を配散し、入院形態の欄にそのときの入院形態を配散すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」と配載すること。) なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に配載すること。)
- 3 今回の医療保護入院の入院期間の機は、家族等の同意により入院した日から3月を上限とした年月日を記載すること。
- 4 生活胚及び現病圏の欄は、他診療所及び他病院での受診壁をも聴取して記載すること。
- 5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診服を精神科受診歴等に含むこととする。
- 6 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院暦・入院形態をも聴取して記載すること。
- 7 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 8 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 9 家族等の氏名欄は、規権者が両親の場合は、原則として2人目を記載すること。
- 10 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 11 遊択肢の横は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

#### 様式第10号

#### 医療保護入院者の入院期間更新届

(あて先) 千葉市長

<問題行動等>

<現在の状態像>

病院名

年 月

所在地 管理者名

下記の医療保護入院者の入院期間を更新しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9

項の規定により届け出ます。 月 日生 **华年**日日 (男・女) 氏名 医療保護入院者 (潢 歳) 都道 郡市 町村 住 所 府県 区 x 医療保護入院年月日 今回の入院年月日 年 月 日 (法第33条第1項・第2項に 年 月 日 よろ入院) 院 形 入院届又は前回の入院期 月 日 本 更 新 後 の 年 月 日まで 間更新届での入院期間 年 月 日 入 院 期 間 1 主たる精神障害 2 従たる精神障害 3 身体合併症 ICDカテコ・リー ( ICD#テコ゚リー-( ) 入院又は前回更新日から の治療の内容と、その結果 (更新前の入院期間に係 る病状又は状態像の経過 の概要) 症 状 の 経 過 1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向 <現在の精神症状> I 意識 ) 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( Ⅱ 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害) Ⅲ 記憶 1 記銘障害 2 見当議障害 3 健忘 4 その他( ) TV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他( V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他( VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他( VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他( Ⅷ 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他( IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他( <その他の重要な症状> 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存( ) 4 その他(

1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他(

10 その他(

1 幻覚妄想状態 2 精神運動異奮状態 3 昏迷状態 4 統合失關症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態

医療保護入院の必要性										
「患者自身の病気に対する理解の発度)										
を含め、任意入院が行われる状態こな										
いと判断した理由について記載する										
التك										-
今後の治療方針(患者本人										
の病臓や治療への意欲を										
得るための取組等を含	1									
む。)										
1. 40 11. 1 60 11 60 11 61 11 11		_	_							
本報告に係る診察年月日		年	月	Ħ						
診断した										
	署名									
精神保健指定医氏名										
退院に向けた取組の状況	医療保護	入院者退	克支援委員	会での審議	が行われた年	料日 (	年		月	日)
(選任された退院後生活環境										
相談員との相談状況、地域援										
助事業者の紹介状況、医療保										
護入院者退院支援委員会での										
審議内容等について)										
香鹿内谷寺について										
					統柄					
		1			89C 179		4	隼	Я	日生
	氏名			(男・女)		生年				
	. 14.40				統柄	月日				
			4	(男・女)			1	年	月	日生
今回の更新の直前の入院			都道		Dr.	<u></u> 村				
				郡市						
又は更新に同意をした家	住 所		府県	区		₹				
族等			都道	郡市	pt)	村				
族等			都道 府県	郡市区	MT.					
灰等	1 高力/原 5	E 2 42.5	府県	区	12	K.	*			
族等			府県 1(親権	区 ぎで ある・	ない) 3		<b>\$</b>			
族等	4 子・	系等 5 5	府県 1(親権 記弟姉妹	区 ぎで ある・ 6 後見人又	ない) 3 は保佐人	祖父母等				
<b>放</b> 等	4 子・	系等 5 5	府県 1(親権 記弟姉妹	区 ぎで ある・	ない) 3 は保佐人	K.	<b>E</b> )	8	市町村	<b>&amp;</b>
DK ST	4 子・	系等 5 5	府県 1(親権 記弟姉妹	区 ぎで ある・ 6 後見人又	ない) 3 は保佐人	祖父母等	日)			
<i>版</i> 等	4 子·4 7 家庭表	系等 5 5	府県 1(親権 記弟姉妹	区 きで ある・ 6 後見人又 き(選任年)	をい) 3 は保佐人 月日	祖父母等年 月	日)	<u>8</u> 年	市町村	長 日生
<i>版</i> 等	4 子・	系等 5 5	府県 1(親権 記弟姉妹	区 ぎで ある・ 6 後見人又	ない) 3 は保佐人 月日 統 柄	<ul><li>祖父母等</li><li>年 月</li><li>生年</li></ul>	日)			
灰等	4 子·4 7 家庭表	系等 5 5	府県 1(親権 記弟姉妹	区 者で ある・ 6 後見人又 方 (選任年) (男・女)	をい) 3 は保佐人 月日	祖父母等年 月	日)		月	日生
	4 子·4 7 家庭表	系等 5 5	府県 日(親権 記弟姉妹 8任した	区 香で ある・ 6 後見人又 「(男・女) (男・女)	がい) 3 は保佐人 月日 統 柄 統 柄	在 月 生年 月 月	日)	年		
今回の更新に同意をした	4 子·4 7 家庭表	系等 5 5	府県 1(親権 記弟姉妹	区 者で ある・ 6 後見人又 方 (選任年) (男・女)	がい) 3 は保佐人 月日 統 柄 統 柄	<ul><li>祖父母等</li><li>年 月</li><li>生年</li></ul>	日)	年	月	日生
今回の更新に同意をした 家族等	4 子・6 7 家庭製 氏名	系等 5 5	府県 日(親権 記弟姉妹 8任した 都道	区 皆で ある・ 6 後見人又 (男・女) (男・女) 郡市	がい) 3 は保佐人 月日 統 柄 統 柄	在 祖父母等 年 月 生年 月日 村	日)	年	月	日生
今回の更新に同意をした 家族等 (上記の家族等と同じ場	4 子·4 7 家庭表	系等 5 5	府県 根 税 税 発 任 し た 都 府 県 権 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	区 皆で ある・ 6 後見人又 (男・女) (男・女) 郡市 区	ない) 3 ない(分 日日 統 柄 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	在 月 生年 月 村 K	日)	年	月	日生
今回の更新に同意をした 家族等	4 子・6 7 家庭製 氏名	系等 5 5	府県 開東 開東 開東 開始 開始 開本 で 連 で の の の の の の の の の の の の の	区 ・ ある・ ・ 後見人又 ・ (選任年) ・ (男・女) ・ 郡市 ・ 区 郡市	ない) 3 は保佐人 日日 鉄 柄 町 原町	在 月 生年 月 村 K 村	日)	年	月	日生
今回の更新に同意をした 家族等 (上記の家族等と同じ場	4 子·6 7 家庭# 氏名	系等 5 5 表判所が道	府県 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	区 ・ ある・ な 見 人 工	ない) 3 は保佐人 日日 統 柄 町 原町	在 月 生年 月 村 K 村 K	E)	年	月	日生
今回の更新に同意をした 家族等 (上記の家族等と同じ場	4 子· 6 7 家庭s 氏名 住 所	系等 5 5 裁判所が通	府県 現 現 が は 原 が は 原 が は 原 が は 原 が は 原 が は の に の は の に る に の に る に る に る に る に る に る に る に る に に る に る に る に に る に 。 に 。 に る に 。 に る に 。 に に る に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 に	区 ・ ある人又 ・ の を見任年) ・ の ・ 女)市区 ・  3 は保佐人 日日 統 柄 町 で ない) 3	在 月 生年 月 村 K 村	E)	年	月	日生	
今回の更新に同意をした 家族等 (上記の家族等と同じ場	4 子· 6 7 家庭s 氏名 住 所	系等 5 5 裁判所が通	府県 現 現 が は 原 が は 原 が は 原 が は 原 が は 原 が は の に の は の に る に の に る に る に る に る に る に る に る に る に に る に る に る に に る に 。 に 。 に る に 。 に る に 。 に に る に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 に	区 ・ ある・ な 見 人 工	ない) 3 は保佐人 日日 統 柄 町 で ない) 3	在 月 生年 月 村 K 村 K	E)	年	月	日生
今回の更新に同意をした 家族等 (上記の家族等と同じ場	4 子· 6 7 家庭 氏名 住 所 1 配偶 4 子· 6	系等 5 5	府県 現 現 が は は は は よ は ま よ は ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	区 6 後 6 後 (男・女) (男・女) の の の の の の の の の の の の の	を (ない) 3 は保佐人 日日 ・	在	B)	年	Я	日生
今回の更新に同意をした 家族等 (上記の家族等と同じ場	4 子· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	系等 5 5 表判所が通 5 2 父母 系等 5 5 表判所が通	所県 ・ 一 ・ 一 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ 日	区 香 後 名 人 (男・女) (男・女) (男・女) 郡市区 郡区 市 区 市 区 も 後 選 任年)	ない) 3 は保佐人 日 継 柄 鏡 柄 では保佐人	在	日)	年 年 8	月月	日生
今回の更新に同意をした 家族等 (上記の家族等と同じ場	4 子· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	系等 5 5 表判所が通 5 2 父母 系等 5 5 表判所が通	所県 ・ 一 ・ 一 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ 日	区 6 後 6 後 (男・女) (男・女) の の の の の の の の の の の の の	ない) 3 は保佐人 日 継 柄 鏡 柄 では保佐人	在	日)	年 年 8	月月	日生
今回の更新に同意をした 家族等 (上記の家族等と同じ場 合は記載不要)	4 子· fē 7 家庭 氏名 住 所 1 配子。 2 年 4 子 家庭 5 年 6 日 7 家庭 5 年 7 家庭 5 年 7 年 6 日 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7	系等 5 5 表判所が通 著 2 父母 系等 5 5 表判所が通	府県 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	区 香 後 名 人 (男・女) (男・女) (男・女) 郡市区 郡区 郡区 を 後 退任年)	ない) 3 は保佐人 日 継 柄 鏡 柄 では保佐人	在	日)	年 年 8	月月	日生
今回の更新に同意をした 家族等 (上記の家族等と同じ場合は記載不要) 法第33条第8項の規定	4 子· fe	系等 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	府県親姉して、 道県道県親姉して 道県道県親姉して 道県道県親姉し項 た 選集道・ 機妹た 別日	区 香 後 名 人 (男・女) (男・女) (男・女) 郡市区 郡区 郡区 を 後 退任年)	ない) 3 は保佐人 引日 統 柄 続 柄 町 [ 原町 [ ない) 3 なは保佐 日日 、家族等	社       在       4       4       4       4       4       4       4       5       6       7       8       8       8       9       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       2       2       2       3       4       4       5       6       6       7       8       8       9       9       1       1       1       1       2       2       2       3       4       4       5       6       6       7       8       8       8       9       9       1       1       1       1       1       2       2       2       2	日) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	年 年 8	月月	日生
今回の更新に同意をした 家族等 (上記の家族等と同じ場合は配載不要) 法第33条第8項の規定 に基づき家族等の同意を	4 子· fe	系等 5 5 東判所が通 普系 数判所 3 3 知 し ここことを 5 1 3 3 年 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	府県親姉し 道県道県観姉し 道県道県観姉し 道県道県観姉し項 た期 2 整任 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	区 区 区 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	ない) 3 次に保佐人 所 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原	祖年年月村は村は祖年の同月月	日) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	年 8 : み)	月月	日生
今回の更新に同意をした 家族等 (上記の家族等と同じ場合は記載不要) 法第33条第8項の規定	4 子·庭 1 配子家 生 1 配子家 族族等等 (回家 家族(四)	系等 5 5 支 東東	府1 (2) 2 (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	区	ない) 3 は 人 付 人 付 人 付 人 付 人 付 人 付 人 付 人 付 人 体 係 係 所 原 原町 原 の 人 で は 日 日 家 族 等 年 年 日 間 を 経 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	祖 年 年 日 村 K 村 K 祖 年 の 同 月 月 た で 日 過 日 で 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の	日) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	年 8 : み)	月月	日生
今回の更新に同意をした 家族等 (上記の家族等と同じ場合は記載不要) 法第33条第8項の同意 に基づき家と等たものとみなした場合	4 子·庭 1 配子家 生 1 配子家 族族等等 (回家 家族(四)	系等 5 5 支 東東	府1 (2) 2 (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	区 区 区 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	ない) 3 は 人 付 人 付 人 付 人 付 人 付 人 付 人 付 人 付 人 体 係 係 所 原 原町 原 の 人 で は 日 日 家 族 等 年 年 日 間 を 経 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	祖 年 年 日 村 K 村 K 祖 年 の 同 月 月 た で 日 過 日 で 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の	日) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	年 8 : み)	月月	日生
今回の更新に同意をした 家族等 (上記の家族等と同じ場合は配載不要) 法第33条第8項の規定 に基づき家族等の同意を	4 子·庭 1 配子家 生 1 配子家 族族等等 (回 家族(四 )	系等 5 5 支 東東	府1 (2) 2 (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	区	ない) 3 ない) 3 は保佐人 日 継 柄 縦 柄 町 [2 町 1 ない保佐 日 - ない保佐 日 ない保佐 - ない - ない保佐 - ない - ない - ない - ない - ない - ない - ない - ない	祖 年 年 日 村 K 村 K 祖 年 の 同 月 月 た で 日 過 日 で 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の	日) B) B 日 日 日 であるこ	年 8 : み)	月月	日生
今回の更新に同意をした 家族等 (上記の家族等と同じ場合は記載不要) 法第33条第8項の同意 に基づき家と等たものとみなした場合	4 子·庭 1 配子家 生 1 配子家 族族等等 (回 家族(四 )	系 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	府日、京都府都府「田田」の日、京東道県観姉し、道県道県観姉し項た期をの月、京東道県観妹たの日限発連編集を、対日限発連	区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区	ない) 3 は 様 柄 町 E 町 E を を を を を を を で に 仮 佐 明 正 の ない 保 佐 明 正 の ない 保 佐 中 年 間 近 口 の な は 日 と 変 年 年 間 近 口 の に 家 年 年 間 近 口 の に 家 佐 単 電 正 会 上 で 電 正 会 上 で 電 正 会 上 で ま た と で に い か と か に か に か に か に か に か に か に か に か に	【 祖 年 日 村 K 村 K 祖 年 D 月 D D B D B D B D B D B D B D B D B D	日) 日) 日 日 日 であるここ の他 (	年 8 : み)	月月	日生 日生
今回の更新に同意をした 家族等 (上記の家族等と同じ場合は記載不要) 法第33条第8項の同意 に基づき家と等たものとみなした場合	4 子·庭 1 配子家 生 1 配子家 族族等等 (回 家族(四 )	系 教	府1 (2) 2 (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	区 区	ない) 3 は 様 柄 町 E 町 E を を を を を を を で に 仮 佐 明 正 の ない 保 佐 明 正 の ない 保 佐 中 年 間 近 口 の な は 日 と 変 年 年 間 近 口 の に 家 年 年 間 近 口 の に 家 佐 単 電 正 会 上 で 電 正 会 上 で 電 正 会 上 で ま た と で に い か と か に か に か に か に か に か に か に か に か に	で、祖年 年 日 村 K 村 K 祖 年 の 月 月 た 日 かり 月 を ク カー カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カ	日) 日) 日 日 日 であるここ の他 (	年 8 : み)	月月	日生日生
今回の更新に同意をした 家族等 (上記の家族等と同じ場合は記載不要) 法第33条第8項の同意 に基づき家と等たものとみなした場合	4 子·庭 1 配子家 生 1 配子家 族族等等 (回 家族(四 )	系 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	府日、京都府都府「田田」の日、京東道県観姉し、道県道県観姉し項た期をの月、京東道県観妹たの日限発連編集を、対日限発連	区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区	ない) 3 は 様 柄 町 E 町 E を を を を を を を で に 仮 佐 明 正 の ない 保 佐 明 正 の ない 保 佐 中 年 間 近 口 の な は 日 と 変 年 年 間 近 口 の に 家 年 年 間 近 口 の に 家 佐 単 電 正 会 上 で 電 正 会 上 で 電 正 会 上 で ま た と で に い か と か に か に か に か に か に か に か に か に か に	【 祖 年 日 村 K 村 K 祖 年 D 月 D D B D B D B D B D B D B D B D B D	日) 日) 日 日 日 であるここ の他 (	年 8 : み)	月月	日生 日生
今回の更新に同意をした 家族等 (上記の家族等と同じ場合は記載不要) 法第33条第8項の同意 に基づき家と等たものとみなした場合	4 子·庭 1 配子家 生 1 配子家 族族等等 (回 家族(四 )	系 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	府日、京都府都府「田田」の日、京東道県観姉し、道県道県観姉し項た期をの月、京東道県観妹たの日限発連編集を、対日限発連	区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区	ない) 3 は 様 柄 町 E 町 E を を を を を を を で に 仮 佐 明 正 の ない 保 佐 明 正 の ない 保 佐 中 年 間 近 口 の な は 日 と 変 年 年 間 近 口 の に 家 年 年 間 近 口 の に 家 佐 単 電 正 会 上 で 電 正 会 上 で 電 正 会 上 で ま た と で に い か と か に か に か に か に か に か に か に か に か に	【 祖 年 日 村 K 村 K 祖 年 D 月 D D B D B D B D B D B D B D B D B D	日) 日) 日 日 日 であるここ の他 (	年 8 : み)	月月	日生 日生

審	査	4	ŧ	意	見		-		•	C.	
千	葉	市	Ø	措	置	-				`	

#### 記載トの留書本項

- 内は、今回の更新にあたって行われた精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」、は「第33条の6第2項入院」と記載すること。 なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 本更新後の入院期間の欄は、医療保護入院者追院支援委員会で審議された入院期間に留意した上で、当該医療保護入院から6月を経過するまでの間は3月、入院から6月を経過した後は6月を上限とした期限を定めて記載すること。
- 4 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を聞くこと。
- 5 更新が必要と診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること
- 6 退院に向けた取組の状況の欄については、今回の更新にあたって医療保護入院者退院支援委員会の審議が行わ れた年月日を記載すること。また、令和5年11月27日付障発1127第7号「措置入院者及び医療保護入院 者の退院促進に関する措置について」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別派様式2「医療保護 入院者退院支援委員会審議記録」の写しを添付すること。そのトで。
- ① 退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等。
- ② 地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等、
- ③ 医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等
- について記載すること。
- 7 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は、原則として2人目を記載すること。
- 8 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 9 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものをみなす場合は、「法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合」にレ点を入れることとし、同意書の添付は不要であること。ただし、法第33条第6項による入院の更新に関する同意の通知をした時から更新するまでの間に、当該通知に係る家族場が
- ① 法第5条第2項に規定する家族等に該当しなくなったとき
- ② 死亡したとき
- ③ 貧思を表示できないとき
- のいずれかの事由に該当すると把握した場合には、同意を得たものとみなすことができないことに留意すること。また、同意を得たものとみなす場合は、通知をした家族等との連絡等の記録(直近2件)の欄に、直前の入院期間中、通知をした家族等と直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。通知をした家族等が親権者の両親である場合は、父又は母のいずれかと直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。)
- 10 今回の更新に同意をした家族等の欄に記載がある場合は、法第33条第8項による同意を得たものとみなさないことに留意すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を〇で囲むこと。

#### 様式第11号

#### 医療保護入院者の退院届

年 月 日

(あて先) 千葉市長

病院名 所在地

下記の医療保護入院者が退院したので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の2の規定により届け

出ます。

- 6	ıπ	· T.						•	
	医	療保護入院:	者	フリガナ 氏 名		(男·女)	生年月日	年(流	月 日生
				住 所	都道 府県	郡市 区	町村区		
	入 (	院 年 月 医療保護入院】	日 )		年 月 日	•			
	退	院年月	в		年 月 日				
	病		名		精神障害 テュ゚リー ( )	<ol> <li>2 従たる精神</li> <li>ICDカテコ*リ</li> </ol>		3 身体合併症	
-[	退	院後の処	置	1 入院継続 5 その他	克(任意入院・措置 (	置入院・他科) )	2 通院医療	3 転医 4 死亡	-
	退	院後の帰住:	先	1 自宅 ( i	i 家族と同居、ii	単身) 2 施	設 3 その他	ŗ (	)
	帰	住先の住う	所		郡道 郡市 守県 区	町村 . 区			
	訪意	間支援等に関す	る見			÷			
		害福祉サービス等の に関する意							
	主	治医氏	名						

#### 記載上の留意事項

- 1 入院年月日の欄は、法第33条第1項又は第2項による医療保護入院の年月日を記載すること。
- 2 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を〇で囲むこと。

# 様式第12号

#### 特定医師による応急入院届及び記録

(あて先) 千葉市長

病 院 名 所 在 地 管理者名

下記の者が、特定医師の診察の結果、応急入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関

する法律第33条の6第	5項の規定により届け出	ます。	·	
	フリガナ	4. 4-		
応 急 入 院 者	氏名	(男·女) 月日		月日生(満歳)
	住 所 都道 府県	郡市 町村 区 区		
依頼をした者の入院者との関係				
入院年月日	年 月 日(	午前・午後時)		
	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症	
病 名	ICDカカテコ゚サー()	ICDカテコ・リー ( )		
	Idday = y	100//- /		_
生活歴及び現病歴				-
推定発病年月、精神科受				
診歴等を記載すること。				
and a set of the set	(陳述者氏名		<u></u> 続 柄	)
応 急 入 院 の 必 要 性 (患者自身の病気に対する)	*			
理解の程度を含め、任意入	•			
院が行われる状態にない	•			
と判断した理由について		•		
【記載すること。				
	年	: 月 日~ 年	月日	
初回入院期間	(入院形態	"	,, ,	
前回入院期間	年		月,日	
初回から前回までの	(入院形態	• )		
入院回数	計 回	·		
<現在の精神症状>	I 意識		•	,
	1 意識混濁 2 せん妄   Ⅱ 知能(軽度障害、中等	3 もうろう 4 その他( 皮障害 重皮験事)		)
	Ⅲ 記憶	及停口、里及停口/		
		障害 3 健忘 4 その他(		)
	IV 知覚	,		
	1 幻聴 2 幻視 3 そ	の他(	)	
	V 思考 1 定相 2 田孝公編	3 連合弛緩 4 滅裂思考 5	用老茶净	
	6 思考制止 7 強迫観		)	
	VI 感情・情動			
İ		つ気分 3 高揚気分 4 感情		`
I	b 無燥・激超 6 易恐	性・被刺激性亢進 7 その	E (	,

•	
·	VI 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ( )
	福 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他( ) IX 食行動
	1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他(
<その他の重要な症状>	1 てんかん発作 2 自殺念蔵 3 物質依存 ( ) 4 その他 ( )
<問題行動等>	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他( )
<現在の状態像>	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失興症等残瓊状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他(
応急入院を採った理由	
家族等の同意を得ること	
め、応急入院を採った理由について記載すること。	
入院を必要と認めた 特 定 医 師 氏 名	署名
確 認 し た 精神保健指定医氏名	警察         年月日           日時         (午前・午後時)
精神保健指定医が 入院妥当でないと 判断した場合の理由	
事後審査委員会意見	
	記載上の留意事項

- 1 内は、特定医師の診察に基づいて記載すること。
- 2 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも離取して記載すること。
- 3 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診匿名精神科受診歴等に含むこととする。
- 4 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも職取して記載すること。
- 5 現在の精神能状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の機は、一般にこの音類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 6 入院を必要と認めた特定医師氏名の概は、特定医師自身が署名すること。
- 7 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 事後審査委員会意見の欄は、千葉市長への届出時点では記入を要しないが、本様式を院内で記録として保存する際には、記載しておくこと。
- 9 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

## 様式第13号

**広急入院届** 

年 月 日

(あて先) 千葉市長

病院名所在地管理者名

下記の者が応急入院しましたので、精神保険及び精神障害者福祉に関する法律第33条の6第5項の規定により

届け出ます。 フリガナ 生年月日 月 日生 (男・女) 氏 名 (物) 都道 郡市 町村 住 所 府県 Z. 依頼をした者の 入院者との関係 入院年月日 年 月 日(午前・午後 時) 法第34条による なし あり 移送の有無 主たる精神障害 2 従たる精神障害 3 身体合併症 ICDカテコ\*リー ( ICDカテコ\*リー( 応急入院の必要性 患者自身の病気に対する 理解の程度を含め、任意 入院が行われる状態にな いと判断した理由につい て記載すること。 病状又は状態像の 応急入院を採った理由 家族等の同意を得ること のできなかった理由を含 め、応急入院を採った理 由について記載するこ 入院を必要と認めた 精神保健指定医氏名

## 様式第14号

#### 措置入院者の定期病状報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

病 院 名 所 在 地 管理者名

下記の措置入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第1項の規 まにより報告しませ

措 置 入 院 者	フリガナ     生年     年月 月5       氏名     (男・女) 月日     (演 歳)
	住 所 都道 郡市 町村 府県 区 区
措置年月日	年 月 日 今回の入院年月日 年 月 日 入 院 形 態
前回の定期報告年月日	17.7 00 10.7
病名名	1 主たる精神障害     2 従たる精神障害       ICDカテュ・リー ( )     ICDカテュ・リー ( )
過去6か月間(措置入院後3か月の 場合は過去3か月間)の仮退院の実績	針 间 碎月粉 日
過去6か月間(措置入院後 か月の場合は過去3か月間)の治療の内容とその紀 果 問題行動を中心として記載 すること。	· · ·
今後の治療方針(再発防止 への対応含む)	
処遇、看護及び指導の現状	隔 離 i 多用 ii時々 iiiほとんど不要 注 意 必 要 度 i 常に般重な注意 ii 随時一応の注意 iiiほとんど不要 日常生活の介助 i 提めて手間のかかる介助 ii 比較的簡単な介助と指導 指 導 必 要 性 ii 生活指導を要する iv その他 (
退院に向けた取組の状況	
(遺任された退院後生活環境	地域援助事業者の紹介について本人や家族等からの求め又は必要性の有無 (あり・なし)
(選任された退院後生活環境 相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況等について) 重大な問題行動(Aはこれまでの、 Bは今後おそれある行動)	地域援助事業者の紹介について本人や家族等からの求め又は必要性の有無 (あり・なし) 上記で「あり」の場合の紹介状況 ( ) ) 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像 (該当のローマ 数字及び第用数字を〇で囲むこと。)
(遺任された退院後生活環境 相験員との相談状況、地域援 助事業者の紹介状況等につい て) 重大な問題行動(Aはこれまでの、	地域援助事業者の紹介について本人や家族等からの求め又は必要性の有無 (あり・なし) 上記で「あり」の場合の紹介状況( ) 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像(該当のローマ数字及び算用数字を〇で囲むこと。) 〈現在の精神症状〉 1 意識混濁 2 世ん妄 3 もうろう 4 その他( )
(選任された退院後生活環境 相談員との相談状況、地域援助 事業者の紹介状況等について) 重大な問題行動(Aはこれまでの、 B は今後おぞれある行動) 1 殺人 2 放火 3 強盗 A E	地域援助事業者の紹介について本人や家族等からの求め又は必要性の有無 (あり・なし) 上記で「あり」の場合の紹介状況 ( )  現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像 (該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。)  《現在の精神症状〉 1 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( ) II 知能 (経度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶障害 2 見当職障害 3 健忘 4 その他 ( ) IV 知覚

記載上の留意事項 1 所は、精神保養指定医の診察に基づいて影響すること。ただし、法第34条による移送が行われた場合は、この側は、影響する必要はないこと

<sup>2</sup> 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

13 家宅侵入 A 14 詐欺等の経済 A 的な問題行動	B B B	VT 総情・情動     1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 無燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ( ) )
診察時の特配事	項	
本報告に係る診察年月	Ħ	年 月 B
診断した精神保健指定医師	毛名	署名
	_	
審査会意	見	
千葉市の措	置	

#### 記載上の留意事項

1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること、

- 2 今回の入院年月日の欄は、今回食病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 年活展及IN型線機の構は、前回報告のコピーの案件でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診屋を精神科受診歴等に含むこととする。
- 6 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 7 重大な問題行動の欄には、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字、A及びBを Oで開たこと。
- 8 現在の特神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の機は、一般にこの客類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主と して最近のそれに重点を置くこと。
- 9 診察時の特記事項の機は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 10 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 11 追索に向けた取組の状況の無については、追欺後生活環境制能員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等や、地域提助事業者の紹介の有無や限会した地域援助事業者との相談の状況等について影響すること。
- 12 滞択肢の棚は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を〇で囲むこと。

様式第20号を次のように改める。

#### 様式第20号

年 月

通知書

(申請者)

样

千葉市長 同

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請は、次により承認されませんでしたので通知します。

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条の規定による精神障害者 保健福祉手帳の障害等級に定める精神障害の状態に該当しないこと。
- 2 その他の理由

#### お知らせ

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内 に、千葉市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6か月以内に、千葉市を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の 審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日 の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 上記1・2の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1・2の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを慢起することが認められる場合があります。
- ※お知らせ文中の「決定」は、行政不服審査法及び行政事件訴訟法上の「処分」に当たります。

#### 附則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

# 千葉市規則第24号

千葉市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則 千葉市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者 の症状等の報告に関する条例施行規則(平成19年千葉市規則第16号) の一部を次のように改正する。

第3条中「第38条の2第3項」を「第38条の2第2項」に改める。 別記様式を次のように改める。

## 別記様式

#### 任意入院者の定期病状報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

病院名所在地管理者名

下記の任意入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第2項の規定により報告しま

-	フリガナ						
任 意 入 院 者	氏 名		(男・女)	生年月日	<b>年</b>	月(満	日生歳)
	住 所	都道 府県	郡市区	町村 区			٠.
任意入院年月日		年 月 日	今回の入	院年月日	年	月	B
(法第20条による入院)			入院	形態			
前回の定期報告年月日	角	月日					
病 名	1 主たる	精神障害	2 従たる精神	障害	3 身体合併	Ē	
	ICD#	f=*1 - ( )	ICDカテコ*!	J- ( )			
過去12か月間の治療の内 客とその結果(過去12か		:					
月間の病状又は状態像の 経過の概要並びに過去12							
か月間に行動制限が行わ							
れた際はその必要性について) いて)							
症状の経過	1 悪化傾	向 2 動揺傾向	3 不変 4	改善傾向			
任意入院継続の必要性		-					
(通院へ変更ができない) 理由について具体的に説							
明すること)							

<現在の精神症状>	- 13
	1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他( )
	Ⅱ 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害)
l.	Ⅲ 記憶
	1 記銘障害 2 見当饑障害 3 健忘 4 その他( )
İ	IV 知覚
	1 幻聴 2 幻視 3 その他( )
	V 思考
	1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止
	7 強迫観念 8 その他 ( )
	VI 威情・情動
	1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越
* · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他( )
	VII 意欲
	1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心
	7 その他(
•	Ⅷ 自我意識
	1 離人成 2 させられ体験 3 解離 4 その他( )
	IX 食行動
	1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( )
•	THE BUILDING COME
くその他の重要な症状>	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存( )
C COME COME DISCUSSION	4 その他 ( )
	, , , ,
<問題行動等>	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他( )
- paj A25 11 397 可 ク	* oke tot as builted as a control /
く現在の状態像>	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態
- 50 12> 4A 105 106 >	4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態
	8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ( )
	O O D D D D D D D D D D D D D D D D D D
本報告に係る診察年月日	年 月 日
診断した主治医氏名	異名
2 2 2 2 10 12 PC 74	The contract of the contract o

審	. 查	会	意	見	
千	葉	市の	措	置	

内は、主治医の診察に基づいて記載すること。

- 2 今回の入院年月日の欄は、今回食病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を告む、その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」と記載すること。) なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。)
- 3 入院後の診察により精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の根検が明らかに必要な特状であること等により1年以上の人民が必要であると判断される場合には、「任意入院譲続の必要性」の欄にその音を拒載すること。
- 以上の人味が必要であると判断される場合には、「社話人は無板の必要性」の機にせい言を記載すること。 4 入院時より6か月の間に、開放処遇が制限された者の6か月経過時の報告においては、「過去12か月間」とあるのは「過去6か月間」と認み替えるこ
- 5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を微くこと。
- 6 診断した主治医氏名の欄は、主治医自身が署名すること。
- 7 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を〇で囲むこと。

## 附則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

## 千葉市規則第25号

千葉市火災予防規則の一部を改正する規則

千葉市火災予防規則 (昭和56年千葉市規則第49号) の一部を次の ように改正する。

第3条の2第2項第2号中「建築物」の次に「(特定主要構造部(同条第9号の2イに規定する特定主要構造部をいう。第27条の2第2号において同じ。)を不燃材料とした同法第2条第9号の2イに掲げる基準に適合する建築物を含む。)」を加える。

第27条の2第2号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。 様式第2号を次のように改める。

# 様式第2号(その1) (第31条関係)

(あて先)千	葉市	消防長又は	千葉市	消防	署長		<b>.</b> 4	<u> </u>	F) [	B .
				· F	出者					
					住 所	-		-		
				٠.	氏 名 連絡先行	配話番号				
							 ルアドレン @			
-		条例第43条6		り、防力	火対象物の	の使用開	始(変更)	を届け	出ます。	•
新 在 —————	地	千葉市	区			• •				
<b>4</b>	称									
車 絡		電話番号 メールアド1	デ ドス	-	@	管理会社名	8等			)
出機	要	□新築 □	テナント入	居(既存)	) 口その船	也 (				)
方火 地 城	等	口防火 口	準防火 口	その他	敷 地	面積				n
東	数			棟	使用開始	6年月日		年	月	E
その他必要事	項						,	·		
					-					
※ 受		付 相			*	経	過	欄		

- 備考 1 届出者が法人の場合は、主たる事業所の所在地、法人名称及び代表者の職・氏名を記入し

てください。
 該当の口にレ点を記入してください。
 様ごとに、棟別概要を記入してください。
 以下の書類を添付してください。
 新築の場合:案内図、配置図、建物水積図、各階平面図、立面図、断面図、その他必要と 服められる書類 既存の場合:平面図(該当する階)、その他必要と認められる書類 多、第1の部分は、記入しないでください。

(その2)

	_	_		_								_		_
棟別	名	称					<u> </u>	体の	m 14				-	
テナン	/ <b>\</b> 4	名称					保金	E 144 10	用坯	(※令別)	長第1		項	)
棟全体の	の収容	人員				人	テナ	ントの	) 用途	(※令別)			項	)
内 装	制	限	口有口無	(	]全体 🛘	階	口不	燃材料	口準7	燃材料		燃		
建築面	積		m²	延	べ面積		m²	階	層	地上	階	地	下	階
最高高	ið.		m	構	造	□耐火 □準	耐火	※消防 年月日		g	年	月		日号
階別	用	途	床面積	ŧ	. 収容	消防用設	備等	(特殊消	防用設備	構等)の	设置		無窓該	都
階	-		r	'n	人	□ 消火器 □ スプリ □ 消防機 □ 非常警 □ 誘導灯 □ その他	ンクラ 関へ通 報設備	報する火	自動 以報知 は 選択	設備		)	E	]
階			ľ	น้		□ 消火器 □ 消火器 □ 消防機 □ 非常警 □ その他	関へ通 報設備	報する火	自 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	設備			E	3
階			I	น์	Д	□ 消火器 □ スプリ □ 非常警 □ 誘導灯	ンクラ 関へ通 報設備	報する人	自自口 災報知 口 避難					)
階			r	น์	Д	□ 消火器リ □ 消消常警 □ 誘導灯	関へ通 報設備	報する火	自 自 災報知 は 関数 □	設備				]
階			r	น์	人	□ パントリー は できまり は できまり は できまり は できまり は できまり は できまり ここ いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい い	ンクラ 関へ通 報設備	報する火	日 自動災報知	設備				]
階			, I	ที	Д	一 消スプリー に対象が は対象を に対象を に対象を に対象を に対象を に対象を に対象を に対象を に	ンクラ 関へ通 報設備	報する人	日 自動 災報知 日 避難	設備	備		<u> </u>	]

(続)

## 棟別概要

階別	用途	床面積	収容 人員	(株 が (株 安 消防用設備等)の設置	無窓階 該 当
階		m³	人	□ 消火器 □ 屋内消火栓設備 □ スプリンクラー設備 □ 自動火災報知設備 □ 消防機関へ通報する火災報知設備 □ 非常警報設備 □ 避難器具 □ 誘導灯 □ 連結送水管 □ その他( )	
階		m²	人	□ 消火器 □ 屋内消火栓設備 □ スプリンクラー設備 □ 自動火災報知設備 □ 消防機関へ通報する火災報知設備 □ 非常警報設備 □ 遊騰器具 □ 誘導灯 □ 連結送水管 □ その他( )	
階		nť	人	□ 消火器 □ 屋内消火栓設備 □ スプリンクラー設備 □ 自動火災報知設備 □ 消防機関へ通報する火災報知設備 □ 非常警報設備 □ 避難器具 □ 誘導灯 □ 連結送水管 □ その他( )	
階		m²	人	□ 消火器 □ 屋内消火栓設備 □ スプリンクラー設備 □ 自動火災報知設備 □ 消防機関へ通報する火災報知設備 □ 非常警報設備 □ 遊離器具 □ 誘導灯 □ 連結送水管	
階		ពវិ	, ,	□ 消火器 □ 屋内消火栓設備 □ スプリンクラー設備 □ 自動火災繰知設備 □ 消防機関へ通報する火災報知設備 □ 非常警報設備 □ 避難器具 □ 誘導灯 □ 連結送水管 □ その他 ( )	
階		nî	Д	□ 消火器 □ 屋内消火栓設備 □ スプリンクラー設備 □ 自動火災報知設備 □ 消防機関へ通報する火災報知設備 □ 非常警報設備 □ 遊難器具 □ 誘導灯 □ 連結送水管 □ その他 ( )	
階		ฑ์	人	□ 消火器 □ 屋内消火栓設備 □ ヌブリンクラー設備 □ 自動火災報知設備 □ 消防機関へ通報する火災報知設備 □ 非常警報設備 □ 遊離器具 □ 誘導灯 □ 連結送水管 □ その他 ( )	
階		ď	人	□ 消火器 □ 屋内消火栓設備 □ スプリンクラー設備 □ 自動火災報知設備 □ 消防機関へ通報する火災報知設備 □ 非常警報設備 □ 避難器具 □ 誘導灯 □ 連結送水管	

様式第18号を次のように改める。

# 様式第18号(第37条関係)

消防用設備等の工事計画届出書

(	あて先	)千葉市	消防長又	は千	葉市	消	防署長				•			
			prof				Ji	届出者 住						
								<u>1±</u>	171			····		
								氏	名					
								連絡	先電話	番号				-
								連絡	先電子	・メー	ルア	ドレ	ス	
-	rakata J	L ((( 37.194	- Az Azəldağı A	7/2 (7)	n on <del>till</del> i	<b>ウ</b> ル ト i	n wert	日参い	Mar on all	LTITT Y. F	マルト	. @ u +	<b>-</b>	
-			条例第4	(来の)		圧によ	ソ相切が	H [双]相	等の折	一門で	由りた	ם אין		
I.	事の	場所	千葉市		区							٠		
I.	事を	行う					*							
防火	対象物	の名称											••	
消防	用設備等	の種類												
施	住	所												
I.	氏	名場合は												
者		が代表												
I.	事の	種別	□ 新部			増設その他		移	<b>投</b>		取者	孝之		
ı.	事の	理由		-	,		-				-		_	
· 丁里	事着工-	予定日		年	月		工事完	 - 子子	定日	,	£	E.	月	
	# /B J.						1.77			_				
		<b>*</b> 5	そ 付	概	l				<b>※</b> ₩	ė i	8	欄		

- 備考 1 届出者が法人の場合は、主たる事業所の所在地、法人名称及び代表者の職・氏 1 届日名かな人の場合は、主たる事業所の所往地、伝入名称が名を記入してください。 2 該当の口にレ点を記入してください。 3 平面図、その他必要と認められる図書を添付してください。 4 ※印欄は、記入しないでください。

### 附則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

## 千葉市規則第26号

子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規 則

子どもの医療費の助成に関する条例施行規則(昭和45年千葉市規則 第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第1項第4号」を「第2条第1項第3号」に改める。 第5条第2号を削り、同条第3号中「満15歳」を「満18歳」に改 め、同号を同条第2号とする。

## 附則

この規則は、令和6年8月1日から施行する。

### 千葉市規則第27号

千葉市保育所管理規則の一部を改正する規則 千葉市保育所管理規則(昭和58年千葉市規則第52号)の一部を次 のように改正する。

別表千葉市亥鼻保育所の項を削る。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 千葉市規則第28号

児童福祉法、子ども・子育て支援法及び千葉市保育所及び千葉市 認定こども園使用料条例に基づく使用料等の徴収等に関する規則 の一部を改正する規則

児童福祉法、子ども・子育て支援法及び千葉市保育所及び千葉市認定 こども園使用料条例に基づく使用料等の徴収等に関する規則(平成27 年千葉市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項、第2項及び第4項並びに第5条第1項及び第2項中 「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項 第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に 改める。

別表備考第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に 改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 千葉市規則第29号

千葉市環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

千葉市環境保全条例施行規則(平成7年千葉市規則第62号)の一部 を次のように改正する。

第1条中「平成7年千葉市条例第43号)」を「平成7年千葉市条例 第43号。」に改める。

別表第4第1項の表六価クロム化合物の項中「0.5ミリグラム」を「0.2ミリグラム」に改める。

 施
 特定施設の種類

 設置年月日 年月日

 使用年月日 年月日

 型式公称能力

様式第1号別紙3中

を

振	重	ħ	防	ιŀ	0	方	法
騒	雈	Ť	防	止	の	方	法
法	使	用	状	況			
法	使	用	時	間		時~	時
使用の		3	数				
	公	称	能	カ			
及	ヱ			式			

Γ

Γ	A4 4	? fts 9	役の種	*5			
攈	<u> </u>						
め	設	置名	手. 月	目	年	月	日
襟	使	用 4	手月	日	年	月	Ħ
慢	型			式			
び健	公	称	能	カ			
施設の構造及び使用の方法	数						
方	使	用	時	百	時	~	時
法	使	用	状	況			
騒	音防	上	の方	法			
摄	動的	土	の方	法			

に改める。

附則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製さ

れた用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

#### 千葉市規則第30号

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則の一部を改正 する規則

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則(平成5年千葉市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第40条第2項第1号中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項」に改め、同項第2号中「地方自治法施行令第158条」を「地方自治法第243条の2第1項」に、「地方自治法(昭和22年法律第67号)」を「同法」に改め、同項第3号中「地方自治法施行令第158条」を「地方自治法第243条の2第1項」に改める。

#### 附則

この規則は、令和6年4月1日から旅行する。

### 千葉市規則第31号

千葉市農業集落排水事業分担金条例施行規則の一部を改正する規 III

千葉市農業集落排水事業分担金条例施行規則(平成5年千葉市規則第40号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

千葉市農業集落排水処理施設整備事業分担金条例施行規則 第1条中「千葉市農業集落排水事業分担金条例」を「千葉市農業集落 排水処理施設整備事業分担金条例」に改める。

第5条中「農業集落排水事業分担金決定通知書」を「農業集落排水処 理施設整備事業分担金決定通知書」に改める。

第7条第2項中「農業集落排水事業分担金徵収猶予申請書」を「農業 集落排水処理施設整備事業分担金徵収猶予申請書」に改め、同条第3項 中「農業集落排水事業分担金徵収猶予決定通知書」を「農業集落排水処 理施設整備事業分担金徵収猶予決定通知書」に改める。

第8条第2項中「農業集落排水事業分担金徵収猶予取消通知書」を 「農業集落排水処理施設整備事業分担金徵収猶予取消通知書」に改める。

第9条第1項中「農業集落排水事業分担金減免申請書」を「農業集落 排水処理施設整備事業分担金減免申請書」に改め、同条第2項中「農業 集落排水事業分担金減免決定通知書」を「農業集落排水処理施設整備事 業分担金減免決定通知書」に改める。

第10条中「農業集落排水事業受益者変更届」を「農業集落排水処理 施設整備事業受益者変更届」に改める。

第11条中「農業集落排水事業分担金納付者住所変更届」を「農業集 落排水処理施設整備事業分担金納付者住所変更届」に改める。

様式第1号(表)中「農業集落排水事業分担金決定通知書」を「農業 集落排水処理施設整備事業分担金決定通知書」に改め、同様式(裏)中 「千葉市農業集落排水事業分担金条例」を「千葉市農業集落排水処理施 設整備事業分担金条例」に、「農業集落排水事業分担金の」を「分担金 の」に改める。

様式第2号中「農業集落排水事業分担金徴収猶予申請書」を「農業集

落排水処理施設整備事業分担金徵収猶予申請書」に、「農業集落排水事業分担金の」を「農業集落排水処理施設整備事業分担金の」に、「千葉市農業集落排水事業分担金条例施行規則」を「千葉市農業集落排水処理施設整備事業分担金条例施行規則」に改める。

様式第3号中「農業集落排水事業分担金徵収猶予決定通知書」を「農業集落排水処理施設整備事業分担金徵収猶予決定通知書」に、「農業集落排水事業分担金の」を「農業集落排水処理施設整備事業分担金の」に、「千葉市農業集落排水事業分担金条例施行規則」を「千葉市農業集落排水処理施設整備事業分担金条例施行規則」に改める。

様式第4号中「農業集落排水事業分担金徵収猶予取消通知書」を「農業集落排水処理施設整備事業分担金徵収猶予取消通知書」に、「農業集落排水事業分担金の」を「農業集落排水処理施設整備事業分担金の」に、「千葉市農業集落排水事業分担金条例施行規則」を「千葉市農業集落排水処理施設整備事業分担金条例施行規則」に改める。

様式第5号中「農業集落排水事業分担金減免申請書」を「農業集落排水処理施設整備事業分担金減免申請書」に、「農業集落排水事業分担金の」を「農業集落排水処理施設整備事業分担金の」に、「千葉市農業集落排水事業分担金条例施行規則」を「千葉市農業集落排水処理施設整備事業分担金条例施行規則」に改める。

様式第6号中「農業集落排水事業分担金減免決定通知書」を「農業集落排水処理施設整備事業分担金減免決定通知書」に、「農業集落排水事業分担金の」を「農業集落排水処理施設整備事業分担金の」に、「千葉市農業集落排水事業分担金条例施行規則」を「千葉市農業集落排水処理施設整備事業分担金条例施行規則」に、「農業集落排水事業分担金を」を「農業集落排水処理施設整備事業分担金を」に改める。

様式第7号中「農業集落排水事業受益者変更届」を「農業集落排水処理施設整備事業受益者変更届」に、「農業集落排水事業分担金の受益」を「農業集落排水処理施設整備事業分担金の受益者」に、「千葉市農業集落排水事業分担金条例」を「千葉市農業集落排水処理施設整備事業分担金条例」に改める。

様式第8号中「農業集落排水事業分担金納付者住所変更届」を「農業

集落排水処理施設整備事業分担金納付者住所変更届」に、「農業集落排水事業分担金の」を「農業集落排水処理施設整備事業分担金の」に、「千葉市農業集落排水事業分担金条例施行規則」を「千葉市農業集落排水処理施設整備事業分担金条例施行規則」に改める。

#### 附則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の目前にこの規則による改正前の千葉市農業集落排水事業分担金条例施行規則の規定により市長が行った通知その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為で、この規則の施行の際現に効力を有するものは、この規則による改正後の千葉市農業集落排水処理施設整備事業分担金条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

#### 千葉市規則第32号

千葉市下水道事業会計規則の一部を改正する規則

千葉市下水道事業会計規則(平成8年千葉市規則第43号)の一部を 次のように改正する。

第2条第14号を次のように改める。

(14) 指定公金事務取扱者 法第33条の2において準用する地方自 治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第 243条の2第1項の規定により委託を受けた者をいう。

第2条第16号中「出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関」を「出 納取扱金融機関等」に、「支払い」を「支払」に改める。

第8条中「、第3項及び第4項」を「から第4項まで」に改める。

第14条第1項中「基づいて」を「より」に改める。

第21条の見出しを削る。

第23条第1項中「従い」を「応じ」に改め、同項第2号中「とき」 の次に「。」を加え、同項第3号中「あったとき」の次に「。」を加え る。

第25条第2項中「第31条」を「第31条第1項」に改める。

第26条第2項ただし書中「ただし、すでに」を「この場合において、 既に」に改める。

第28条第1項中「受入れ」を「受け入れ」に改め、同条第3項中 「払込む」を「払い込む」に改める。

第32条の見出し中「支払い地」を「支払地」に改める。

第33条中「支払い」を「支払」に改める。

第34条第1項中「第21条の3第1項」を「第21条の3第1項各号」に改め、同条第2項中「支払い」を「支払」に、「控」を「控え」に改める。

第35条の見出し中「支払い拒絶」を「支払拒絶」に改め、同条第1項中「支払い」を「支払」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第2項中「発行済」を「発行済み」に改める。

第36条第2項中「すでに」を「既に」に改める。

第37条第1項中「地方自治法(昭和22年法律第67号)」を「自

治法」に改める。

第39条の見出しを「(後収等の委託)」に改め、同条第1項中「局長」を「収入徴収者」に改め、「第33条の2」の次に「において準用する自治法第243条の2第1項」を加え、「私人に収入」を「公金」に改め、同項ただし書中「収入」を「公金」に改め、同条第2項中「前項の規定により収納の事務を受託した者(以下「収入事務受託者」という。)」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第3項中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第4項中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に、「、第2項」を「、同項」に改め、同条第5項及び第6項中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第44条第3項ただし書中「もの」を「とき」に改める。

第45条第2項第2号、第5号及び第7号中「写」を「写し」に改め、 同条第3項中「には」の次に「、」を加える。

第46条第5号中「寄付金」を「寄附金」に改める。

第48条第1項第6号中「及び」を「、」に改め、同条第2項中「資 金の前渡」を「資金前渡」に改める。

第51条第1項中「支払い」を「支払」に改め、同項第2号中「資金の前渡」を「資金前渡」に改め、同条第2項中「支払い」を「支払」に 改める。

第53条第1項中「支払い」を「支払」に改め、同条第3項中「報告」を「規定による報告」に、「に第1項」を「に同項」に、「支払い」を「支払」に改める。

第55条第1項中「若しくは」を「又は」に改め、同条第3項中「第 1項の」の次に「規定による」を加える。

第56条第2項中「公共工事」の次に「の」を加える。

第58条中「支払い」を「支払」に改める。

第59条中「直接払い」を「直接払」に改める。

第60条第1項中「管理者が定める」を「口座振替のできる」に改め 5。

第61条中「支払い」を「支払」に改める。

第62条第1項中「私人に」を「公金の」に改め、同条第3項中「資金の支払い及び資金の精算」を「支払及び精算」に改める。

第69条第1項中「支払い」を「支払」に改め、同条第2項中「及び」 を削り、同条第3項中「前1項」を「第1項」に改める。

第70条第2項中「支払い」を「支払」に、「あわせて」を「併せて」 に改める。

第74条の見出し中「受入」を「受入れ」に改め、同条中「受入」を 「受入れ」に、「支払い」を「支払」に改める。

第76条第4項中「前項」の次に「の」を加える。

第77条第1項中「支払い」を「支払」に、「の借り入れ」を「の借入れ」に改め、同条第2項中「の借入」を「の借入れ」に改める。

第82条第2項及び第84条第2項中「前項の」の次に「規定による」 を加える。

第85条第2項中「、不用」を「不用」に改め、同条第3項中「、売却」を「売却」に改め、「不用品」の次に「について」を加える。

第90条第1項中「うけなければ」を「受けなければ」に改め、同条 第3項中「掲げる」を「規定する」に改める。

第91条第1項中「うけなければ」を「受けなければ」に改める。

第97条第1項中「うけなければ」を「受けなければ」に改め、同項 第3号中「撤去し」の次に「、」を加える。

第98条中「用途廃止」の次に「を」を加える。

第99条中「へ管理換え」を「に管理換えをし、」に改め、「無償」 の次に「とし、」を加える。

第100条第1号及び第2号中「固定資産を」を「固定資産の」に改め、同条第3号中「、又は」を「又は」に改め、同条第4号中「異動を」を「異動が」に改める。

第103条第1項中「以下この条、」及び「以下この条及び次条において同じ。」を削る。

第114条第1項中「又は」を「、又は」に、「財政局長。」を「、 財政局長」に改める。

第116条中「作成し、」を削る。

第117条第1項中「同条第2項」を「第2項」に、「第18条の2」を「第18条の2第1項」に、「繰り越しに」を「繰越しに」に改め、同条第2項及び第3項中「繰り越し」を「繰越し」に改める。

第120条(見出しを含む。)中「締切」を「締切り」に改める。

第122条の見出しを削り、同条中「第21条の14第1項第1号」 を「第21条の13第1項第1号」に改める。

第125条第1項中「証書」を「証書類」に改め、同条第2項中「外国人の」の次に「作成する」を加える。

別表第4勘定科目表収益勘定の表中

		,	11 災害	災害応急対策等に要する	
			応急対	経費の負担金	. د
			策等負		を
			担金		
					J
Γ					
ŀ			11 災害	災害応急対策等に要する	
			応急対	経費の負担金	
			策等負	· .	
		·.	担金		
	_		12 脱炭	企業債(脱炭素化推進事	に
			素化推	業に係るものに限る。)	
			進事業	に対する負担金	
		1	負担金		

改める。

別表第4勘定科目表費用勘定の表中「給与に関する条例に基づき、支給する給料」を「千葉市職員の給与に関する条例(昭和26年千葉市条例第36号)に基づき支給する給料」に、「給与に関する条例に基づき、支給する手当」を「千葉市職員の給与に関する条例に基づき支給する手当」に、「退職手当支給条例に基づき、」を「千葉市職員退職手当支給

条例(昭和24年千葉市条例第5号)に基づき」に改め、「当年度発生 した債権が当年度において貸倒れとなった場合に、」及び「、不納欠損 処分額等(多額の場合)」を削る。

別表第4勘定科目表資産勘定の表中「、公舎、車庫、倉庫等の建物」 を削り、「上記区分」を「上記」に、「自動車、」を「自動車」に、 「、改良工事」を「及び改良工事」に、

		0,	7 未収	臨時財政特例債負担金に	
			臨時財	係る一般会計からの未収	
			政特例	入額	
		ŀ	債負担		:
			金		
		0:	3 未収	手数料の未収入額	
	, ,		手数料		

水道建	収入額	
設費負	:	
担金		
11 未収	分流式下水道等負担金に	
分流式	係る一般会計からの未収	7
下水道	入額	
等負担	'	
金		
12 未収	災害応急対策等負担金に	
災害応	係る一般会計からの未収	
急対策	入額	
等負担		
金		
13 未収	脱炭素化推進事業負担金	
脱炭素	に係る一般会計からの未	
化推進	収入額	
事業負		
担金		
14 未収	その他他会計負担金に係	
その他	る一般会計からの未収入	
他会計	額	
負担金		
15 未収	手数料の未収入額	
手数料		

改める。

別表第4勘定科目表負債勘定の表中

| 01 未払 | を 管渠布 設費 | 01 未払 | 管渠布 設利息 | に

改める。

別表第4勘定科目表共通「節」一覧表の表中「会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例に基づき、支給する手当」を「千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例(令和元年千葉市条例第30号)に基づき支給する手当」に、「、会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例に基づき、」を「及び千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例に基づき」に、「、宣伝」を「及び宣伝」に、「及び調査」を「、調査」に、「、産業廃棄物」を「並びに産業廃棄物」に、「、既存」を「及び既存」に改め、「当年度発生した債権が当年度において貸倒れとなった場合に、」を削る。

別表第5賃借料の項中「、及び」を「及び」に改め、同表保険料の項中「申し込み」を「申込み」に改める。

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第14号、第37条第1項、第39条及び第62条第1項の改正規定並びに第122条の改正規定(見出しを削る部分を除く。)は、令和6年4月1日から施行する。